

福岡県公報

平成21年5月18日

第2966号

増刊 ①

目次

監査委員

監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 1

監査委員

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき包括外部監査人永利新一より監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年5月18日

福岡県監査委員 工藤壽文

同 進谷庸助

同 伊藤龍峰

同 野田栄市

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

〔作成〕〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)

株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

平成20年度

福岡県包括外部監査の結果報告書

福岡県包括外部監査人
公認会計士 永利新一

目 次

	<u>ページ</u>
I. 監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 特定の事件（監査のテーマ）.....	1
3. 特定の事件の選定理由.....	1
4. 監査対象年度.....	1
5. 監査対象機関.....	1
6. 包括外部監査人及び補助者.....	2
7. 包括外部監査の執務日数等.....	2
8. 監査の要点.....	2
9. 主な監査手続.....	3
10. 利害関係.....	3
II. 監査の結果及び意見の集約.....	4
1. 県税の概要.....	4
2. 滞納整理.....	5
3. 法人二税.....	8
4. 個人県民税.....	11
5. 個人事業税.....	11
6. 不動産取得税.....	13
7. 軽油引取税.....	13
8. ゴルフ場利用税.....	14
9. 自動車税.....	15
10. 税務システム.....	16

III. 福岡県財政の概要と課題	22
1. 概要	22
2. 課題	39

IV. 監査の結果及び意見	44
1. 県税の概要	44
2. 済納整理	72
3. 法人二税	90
4. 個人県民税	102
5. 個人事業税	107
6. 不動産取得税	113
7. 軽油引取税	119
8. ゴルフ場利用税	133
9. 自動車税	142
10. 税務システム	149
11. 徴税費分析	170

I. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく監査

2. 特定の事件（監査のテーマ）

県税の賦課・徴収事務について

3. 特定の事件の選定理由

三位一体改革により、自主財源の確保すなわち、地方交付税・補助金の削減、税源の移譲による地方財政の拡充と強化が課題である。この課題に取り組む上で、県税の適正な課税と確実な徴収を図ることが前提となる。

このため、地方税務行政の適法性・公平性はこれまで以上に重要になるものと考え、本テーマを特定の事件として選定した。

4. 監査対象年度

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日）、ただし必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

5. 監査対象機関

総務部税務課及び各県税事務所

6. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 補助者	永利 新一 廣島 武文	公認会計士 公認会計士
	植田 正敬 児玉 邦康	公認会計士、公認情報システム監査人
	首藤 英樹 前田 拓也	公認会計士
	江上 英介	公認会計士試験合格者

7. 包括外部監査の執務日数等

監査対象機関等への往査等の執務日数は以下のとおりである。

(単位：日数)

	① 監査対象機関等への往査等	② 事務所執務	計 (①+②)
包括外部監査人	13	48	61
補助者	57	99	156
合 計	70	147	217

(注1) 平成20年4月7日から平成21年2月28日までの集計であり、平成21年2月28日以後に実施された監査結果の報告等に係る執務日数は含んでいない。

(注2) 1日の執務時間を6時間として日数計算している。

8. 監査の要点

- (1) 県税の賦課・徴収が法令等に準拠して行われているか。
- (2) 県税の賦課・徴収が効率的に行われているか。
- (3) 県税の賦課・徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- (4) 県税の賦課・徴収システムの課題を抽出し改善事項を提案する。

9. 主な監査手続

- (1) 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認した。
- (2) 主な県税事務所を往查し、賦課・徴収事務が関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを確認した。
- (3) 各種資料に基づき所得などの課税標準となる額を確定していく作業につき説明を受け、関連資料と突合した。
- (4) 賦課・徴収担当組織が必要十分なものであるかを確認するため、その整備状況を視察及び質問により検討した。
- (5) 課税客体の捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧した。
- (6) 減免について質問を実施し、関連資料を閲覧した。
- (7) 主な県税事務所に往查し、滞納整理が関係法令等に基づき適正に行われているかを確認した。
- (8) 滞納者及び滞納額の把握方法を質問した。
- (9) 不納欠損処理額の把握方法、処理手順の質問を行い、関連資料を閲覧した。
- (10) 税務システムについて、システムの構成・セキュリティ等について担当者の質問を行うとともに稼働・設置状況の調査を行った。

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 調査の結果及び意見の集約

1. 県税の概要

① 職員の高齢化について (意見)

県では厳しい財政状況下において団塊世代の退職者が大量に発生する一方で、新規職員の採用を抑えて、職員定数の削減を図っている。そのため、職員の年齢構成にひずみが生じ、高齢化が進んでいる。

その中でも県税事務所の高齢化は問題である。多くの県税事務所で50歳超が過半数を占め、40歳超が9割近くに達し、若い人が極めて少なくなっている。

県においては、退職者の再任用の制度も導入されているが、次世代の人材の確保に努め、退職者の専門知識等を有効に活用することにより、世代間のバランスを図る必要があると思われる。

② 業務の負担増について (意見)

職員数の削減が進められる中、調定済額等の増加に見られるように、今後業務は一層複雑、多忙になる。

収入未済の徴収には、さまざまな法律や事情が複雑に絡むため、高い専門的知識を求めるだけでなく、滞納者も威圧的な態度で必死に抵抗するところから、職員の精神的な負担が通常よりも大きくなり、精神的な障害を抱える職員が今後増えてくる可能性がある。

そのための十分なメンタルケアが望まれる。

さらに、将来、国税の中でも、滞納が一番多い消費税の税源移譲が進められれば、収入未済は更に増加することが予想される。県の職員数削減が進められる中で、税務組織の将来を見据えた人員配置にも配慮が必要である。

③ 人材育成について (意見)

組織にとって人材は何よりも大切である。人材育成には、短期的な視点での実務に即した知識を習得させる人材育成と、長期的な視点での専門家及び核となる指導職員の人材育成が欠かせない。
実務に追われる多忙な中ではあるが、将来を見据えた計画的な人材の確保及びその育成を図る必要がある。

④ 業務効率化について

(意見)

税務行政の基本的使命は公平公正な課税と徴収である。これから極めて厳しい財政状況での県行政運営を余儀なくされるため、他の財源の確保とともに、県税において公平な課税と確実な徴収の徹底を図り、併せて経費削減努力を行うことが求められる。

国・都道府県・市町村の業務においては、相互に協力し合って賦課徴収を行っているが、事務の一部には非効率な面も見られる。

様々な法律が絡み、制約があるために法改正がなされないと実行できないものもあるが、その中においても効率性を追求していく必要がある。

2. 滞納整理

① 不納欠損処理について

(意見)

滞納事案について税負担の公平性の観点からは高額少額を問わず、財産調査・差押等を早期に着手して回収を図るとともに、回収できないものについては早期に見極めて滞納処分の停止を行い滞納繰越の縮小を図り、県税收入の有効かつ効率的な確保が望まれる。

また、滞納額は処分停止すべきと判断される場合には、5年の時効期間にかかるわらず適時に決裁を行うべきと考える。決裁については、民間では効率性、経済性の観点から金額で社長決裁、部長決裁等に区分していることが多い。処分停止の決裁や不納欠損処理の決裁等についても、金額等による一定の基準を設定し、決裁権限を所長決裁、所長決裁等に区分して、事務の簡素化と実効性を兼ね備えた決裁を行えるような組織体制が望まれる。

② 滞納整理の早期対応について

(意見)

滞納繰越分の収入歩合は県税職員の努力により、平成15年度の24.04%弱から平成19年度は28.62%まで改善しており、全体の収入歩合も平成15年度の95.42%から平成19年度は96.72%と1.3ポイント改善している。しかし、税金という特殊性（徵収猶予等の救済措置があること）から、滞納繰越になつた場合は差し押さえられる財産もなくなり、回収できる可能性は非常に低くなる結果となつている。

滞納繰越分への一層の対応とともに、収入歩合の高い上位の都道府県を参考に、滞納繰越分を増加させないように現年課税分の収入歩合の向上を確保できる体制づくりが望まれる。

(③ 分割納付について

(意見)

分割納付は、徴収猶予の取扱いに準ずるため、1年で回収できる納付計画を作成する必要があるが、実際は担税力のない納税者が滞納することがほとんどであるため、現実的な対応をせざるを得ない。

また、担保についても、滞納者は金融機関等に担保を提供している場合が多く、税を充足する担保がないのが実情である。

いたずらに納付期間を長くすることは滞納繰越額を増加させ、収入歩合を低下させる面もあり、県として財産調査をしつかりと行った上で、納付計画に基づいた実効性のある分納誓約書を作成する必要がある。

また、国税徴収法に基づき担保を徴収する場合についても、手引き等により対応しているところであるが、さらに、県税事務所間で取扱いに差があるのでないよう、県全体で統一的な処理を行うよう、決裁を含めた取扱いの周知・徹底が望まれる。

(④ ゴルフ場利用税の滞納整理について

(意見)

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場経営者等が特別徴収義務者として申告納付する制度であり、ゴルフ場経営者等が倒産すれば、滞納額が一気に増加するため、滞納になる前に早期の対応が必要である。そのためには、毎月の申告納付により県税事務所の課税部門において、ゴルフ場利用税の情報が把握できることから、県税事務所の収税部門だけの対応だけでなく、課税部門と収税部門との密接な連携・対応が望まれる。

経済情勢が不透明な今日において、ゴルフ場経営者等の倒産は今後も予想されるため、県税収入の確実な確保の観点から、滞納金額が多額になる前に早期着手、すなわち初動が遅れない体制を作ることが望まれる。

(⑤ 不動産取得税の滞納整理について

(意見)

不動産取得税は、隨時課税であることから、適時徴収できる体制づくりが望まれる。現状は、納税者が取得してから課税されるまでに概ね3か月から6か月程度かかっている。これは、市町村と登記所との関係と異なり、県と登記所との間で、情報交換が法的に行えるようにならないのが原因である。総務省、法務省等の関係省庁へ働きかけ、所有権移転に関する情報が登記所から県税に対し、直接、漏れなく確実にかつ適時に入手できるような方法を構築されることが望ましい。

また、納税者及び不動産業者への啓蒙活動を行っていくことも必要である。不動産の取得は一般的な県民にとって生涯に何度もあるわけではなく、不動

産売買についての知識は低いことが予想される。不動産を取得し、その数か、月後に不動産取得税が発生することを考慮せずに取得する場合も考えられ、資金繰りに窮する場合が多いと予想される。不動産業者も含め、パンフレット等を作成し、啓蒙活動を積極的に行っていくことが望まれる。

⑥ 軽油引取税の滞納整理について
(意見)

摘要による課税については税務課に軽油引取税広域調査係を設置し各県税事務所との連携を図つて一定の効果を上げているが、不正軽油摘発に伴う滞納案件についても今後は税務課及び各県税事務所との連携を強化することが望ましい。推移などをみても滞納額が16億円から17億円でほぼ一定であり、滞留していると思われる。各県税事務所でも回収に向けて努力を続けていることは滞納整理に関する書類を綴じた「一人別整理票」を閲覧するこにより確認できたが、滞納の解消が進んでいないのも事実である。各県税事務所の税務主幹を中心とした税務課等と情報共有を図り、専門性を高めた対応をしていくことで、滞納額の減少も期待できるだけではなく、知識・経験が蓄積されて徵収能力の向上や後進者への教育にも役立つことが期待できる。

⑦ 個人県民税の滞納整理について
(意見)

滞納額の46%を占める個人県民税の徵収を向上させることは、税収入増大に大きく寄与することが期待される。

県は、地方税収対策本部の設置等の取組みを通じて、今後も関係機関との情報交換や相互協力をを行うとともに、地方税法第48条による直接徵収を積極的に推進していくことを通じて、個人県民税対策をより一層強化していくことが望まれる。

⑧ 徵収組織の専門化について
(意見)

個人県民税対策での地方税収対策本部をさらに拡大し、県税事務所が所管する高額・困難な滞納等の問題案件について、組織的に対応ができるよう専門性を高める検討をすべきである。

今後の更なる税源移譲や道州制の検討も踏まえて、滞納整理という特殊業務については専門化を図り、臨機応変に対応できる体制が望まれる。

3. 法人二税

① 法人県民税及び法人事業税の制度の抜本的な改革について (意見)

納税者である法人にとっては、国・都道府県・市町村のそれぞれに申告納付を行うのではなく、地方消費税のように法人所得に対する課税が一元化されたほうが望ましい。たとえば、本店所在地の都道府県が一括して課税を行う方法が考えられる。また、各都道府県の税システムについても共同開発で共通のシステムとする方が事務の効率化・経費の節減につながる。しかしながら、このような課税方法とするには以下のような問題点があり、抜本的な税制制度の改革が必要である。

- 本店を有する都道府県はかなり偏在しており、本店所在地の都道府県が一括課税すると、当該地方団体の事務量が膨大なものとなる。また、法人二税は申告と納付が原則として同時に行われるため、収納事務も膨大なものとなる。
- 法人二税については、地方税法という共通の法令に基づいて賦課徵收が行われているとはいえ、地方団体によって、超過税率を採用する等必ずしも同じ基準に基づいて課税業務が行われているわけではないので、本店所在地の都道府県にとって、他の地方団体の税率等まで把握しておく必要がある等負担が増大する。
- 税システムについては、地方団体により会計システムと連動している団体もある等、団体によりその事情が異なる。また、団体の規模及び申告件数により、ある団体にとつては手処理で十分な処理が他の団体にとつては手処理不可能である等、どこまでをシステム化するかについても要望が分かれると予想され、国税のシステムのように全国一律のシステムを構築することにはかなりの困難が伴う。

県税職員は、高齢化が進んでおり、また、財政的な面から定数の増加も強く望めないことを考えると、課税事務に係る行政コストの削減を図ることは緊急の課題であると考えられる。上記のような抜本的な税制度の改革のほか、商業登記における法人番号を利用する等法人の納税者番号を統一し、各課税主体間での情報交換や照合作業が効率的に行えるようにする必要がある。

② 調定入力及び法人データの登録・変更について (意見)

各担当者が一人で書類の入力からチェックまでを行っているため、入力に誤りがあった場合、適時に誤謬が発見されないおそれがある。

入力が誤っていた場合、最終的には収納データとの不一致等により誤りが発見されるが、システムによるエラーチェックの強化等なんらかの工夫を行うべきと思われる。

また、入力時の誤りを防ぐと同時に、事務処理の漏れを防ぐために、以下の観点からもチェックを行う必要がある。

- ・受領した書類全てが各担当者に仕分けされていること。
- ・仕分けされた書類について、処理が全て終了していること。

(3) 申告期限延長の特例について
(意見)

法人県民税について申告期限の延長を行おうとする法人は、法人税法第75条の2第1項の規定により、所轄税務署長に届け出た上で、地方税法第53条第46項の規定により地方税法施行規則第12号様式「法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書」を提出しなければならない。一方、事業税の申告期限の延長を行おうとする法人は、地方税法第72条の25第3項の規定により、地方税法施行規則第13号の2様式「申告書の提出期限の延長の承認申請書（二）」を提出しなければならない。

したがって、法人事業税及び法人県民税は、地方税法施行規則第6号様式により同時に申告を行なうこととなるにもかかわらず、上記のように申告期限延長の申請を別々に行なうことから、法人県民税と法人事業税とで申告期限が異なる場合が生じる。これは、納税者に対し不親切であるだけではなく、県税事務所にも余分なコストがかかる結果となる。したがって、法人県民税及び法人事業税の申告期限の延長を同時に承認できるよう法改正を働きかける必要があると考えられる。

(4) 是認処理について
(意見)

課税標準額について国税の課税資料と照合し、金額が一致するものについては税務システムで自動是認処理が行われ、それ以外のものについては、手処理による是認処理あるいは更正・決定決議を行うこととなる。これらの処理が終了したものについては一括して決裁を受け、書類を編綴しておくが、特に手処理による是認処理を行ったものについて、特殊な事情等があるものは、後日の参考資料にするため、簡単に是認理由を付記すべきと考えられる。

(5) 未登録法人の調査について
(意見)

「未登録法人候補一覧表」は、毎回新たに登録された自動車税の課税デー

タとのマッチングにより抽出が行われるが、過年度に調査済みの法人や登録済みの法人が若干含まれるため、事務所では、まず、それらを調査不要分として調査対象からはずしている。その際、調査済み分について、調査不要であることを確認できる添付書類等がなく、調査票にもその旨の記述が見あたらないものがあった。この点について、たとえば、昨年の調査番号を記載する等により、過年度に処理したものであることを確認できるようにしておく必要がある。

⑥ 申告書用紙及び納付書の発送業務について
(意見)

発送業務については、アウトソーシングの検討も行わわれていることであるが、この他にも下記のようなことを検討し、コストの削減に努める必要があると考えられる。

- 申告書作成ソフトを使用していることにより申告書の送付が不要な法人に対しては申告書用紙を発送しない。
- お知らせ文書等の内容をコンパクトにし、同封書類の削減を行う。

⑦ その他の事項(意見)

ア. 国税の課税資料の活用について
法人県民税(法人税割)及び法人事業税(所得割)の課税標準について、県では国税の課税資料との照合を行い、リストを出力しているが、この際、不要なものまで抽出されている。

また、法人県民税及び法人事業税の中間申告について、地方税法第53条第1項の規定に基づくみなし中間申告の決定決議を行うために、「みなしぱリスト」を作成しているが、抽出条件が必ずしも完全ではない。

更なる事務の効率化を進めるため、データの抽出条件について検討する必要がある。

イ. 繰越欠損金の管理
旧税務システムにおいては、繰越欠損金についてデータでの管理ができるとなかったため、現在でもシステムでの管理ができない状態である。新税務システムでは管理が可能であるため、国税と金額が異なるものについては積極的にシステムを利用していくことが事務の効率化につながるものと考える。

ウ. 不申告法人について
法人登録がされているにもかかわらず申告が行われていない法人

(「不申告法人」という。)については、システムで出力される「申告催告状出力一覧表」により確認し、実態なし、休業中等の理由により催告状の発送が不要な法人については県税事務所で除却処理を行っている。その後、催告状を発送するが、そのフォローが行われておらず、催告状発送の意義は薄れているといえる。

五. 電子申請システムについて

法人の異動届については、電子申請が導入されて2年以上経過しているにもかかわらず、利用件数が9件しかなく、非常に効率が悪いシステムとなっている。一方、全国的にはeLTAXによる電子申請の普及に努めており、県独自のシステムを維持し続ける必要性はない。早急に県独自の電子申請システムの廃止を行うべきである。
さらに、eTAXの利用の促進を図るため、電子納税のシステムを導入することが望まれる。

4. 個人県民税

① 市町村からの報告書のミス・調定額の入力ミスとチェック体制 (意見)

個人県民税は市町村民税と併せて市町村が賦課徴収を行っており、県税事務所においては管轄の市町村からの報告書を受理し、記載事項漏れ・計算誤り・按分率の誤り等のチェックを行っている。今回、甲県税事務所の監査において、確実なチェックが行わっていない、担当者による入力ミスが発見されない等の事項が見受けられた。

市町村から提出される報告書等のチェック及び入力処理について、ミスが発生する原因是、担当者による報告内容の精査が適正に行われていないこと及び担当者の入力チェックのみであり、他の担当者によるチェックがなく、上長による承認も形式的であったからである。すなわち、担当者による確認・チェック体制が不備であったこと及び決裁を行う上長の認識が低かったことによると思われる。このような確認・入力のミスをなくすためのチェック体制の確立等を行う必要があると考える。

5. 個人事業税

① 賦課方法の合理化について (意見)

毎年2月中旬から3月中旬の約1ヶ月が確定申告期間であるため、県においては、この期間をはさんだ2月中旬から4月上旬にかけて、担当職員及び担当以外の応援職員が課税資料の収集業務(転写業務)を行っている。国税はe-TAXの推進により課税資料の電子データ化を進めているが、国が

データ化している範囲では個人事業税の課税資料としては不十分であるため、県の収集業務はなくなつていよい状況である。

さらに、個人事業税は「事業を行つている」という事実に着目して賦課するものであり、地方税法上は、課税対象となる業種が限定列挙されていることから、所得税法上の事業所得及び事業的規模で行つている不動産所得がそのまま課税対象とはならず、県税事務所において独自に事業の判定を行う必要がある。このため、資料の精査や納税者への書面調査・聞き取り調査を行う等、課税今までかなりの時間を要する作業が発生している。

このようなコストの削減を図るために、課税対象を所得税と同一にし、賦課決定方式ではなく、申告方式にし、国税が課税徴収業務を代行するようない法改正を働きかける必要があると考えられる。国が代行することが無理であつても、下記事項は検討する必要があると考えられる。

a . 税務署から県税事務所への適時の情報提供のための環境整備

所得税の確定申告書を税務署に提出したことでもって、事業税も申告したこととなつていてもかかわらず、課税資料の収集について、現在のように人手と時間を要する転写作業を行うことはかなり非効率である。したがって、適時に税務署から県税事務所へ情報提供が行われるよう、法整備及び環境整備を働きかける必要がある。

b . 所得税法との課税対象の統一化

個人事業税については、課税対象業種が限定列挙となつていていることから、その業種判定にかなりの時間のかかる必要があります。課税業種の限定列举をやめ、所得税法と同一基準にするよう法改正を働きかける必要がある。統一化が行われれば、県税事務所では業種判定を行う必要がなくなり、かなりの課税コストの削減になると考えられる。

(2) 随時課税分の課税計算書等の作成について

(意見)

個人事業税の賦課は、定期課税と随時課税に大別される。

個人事業税の定期課税は7月中に入力する必要があるが、大量一括処理となるため、調定件数の少ない随時分とは異なる処理が行われている。調定入力の仕組みが異なるため、定期課税においては出力される課税計算書が随時課税においては出力されない。

そのため、県税事務所においては、現在、随時課税の入力の際に課税計算書を手処理で作成している。この入力の仕組みを変えることはシステム改修が大規模になるという問題点はあるものの、随時課税の件数が少ないと考慮しても非効率であり、随時課税についても課税計算書が出力されるよう検討する必要があると考えられる。

6. 不動産取得税

- ① 各県税事務所により出力保管される資料の統一
(意見)

不動産取得税に関する資料については、各県税事務所において保管される資料が統一されておらず、各県税事務所で監査を実施する際に依頼する資料が相違していた。このことは、各県税事務所における不動産取得税に関する業務処理を行う上で、処理の根拠を示す資料が複数あることから生じており、業務の改善や引継ぎが効率的に行われないなどの点で問題があると考える。今後、全県税事務所において、保管資料の統一などについて検討することが望まれる。

7. 軽油引取税

- ① 不正軽油への対応について
(意見)

不正軽油は脱税問題のみならず、石油製品販売業・運輸業・建設業等の公正な市場競争の阻害、硫酸ピッチの不法投棄等による環境汚染の問題も含まれている。また、硫酸ピッチ等の不法投棄物を撤去するために県が代執行を行うケースも発生し、平成18年11月には約34百万円の費用を投じて撤去した事案があり、県民にとっては深刻な問題である。

県は、軽油引取税広域調査係の設置等の取組みを通じて、不正軽油の減少に一定の効果をあげている。今後も関係機関との情報交換や相互協力をを行いながら、不正軽油撲滅への取組みをより一層強化していくことが望まれる。

- ② 不正軽油摘発の調査方法について
(意見)

不正軽油を摘発すべく、多少経験されているとはいえるが、犯則行為の取り締まりが専門ではない県税職員が、嫌疑案件について、張り込みや尾行等による内偵調査を行い、証拠を十分に収集したうえで、摘発に至っている。このような地道な努力が一定の効果をあげているが、その一方で調査過程では危険が隣り合わせになっているのも事実である。

「軽油引取税調査ハンドブック」で調査員の心構え等は記述されているが、県として一層のリスク管理体制の整備が望まれる。

- ③ 不正軽油製造・購入の誘因について
(意見)

不正軽油を摘発するのも重要であるが、製造させない制度設計を行政全体から検討する時期に来ていると考える。具体的には、ガソリン税と同様に蔵出し課税へ課税主体を変更する、灯油・A重油との税金格差を是正する等が

ある。課税主体の変更の場合は、国と都道府県との配分、財務省と総務省との関係で問題を含んでいる。税金格差の是正の場合には、軽油の税率を引き下げれば税収減の問題、灯油等への税率の設定は、灯油を多く消費する寒冷地方の県民との間での税負担の公平性の問題を含んでいる。いずれの方法にしても、国民にとって望ましい税のあり方について十分な議論が必要である。

8. ゴルフ場利用税

① 課税標準調査について

(意見)

平成18年度までは、課税標準調査実施期間の目安である3年を超えてい
る現状が散見された。

総務部長通達において「適宜に、かつ、計画的」な課税標準調査の実施を求
めているのは、本来日々課税権が発生しているゴルフ場利用税の特殊性か
ら発生の都度実地調査を行うことが望ましいのであるが、費用対効果から最
低限課税権の消滅する前のタイミングで標準課税調査を行うという趣旨で
ある。したがって、課税標準調査の間隔が3年を超えている現状は、更正の
機会を逸するものから、ゴルフ場利用税賦課の網羅性、公平性の
観点から計画的な実施が望まれるところである。

② 業務による利用について

(意見)

「業務による利用の実績報告」の閲覧の結果、労働組合名での利用実績が
認められた。当該状況は調査時点に判明したものであり、その状況につき当
該特別徴収義務者に確認を行ったところ、他のゴルフ場の従業員が当該労働
組合の役員を兼ねていているとの回答を得ている。

業務による利用が課税対象外とされているのは、ゴルフ場従業員等による
職務行為としてのゴルフ場の利用の特殊性からであり、このため例外扱いと
する項目を限定列挙したうえで、さらにその判定が困難な場合には、税務課
長と十分協議し、その取扱いの適正を期する旨規定されている。このため、
業務上の必要性が明らかに認められる利用についてのみ、課税対象外と認定
すべきところであるが、実施した調査の範囲内からはその必要性が明ら
かないものが散見される。

ゴルフ場の利用料金が有料か無料かに問わらず、明らかに業務の利用と認
められる利用以外のものについては、課税の公平性の観点から課税の対象
とすべきであり、そのためには業務の利用とすべき利用の範囲の認定基準の
明瞭化を図ることが望まれる。

現状、業務上の利用が無い場合には、「業務の利用の実績報告」の提出は
求められていない。同報告がない場合には、利用が無いものとして県税にお

いて取り扱われている。この場合、利用はあるが報告が漏れているのか、本当に利用がないのかが明らかとならず、厳密には業務上の利用の有無についての判定作業が行えないこととなる。利用が無い場合についても、「業務の利用の実績報告」の提出を求めることが望ましい。

9. 自動車税

① 自動車税納税通知書の返戻処理について (意見)

納税通知書の返戻処理については、税務システムを活用して、返戻分の転居先調査、再送付、最終的な公示送達の処理を行っている。

また、公示送達予定リストに、「未納」かつ「返戻」状態のものを表示させ、担当者が確認し、担当者を総轄する立場にある上長が確認を行っている。

これらにより、納税通知書の送達漏れが生じないよう処理されている。

しかし、返戻処理については個別に漏れなく処理されているとはいえ、効率性の観点から、返戻処理の進捗状況の確認が省略されている。

一覧表等の作成による進捗状況の確認方法が考えられるが、進捗状況確認の必要性も併せて検討が望まれる。

② 自動車税の徴収状況について (意見)

限られた人員で、大量の徴収業務を行っている現状から、効率的な業務の実施が不可欠であるが、滞納処分ができるものを徴収上有利なことから優先して取り組んでおり、処分する財産がないもの等の滞納処分の停止については、一定期間着手できていない状況が生じてしまい、適時・適切な業務が行われていないと思われる点が認められた。

結果として、早い段階から徴収できないと考えられた自動車税の催告を統けてしまった事案や、あるいは着手できていなかった期間に徴収できる可能性があったのではないかと懸念される事案等、処分事案優先の効率的徴収業務を実施する反面、処分停止事案の徴収業務については効率的とは言えないものがであった。

法律で定められた期限内に納付を行っている納税者の立場からすると、課税の公平性から、徴収の公平性についても十分に留意して業務に当たる必要がある。

10. 税務システム

① ITガバナンスについて

ア. 平成17年度システム導入の成果の検証について (意見)

システムの導入がその効果を發揮するためには、その達成すべき目標とそれを評価する指標の設定及びその結果の評価及び検討が重要である。平成17年度のシステム移行は、平成13年度策定の「福岡県電子県庁推進計画」に基づいて行われたものである。移行計画時には、その具体的な目標及び効果について、相当の検討を行ったが、移行後は特に評価及び検討を行っていないことであった。今回の監査において、移行の効果により提出された省力化されたものとして県側から提出されたものが「県税事務所の統計業務」のみという点からみても、システム投資後の効果の評価及び検討に対する意識の薄さが伺える。今後、効果的なシステム投資を行っていくためには、明確な目標と評価指標の設定、そしてその達成状況を評価及び検討ができるマネジメントサイクルの構築を行うことが必要である。

また、税務組織の総人件費については、マンパワーが必要な県税の賦課・徴収業務であることから 64 億円と大きいが、単純な税務処理、入力、検証といった領域については、異なるシステム化を行い、アウトソーシングを進めることが求められる。

イ. 情報処理規程について (意見)

今回の監査においては、まず、税務課内の開発・保守手順による規定が存在しないことは、その業務に従事する者たちの寄るべき基準がなく、当該業務を評価、管理できないこととなるため、早急に整備されるべきであろう。また、「税務システム運用・保守管理マニュアル」についても、規程の十分性、整合性とともに、その実行可能性についても検討を行うべきである。 FITS（福岡県情報システム標準）の取扱いについても、策定されて 3 年も経っているにも関わらず、未だ正式な基準としての位置づけが与えられない点は、かえって税務システムを始めとした県庁全体のシステム管理体制の整備を阻害している要因になつている可能性がある。

ウ. 福岡県行政改革大綱と整合性について (意見)

現在の事務・業務の見直しの観点から見た税務システムの課題は、多く存在するが、その中でも、特に、各市町村自治体において、不動産取得税の課税を行うため利用する固定資産台帳のデータ形式が一致していないこと、個人事業税の課税のために、所得税の確定申告書を税務署でコピーし、税務シ

システムに手入力することといった他の関係機関からのデータの受け渡し部分については非常に非効率であり、民間企業では、まず考えられない事例であろう。

税務システムの EA (Enterprise Architecture) については、事務処理上、国税及び市町村との連携は不可避的な要素である。

すでに市町村との共同システム化を進めている京都府のような事例にない、県内だけではなく、EA の概念をより大きくとらえて考え、県内市町村のシステム導入に対しても、主導権を発揮することが、業務の効率化、行政コストの低減につながるものと考えられる。

エ. 税務システムの成熟度について

(意見)

IT ガバナンスの成熟度を測るモデルとして、一般的に広く知られている指標として Cobit の「IT ガバナンスの成熟度モデル (IT Governance Maturity Model)」というものがある。

税務システムの状況を、上記の IT ガバナンスの成熟度モデルに当てはめるとすると、レベル 3 の「定義済み」の段階であると判断される。

今後の税務システムに求められる方向性としては、管理者が手続きの順守の状況をモニタリング及び測定でき、プロセスが効果的に機能していないと判断された場合には対処できるようなシステム構築が望まれる。成熟度モデルで言うところのレベル 4 「管理され、測定可能」を目指すべきである。

それには例えば、以下のようなシステム機能の追加が考えられる。

- ・ データ入力者におけるデータの仮登録と決裁者による決裁処理により、本データとして登録される仕組み。
- ・ データ修正時にデータ修正者のみによって、データが修正されるようなことが無いよう、修正仮登録のデータと決裁者による決裁処理により、修正本データとして登録される仕組み。
- ・ 異例操作時の警告情報発信の自動化

このようなシステム機能の追加により、税務事務の効率性・有効性を高めつつ、リスク管理が可能となり、システムの投資効果の実現も期待されるものと考えられる。

オ. 電子申告・電子納税について

(意見)

電子申告は、初期の情報登録を利用者自身に行わせること及び自動化処理により、県税事務の効率化が図られるものと期待される。福岡県の eLTAX の利用率は、全国平均を上回つてはいるものの、他都道府県においては、20%

を超える県もある。今後、更にeTAXの普及を推進されることが事務処理の効率化及びコスト削減の観点から望まれる。

また、平成21年度予算にて先送りとなりた、納税機会の拡大を図るために電子納税制度の利用についても早期に導入することが望まれる。

カ. 外部監査の導入について

(意見)

ITの導入効果、リスク分析等ITガバナンスの状況を適切に把握するためには、自己監査（自己点検）はもちろん必要であるが、第三者的視点を持つ者による外部監査を受けることが有効である。特に、現在のように、システム管理体制を構築、導入しているような状況であったり、または「行政改革大綱」といった方針のもと現状業務及びシステムに対して変化が求められるような状況であれば、その重要性はより一層高いものとなるであろう。

外部監査については、県庁内では、システム管理課が行うことが考えられるが、人員的に実施が困難な場合、または、税務システムだけの問題ではなく、県庁全体として評価が必要になるような場合は、外部の独立した監査人の導入が有効と考えられる。

② IT全般統制に対する検出事項

A. システム開発・保守業務

a. 開発環境と本番環境の分離について

(意見)

本番環境へのアクセス制限は、開発・保守担当者による不正なプログラムの組み込みを排し、受入承認が行われた正当なプロダクション環境への移行されるための予防的統制である。

税務システムの場合、開発担当者については、本番環境へのアクセスが制限されているが、システム保守を行う運用担当者については、ライブラリアンは定められてはいるが、他の運用担当者の本番環境へのアクセス制限が実質的に行えない状況であり、管理体制の構築が望まれる。

また、管理者は定期的にプログラム移行を行うライブラリアンが、承認されたプログラム以外の移行を行っていないか確認するため、アクセスログの監視、本番プログラムのプログラム台帳との照合を行うことが望まれる。

b. システム開発・保守の管理について

(意見)

システム開発・変更管理は、承認された正当なプログラムのみが本番環境に移行されることを確保することによってシステムの信頼性を保つ重要な統制である。プログラムの開発及び保守に係る手順、ドキュメントの様式、

及び設計時、テスト受入時、本番移行時等の重要な場面での統制を明確に定め運用される必要がある。

B. システムの運用管理

a. オペレーション管理

(意見)

不正または承認外のオペレーションが行えないよう、臨時ジョブを実行する場合の承認申請の徹底のほか、オペレーション実行者の制限、アクセスログの監視及びオペレーション実行結果の監視を行うべきである。また、オペレーションの台帳については、未処理ジョブ、臨時ジョブの発生の有無の把握、その対応について、原因追究がされ、管理者の査閲を受けること、また管理台帳とオペレーションログの照合業について、部内の自己点検等が求められる。(当該事項については、監査後改善が行われている。)

b. データ修正・マスタ変更管理

(意見)

不正または承認外のデータ修正・変更が行えないよう、DBMS(データベース管理ソフト)へのアクセス権限の見直し及びアクセスログの監視を行すべきである。

c. 障害対応について

(意見)

障害管理については、まずその障害の受付から対応結果の確認まで管理できる仕組みを構築すべきである。運用委託業者への障害対応の依頼についても、税務課算係で把握し、その報告内容を検証できる仕組みが必要である。例えば、障害管理台帳の設置、連絡票及び障害票の連番管理といったことが考えられる。

また、障害管理は、その報告及び結果を分析することにより、次の障害の予防、業務の改善、効率化につながる。今後、マニュアルに記載されているとおり、対応結果分析、リスク分析及びリスク対策活動を行うことが望まれる。

C. システムの安全性の確保

a. セキュリティポリシー

(意見)

税務課内において、情報セキュリティのガイドラインは十分に制定されないと判断されるが、運用が不十分である。職員の情報セキュリティ意識は、継続的なマネジメントサイクルと定期的な研修により、浸透していくもの

と期待される。今後、適切な運用を行っていくべきである。

また、システム管理課が行う内部監査及び自己点検については、数年に一度の内部監査が行われるまで、前回のフォローアップが行われていない状況は、監査部門の体制による問題もあるが、フォローアップを行わない監査、点検については疑問がある。少なくとも、対応策、改善案等の提出、その進捗報告は行わせるべきである。

b. ユーザー管理

(意見)

県庁全体の電子認証システムである行政コミュニケーションシステムについて、県庁内における人事異動とユーザー管理を一元的に行える点で効率的であると判断される。一方で税務システムのユーザー変更が、税務システムのアプリケーション内で行うことができるが、その都度、外部委託業者にて業務依頼をかけて行われる点は、たとえ一人のユーザー異動であっても、税務システム内の権限表を一括して書き換えるような形となり、その検証も一人のユーザーの変更の証跡の確認だけでは、不十分となる可能性がある。また、データベース更新者を定め、不正や許可のない操作が行われていないか、アクセスログの監視を定期的に行うべきである。

なお、今後のシステム構築の方向としては、システム内の処理権限の変更・削除等、恒常に発生することが予想されるシステム管理業務については、県庁の職員に特別のシステム、データベース知識がなくとも操作ができるよう、税務システム内の画面処理から行うことができ、追跡、検証できるよう設計されることができ、業務改善、外部委託業者への依存からの脱却によるコスト削減につながるものと考えられる。

c. アクセスログのモニタリング

(意見)

アクセスログ等の採取は、適切なアクセス権限者により、適切な操作が行われているかの確認のほか、不正アクセス、改ざん、操作ミス等の追跡のための意義もある。

アクセスログ等の採取の設定については、特に規定もなく当初システム導入時に外部委託業者が作成したマニュアルが存在するのみである。また、その後導入された電子申告システムについては、ログ等の採取が行われていない状況から、その設定等についても外部委託業者への依存が強いものと推測される。

アクセスログの監視、分析についても、特に定期的には行われておらず、障害発生時の原因究明のため隨時に検証しているのみである。外部委託業者への依存が高い状況であれば、アクセスログ等の監視体制を確立し、牽制機

能を働かせるべきである。

アクセスログの管理体制を明確化すべきである。

d. キャパシティ管理

(意見)

キャパシティ管理とは、税務システムのリソース（資源）が、将来にわたり継続的かつ効率的に利用できるよう、監視並びに分析・予測を行うプロセスである。当初、安全領域を確保していたとしても、予測しない事象等により、システムリソースが占有されてしまう可能性もある。月次報告資料に含める等、管理者によるモニタリングを行うべきである。

D. 外部委託の管理

(意見)

税務システム及びその運用については、外部委託業者への依存度が高い。特に開発・保守等の部分については、県庁側のシステム担当者側が、ノウハウを蓄積し、継承することが困難であることから、制限されたアクセス権の設定、開発環境と運用環境の分離、開発・保守手順の構築、アクセスログの監視、及びセキュリティ監査の実施等の外部委託先管理体制を適切に構築することが特に重要であると考えられる。

E. 危機管理

a. 危機管理計画とバックアップ体制

(意見)

個別のテーブル毎の小規模なりカバリーテストは行わわれているものの、システム全体のリカバリーテストも行えていない状況では、大規模な障害時ににおけるシステム復元について、その実行可能性が不明であるといえる。また、データは、分散保管を含めてデータセンター内のみで保管されており、遠隔地保管はされていない。データセンターの設備上の信頼性は、非常に高いものとは見受けられるが、県の税務データの一箇所のみの保管については、相当のリスク分析を行った結果としても、バックアップ媒体の定期的な本庁への持ち帰り保管等が行われることを検討すべきである。

さらに、電子申告（eTAX）審査システムについても、分散保管を行うことが望ましい。

III. 福岡県財政の概要と課題

1. 概要

福岡県は県民の住みよい豊かな社会を築くために教育、治安、産業振興、福祉等、様々な活動を行っている。県の活動が県民の福祉向上に役立つ行動を法令遵守し、効果的に効率よく有効に行われているかを監査するのが包括外部監査の使命である。

県が活動をするには財政的裏付けがあつて初めて可能である。必要な資金が適切に確保され、その資金が適切に配分されているかが大事な視点である。収支バランスがとれるか否かは自治体においても企業においても家計においても基本的に大切なことである。このアンバランスが一時的なものであれば回復可能性もあるけど、恒常的に続ければ存続できない。

これまでの活動は県の決算書に集約されている。これまでの流れを見ていくことで現在とこれからを考える要素が見えてくる。まず決算書を通して福岡県の財政状況の推移を分析して大きな流れを把握し、問題点と課題を考察する。財務分析をするにあたり公会計と企業会計の基本的な違いを理解しておく必要がある。それは目的の違いである。公会計は単年度会計で歳入と歳出の差で黒字か赤字を認識する。公会計は単年度の歳入の範囲内で歳出を抑えていくのが原則であり、県債もインフラ整備のようにその効果が数年にわたるものなどが許されていた。

また、いわゆる現金主義のため県債や資産売却、補助金も歳入として認識される。歳出超過により資金不足が生じた場合、それ以上の県債発行による歳入の確保ができるれば、その差額が黒字と認識されるところに企業会計との大きな違いがある。基本的に家計簿と同じである。一方、企業会計では発生主義により収益費用を認識して利益を算出し、配当可能利益と課税所得を算定することが主たる目的である。

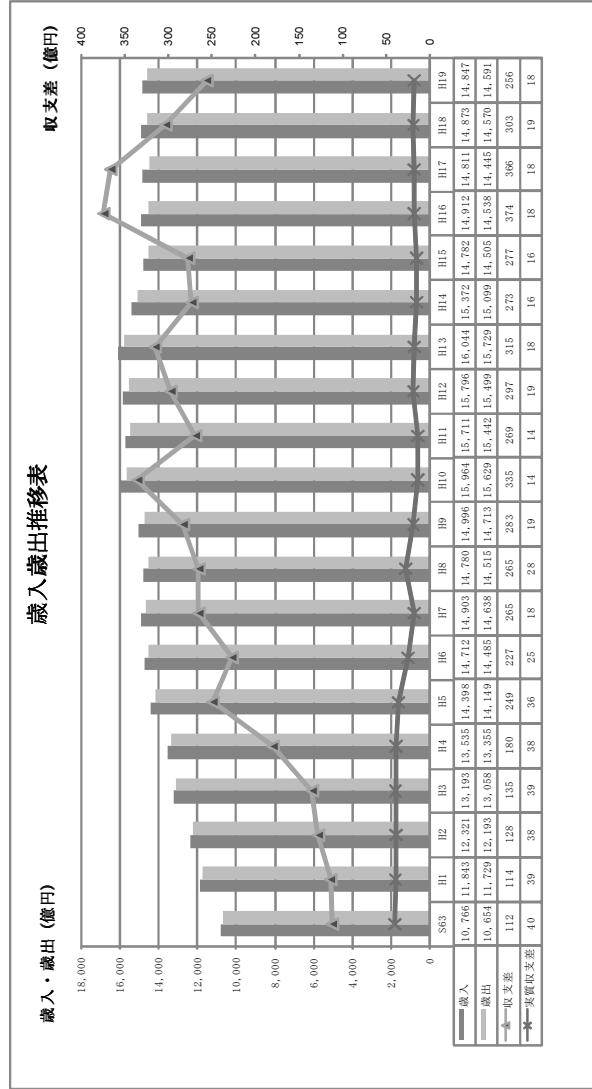
公会計との間で借入金と減価償却の認識にも違いが出る。企業会計では借入をした場合は資産と負債を認識し、収益費用に関係ない。償却資産は耐用年数に応じ毎期減価償却費として費用を認識する。公会計では支出時に歳出として認識し減価償却の概念がない。

収支バランスを見るうえで県債の動きをよく見ておかねばならない。歳入歳出が黒字であっても県債残高が毎年増えていたのでは将来へ大きな不安を残すことになるからである。

この基本認識のもとにこれから収支の動きを見していくことにする。

(1) 嶸入・歳出の推移

歳入・歳出及び収支差の推移は以下のとおりとなる。



(県資料「地方財政状況調査」より作成)

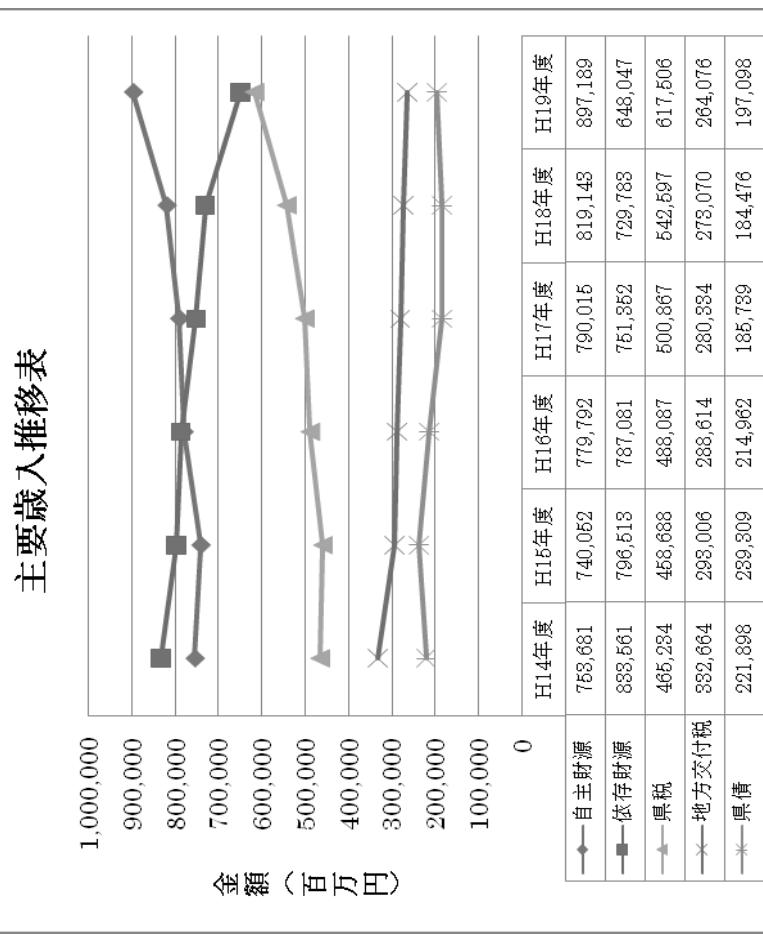
財政規模は約1兆5,000億円で毎年歳入歳出とも増加していたが平成13年度をピークに減少傾向に推移しており、今後さらに下がっていくと予想される。県は32年連続で黒字と発表している。これは、歳出は歳入の範囲内にあり歳入超過を意味している。後述するが歳入は自主財源である県税等、依存財源である地方交付税、国庫支出金および県債等から構成されている。前述したとおり、県債や資産売却収入が歳入として認識され、歳入歳出差を黒字と表現するところが現行の公会計の特色である。

黒字だからといって決して安心できないことに留意すべきであり、これまでとこれからとの歳入歳出の内容を分析し、見極めることが肝要である。

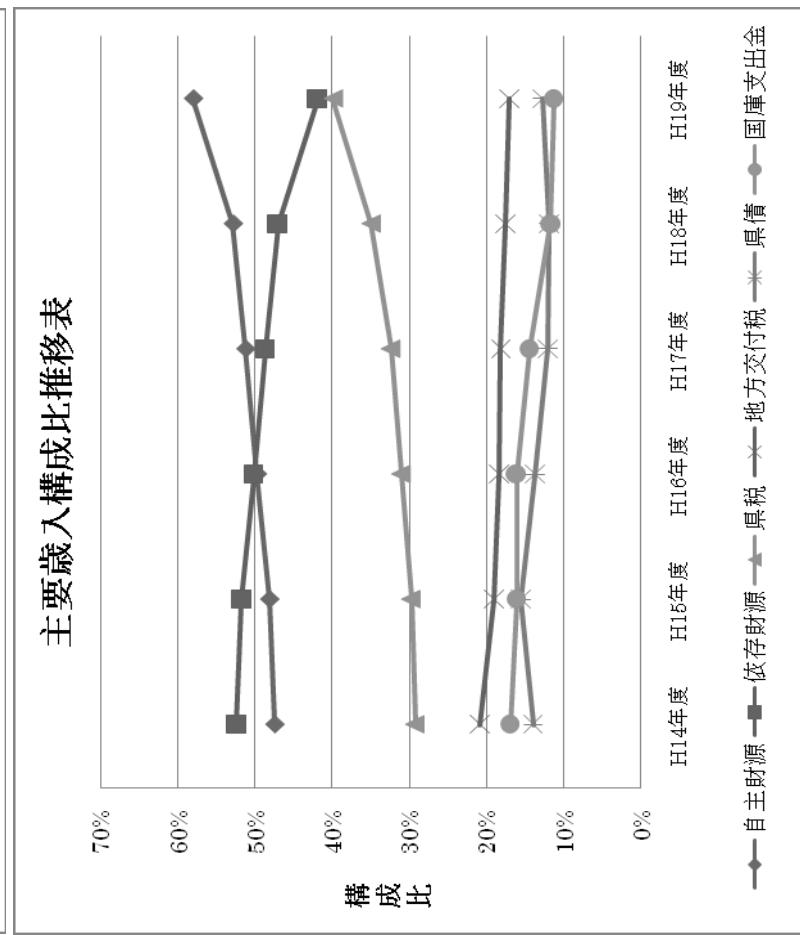
(2) 岳入の推移

岳入のうち、主要な項目の金額、構成比の推移は以下のとおりとなる。

主要岳入推移表



主要岳入構成比推移表



(県資料「福岡県岳入歳出決算書」より作成)

歳入には自主財源と依存財源がある。自主財源とは、県自ら徴収する財源で、県税が自主財源の約70%を占めている。依存財源とは、県以外からの財源で、地方交付税、国庫支出金、県債で依存財源の約98%を占めている。県税（約40%）、地方交付税（約17%）、国庫支出金（約11%）及び県債（約12%）で歳入の約80%を占めている。今後の歳入を考える上で県税、地方交付税、国庫支出金及び県債の動向を注視する必要があるが、その中でも県税はここ10年間堅実な伸びを続け歳入の支えとして大きく寄与してきた。

平成17年度より自主財源が依存財源を超える状況となり、その差は拡大傾向にある。ひとつつの要因としては、平成17年度以降、三位一体の改革で国から地方への税源移譲が行われたことによる。三位一体の改革とは、「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、①国庫補助負担金改革、②税源移譲、③地方交付税改革を一体的に行っていくというものである。地方交付税等（臨時財政対策債含む）の総額は、毎年度の地方財政計画における歳入・歳出の見直し等を踏まえ、地方全体の標準的な歳入、歳出の見積もりをベースに決定されるが、歳入面を捉えると傾向としては、地方税収が増加すると地方交付税等は減少する仕組みとなっている。平成14年度対比で、平成19年度は県税が約1,500億円の増加に対し、地方交付税と国庫支出金は約1,600億円の減少となっている。県では積極的な企業誘致や経済振興等の努力により県税収入の增收確保に努めても、增收分の25%が県の自主財源として増加されるものの、地方交付税等は減少する。地方交付税等は減少しているものの、地方交付税等には、地方交付税の振り替え措置である臨時財政対策債や減収補てん債が含まれており、後述するように県債発行の増加要因の一つになっている。

臨時財政対策債は、国の地方財政対策において、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込みである地方財政計画の財源不足のうち建設地方債の増発等を除いた残余について、国と地方が折半して補填することとされることは、発行を余儀なくされたものである。この臨時財政対策債の元利償還金相当額は「地方交付税法」第6条の3第2項に定める制度改正として法改正され、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、地方団体の財政運営に支障が生じることがないよう措置されることとなっている。また、減収補てん債は、法人事業税等が基準財政収入額の算定において見込んだ収入額を下回ると見込まれる場合は、この減収を補てんするために発行が認められた特別な地方債であり、これにより当該地方団体はその年度の収入が確保されるとなる。なお、この地方債の元利償還金も、後年度の基準財政需要額に算入されることにより財源措置されることくなっている。

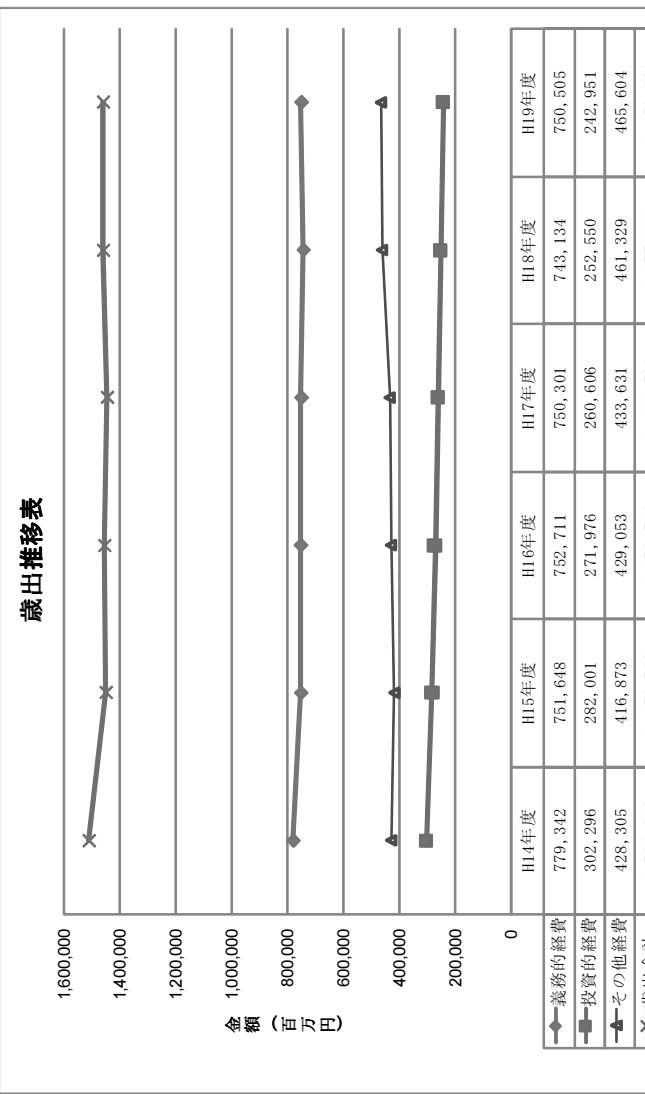
県の財政運営が今後どうなるかは自主財源である県税の動きいかんにかかっておりが、国では昨今の経済状況を勘案し、法人税の減収を平成21年度で

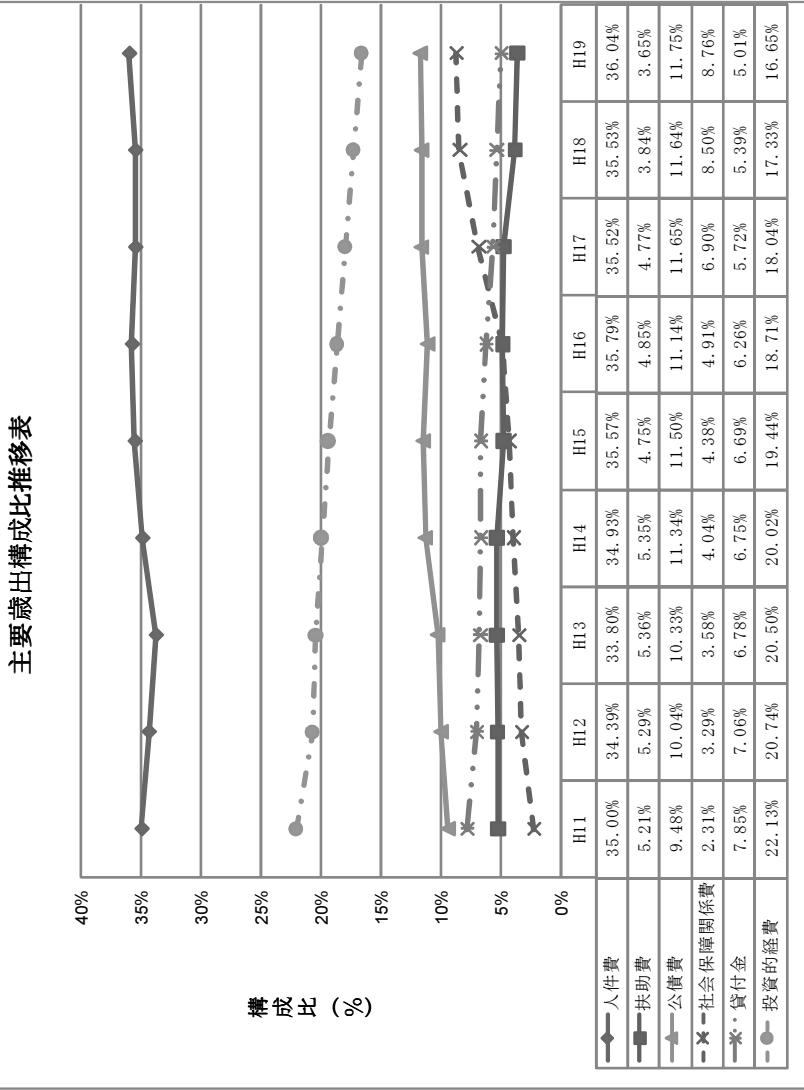
約4割を見込んでいる。県税が約6,000億円あるため1割減で600億円に相当し、県でも平成21年度は少なくとも1,000億円以上の減収になると予測され、深刻な収入不足が予想される。この5年間、特に法人事業税の伸びが顕著であった時でも県債を発行しており、今回の税収減は県財政に深刻な影響を与えることになる。これから時代を見据え、税収減をいかに食い止めるかだけではなく、中長期的に歳出増もできるだけ正確に把握し、財源確保の対策を早急に講じる必要がある。

県の財政を考える上で、県税の動向は重要であり、今回監査テーマに県税を選定した大きな理由のひとつでもある。

(3) 嶸出の動き

歳出及び主要な項目の金額及び構成比の推移は以下のとおりである。





(県資料「地方財政状況調査」より作成)

歳出総額は経費削減努力でほぼ一定を維持している。歳出は、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に分類される。

義務的経費は人件費・扶助費・公債費から構成されている。義務的経費はほぼ一定で推移している。義務的経費のうち、人件費はほぼ一定で推移している。団塊の世代の退職金が今後5年以上にわたり毎年500億円位発生することが予想されており、その一方でベースアップを抑え、新規採用を控えている。しかし、その結果、職員の年齢別人口構成に大きなひずみが生じており、将来の人材確保に懸念がある。

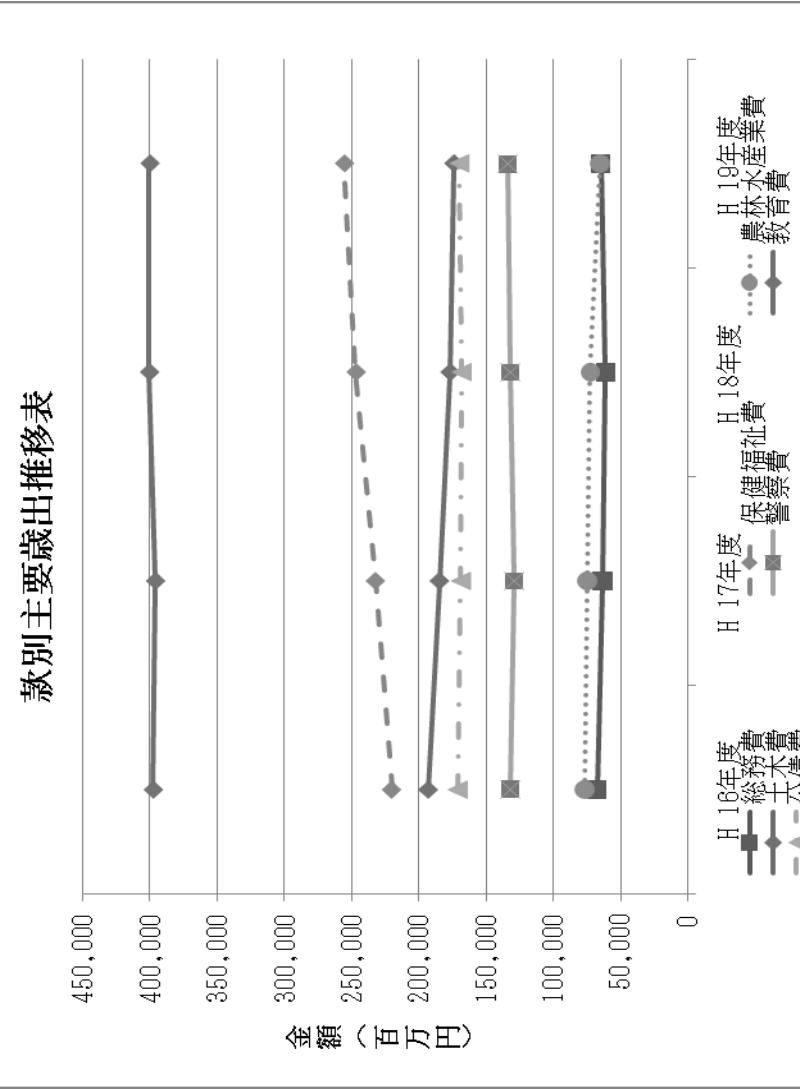
扶助費は毎年減少しているがその分社会保障関係費が増加してきている。少子高齢化の時代となり社会保障費の増大が見込まれる。また景気後退による失業者の増大によりさらなる増大が見込まれる。

公債費は毎年増加している。県債残高の増加に伴い今後も公債費の増加が見込まれる。

投資的経費は年々減少している。歳出削減や収入確保に努め財源不足の圧縮を図ってきたが、国による交付税削減により財源不足が拡大したため、人件費の削減、事務事業の見直し等と併せて建設事業費の削減を実施せざるを得なかつたものであるが、より一層の事業の重点化や効率化を図ることにより、必要な事業量

の確保が求められている。

次に款別に分類した場合の主要な項目の推移は以下のとおりである。



款別歳出とは県の歳出を事業部ごとにくくった歳出の要約であり、主に教育費、保健福祉費、土木費等に分類される。教育費は約4,000億円で一定を推移している。今後、少子化による生徒数の減少に対応した適切な教員数の確保及び学校の統廃合の見直しが引き続き必要になると予想される。保健福祉費は年々増加傾向にある。高齢化の進展とともに医療、介護等の支出が増加している。警察費は一定で推移している。土木費、農林水産費は年々減少傾向にある。

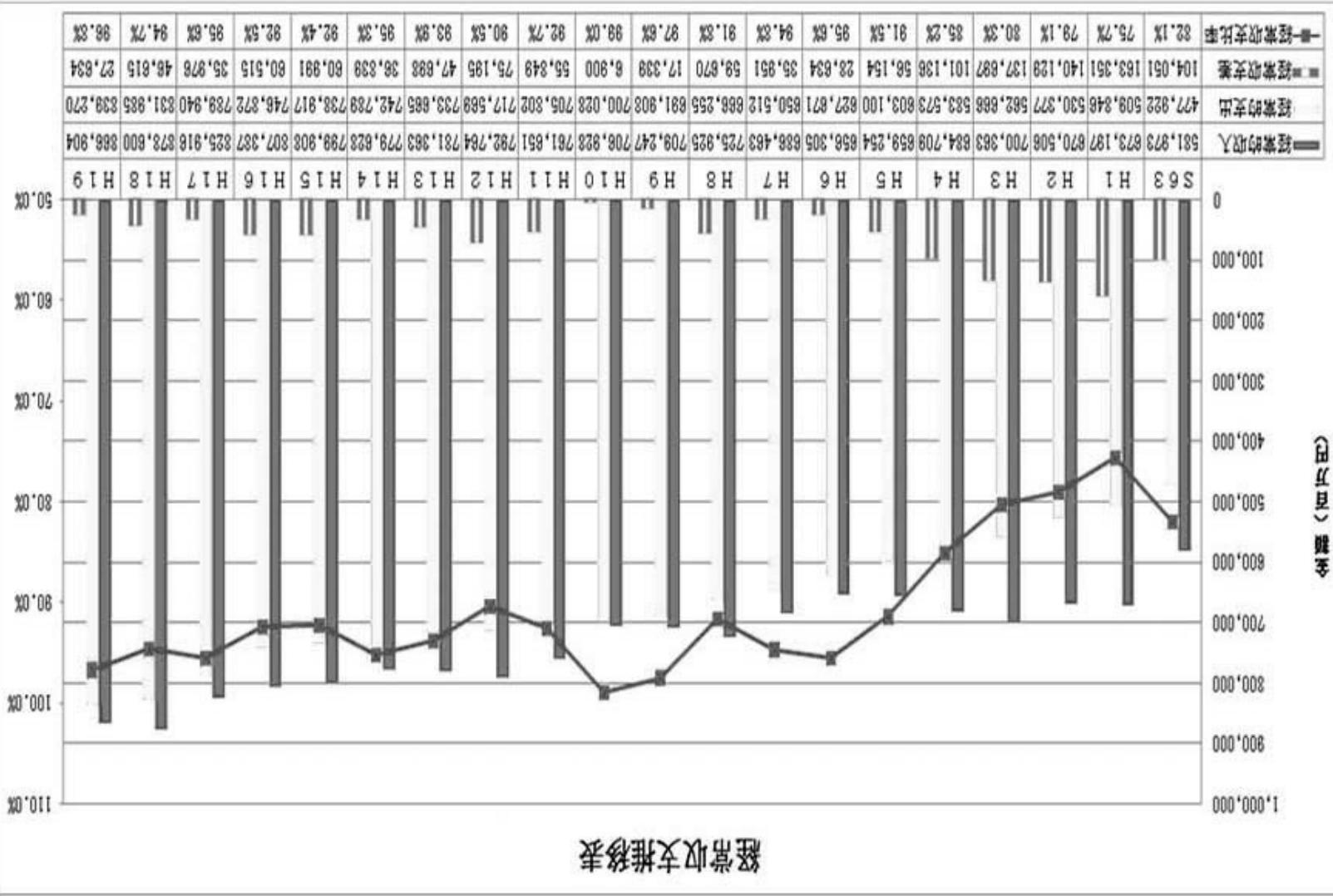
(4) 経常収支の推移

経常収支及び経常収支比率の推移は以下のとおりである。経常収支比率とは、「義務的経費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額」が、「地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源及び交付税の振替財源である臨時財政対策債等の合計額」に占める割合である。平成元年度は経常収支比率が約75%であり、現在と比較すると様々な臨時的な財政需要に対応することが可能であった。

しかし安定成長、低成長の時代に入り税収が伸びない中、平成4年度頃から

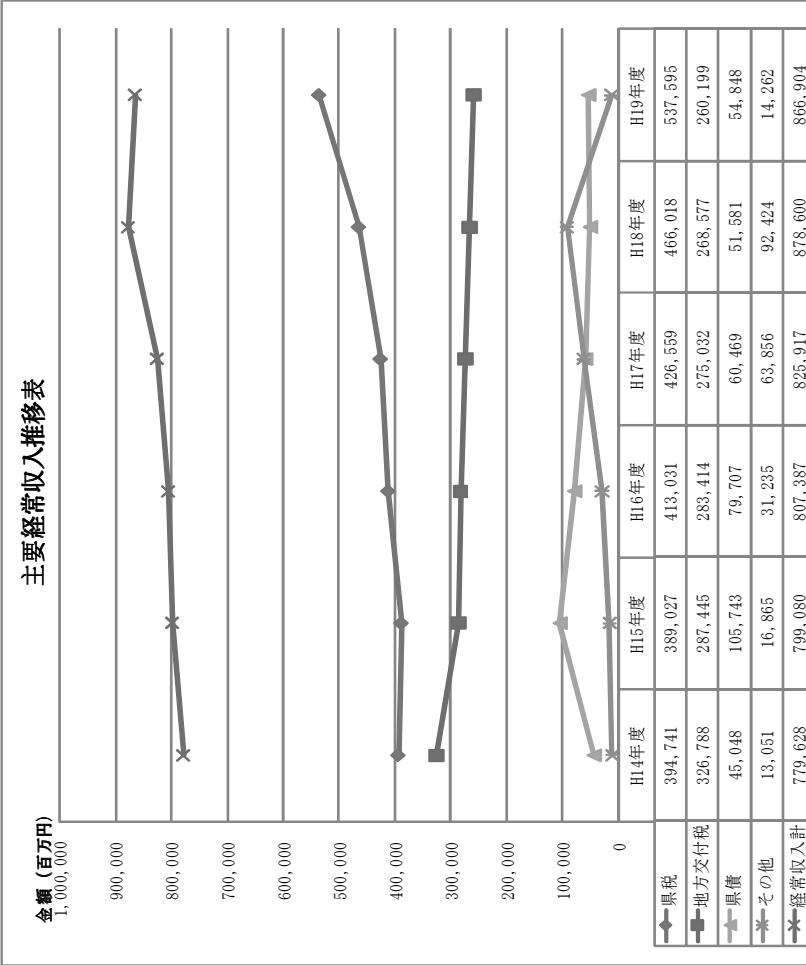
経常収支比率が悪化し、平成10年度には99%となり、その後若干改善されたというものの平成19年度では96%となっている。経常収支比率の高さは、財政が硬直化し、臨時的な経費に充当すべき財源が減少しているかを示している。

経常収支推移表



(県資料「地方財政状況調査」より作成)

次に経常収入及び主要な項目の推移は以下のとおりである。

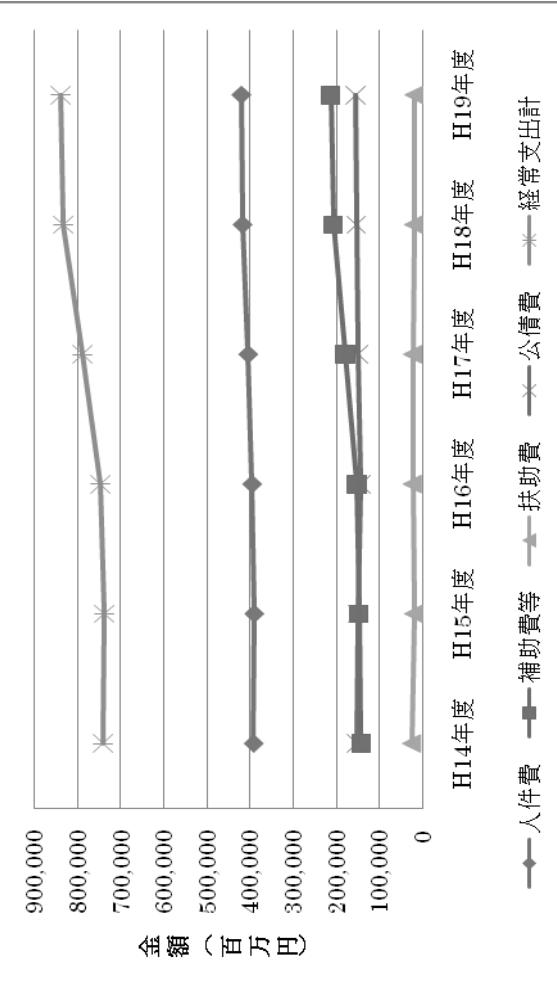


(県資料「地方財政状況調査」より作成)

経常収入は毎期経常的に見込める収入のこととで、主に県税と地方交付税である。臨時財政対策債及び減収補てん債などの県債が経常収支比率を算定する際の計算式における「毎年度経常的に収入される一般財源」に算入されているが、健全な財政の観点から、本来は経常収入にすべきではないとも言える。前述したとおり、臨時財政対策債や減収補てん債など特別な県債は、地方交付税及び県税の振り替えとして発行されることから、国の経常収支比率の算定式において、経常収入に算入しているものである。国において一定の財源措置が取られているとはいえ、特別な県債で経常収支のバランスが図られており、このことにより県債残高が年々増加しているのが現状である。

経常支出及び主要な項目の推移は以下のとおりである。

主要経常支出推移表



(県資料「地方財政状況調査」より作成)

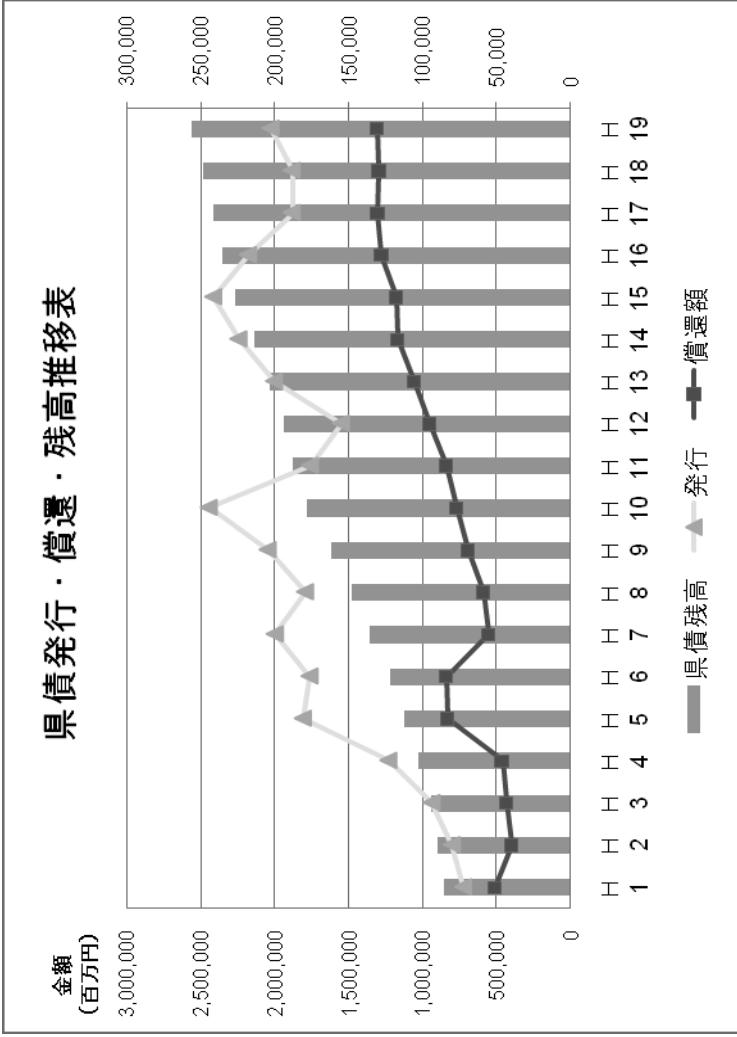
人件費は歳出の部分で説明したとおりであるが、退職金の増加から若干ではあるが増加傾向にある。

高齢化が進む中で社会保障関係費などの補助費等も確実に増加しており、今後も経常収支の悪化要因となることが予想される。また、厳しい経済環境のもと失業者の急増が生活保護などの扶助費の増につながることが予想される。

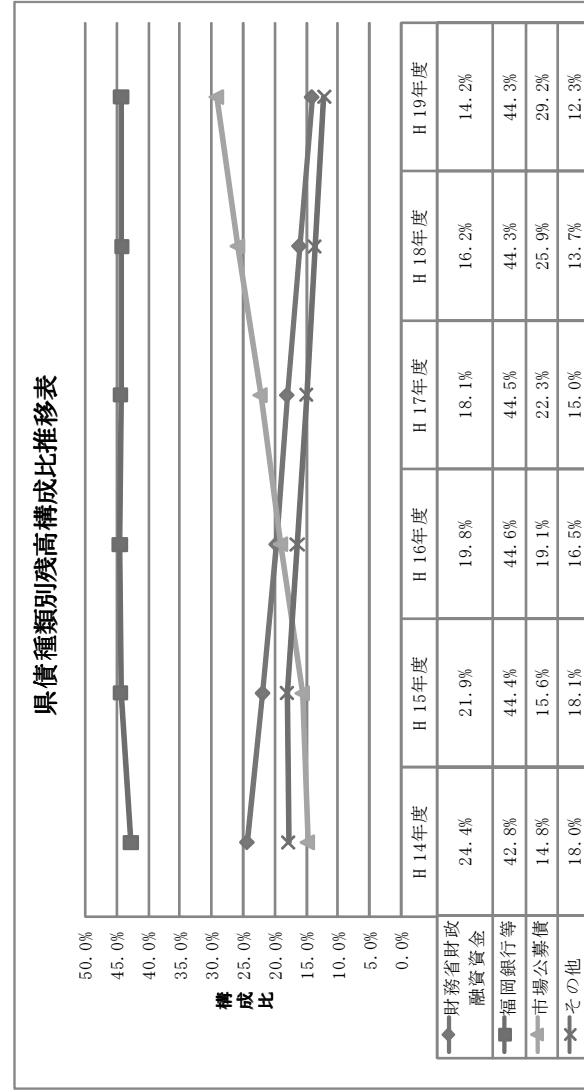
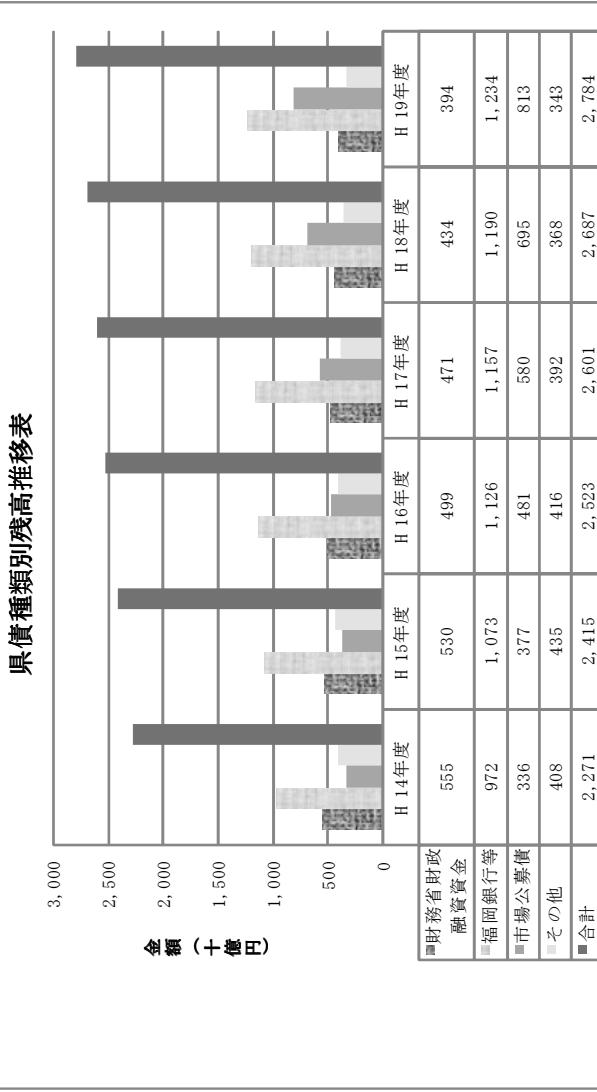
公債費はほぼ一定で推移しているが、今後、公共投資に伴う県債が増加すれば、公債費の負担が増加し経常収支比率を悪化させる可能性がある。

(5) 県債の推移

県債発行額、償還額及び県債残高の推移は以下のとおりである。



県債の種類別残高の推移は以下のとおりである。

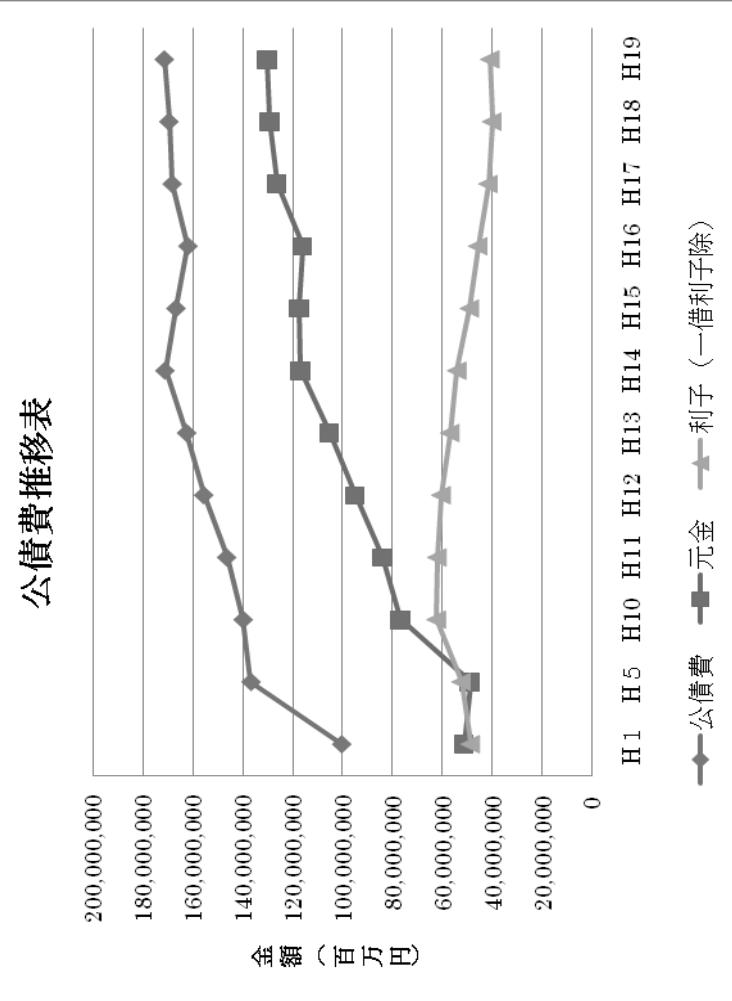


(県資料「福岡県歳入歳出決算審査意見書」より作成)

政府系の財政融資資金等の県債分は減少傾向にある。国は自己資金調達力のある所へは資金供給を抑えていると思われる。

現在では県債発行額のほとんどが民間資金（銀行等引受債、市場公募債）となつていているため、残高に占めるウェイトも高くなっている。民間資金においては、他団体に比べて有利な条件で調達できているものの、平成20年10月以来の世界金融不安の中、調達条件が悪化する可能性もあることから、安定的な調

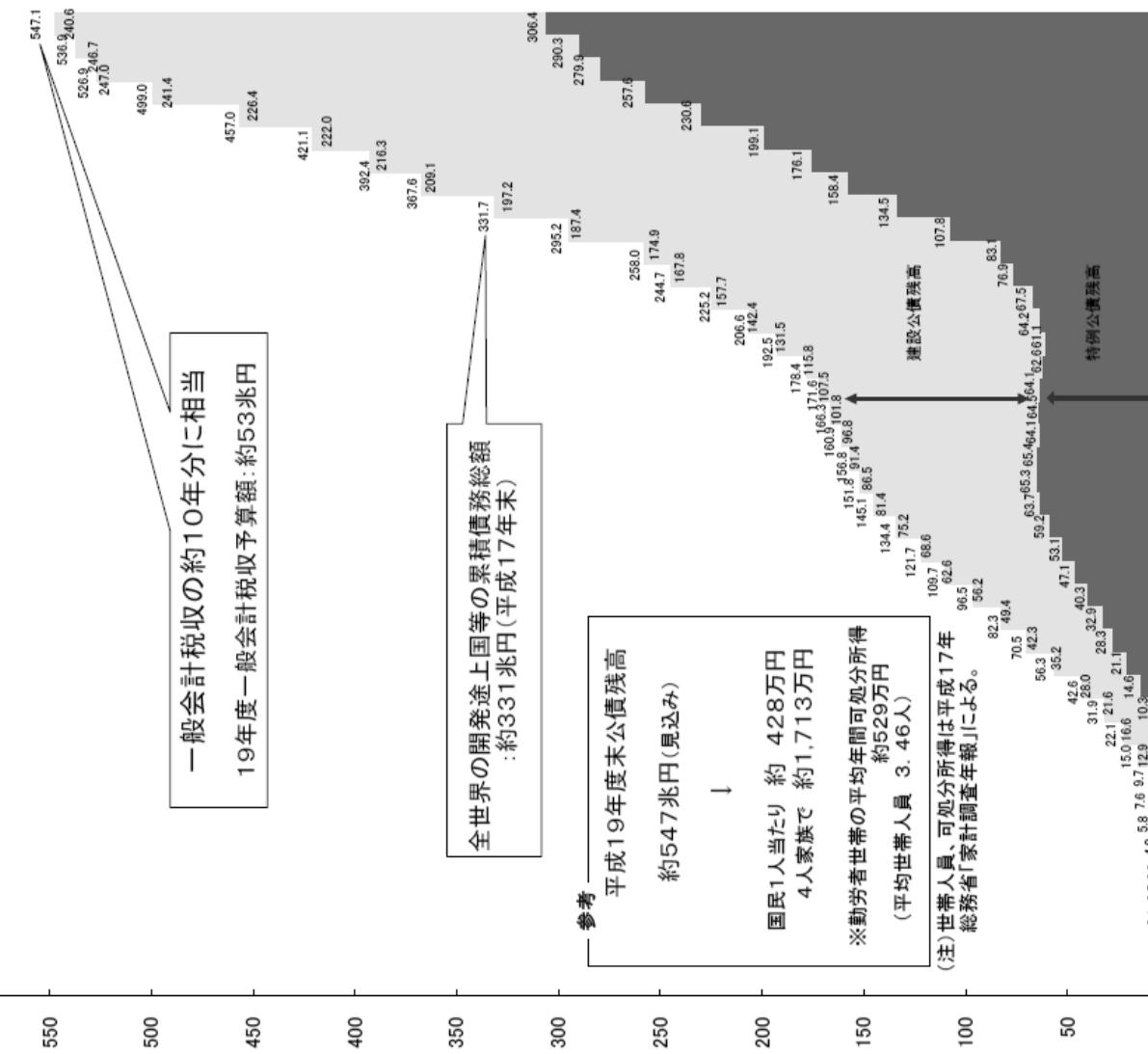
達に向けたさらなる取組みが必要と思われる。



公債費は県債の元金返済額と支払利息の合計である。平成19年度で約1,700億円であり、その内、元金返済に1,300億円、利息の返済に400億円が充てられている。支払利息が年々減少しているのは市場の金利水準が低下してきていることや、政府系の高い金利の分が年々減少していることによる。県債残高が2兆5,000億円なので、残高全体に対し金利が1%上昇したと仮定すると250億円の負担となる。県債発行は今後も一定の水準で行われると見込まれることから、今後の金利動向は重要である。

公債残高の累増（平成19年度予算案）

(参考) 国債発行残高の推移



40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

1. 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、18、19年度は見込み。
2. 特例公債残高には、国有林野署機構務等の一般会計承継による借換国債を含む。

3. 18、19年度の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額はそれぞれ、512兆円程度、527兆円程度。

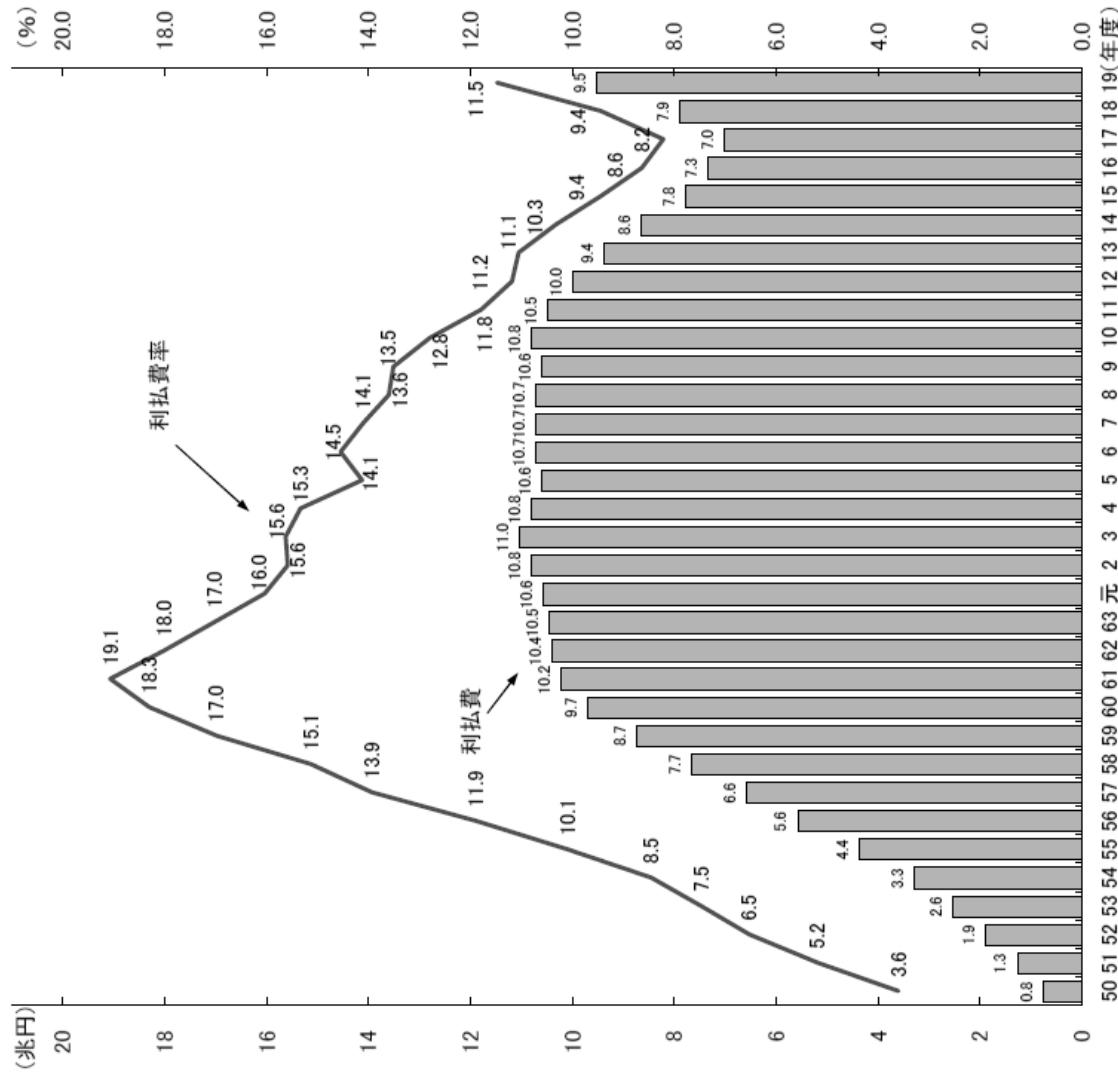
二平樂(後半)

(財)滋賀県立人権センター

利払費及び利払費率の推移 (平成19年度予算案)

平成19年度一般会計利払費
約 9.5兆円
↓
 1日当たり約 261億円
 1時間当たりでは約 11億円
 1分あたりでは約 1810万円

利払費率:一般会計歳出に占める利払費の割合



(注)17年度までは決算、18年度は補正後予算、19年度は予算案。

(財務省ホームページより)

昭和48年のオイルショックが起きるまでは国債はわずかな額であった。戦後高度成長時代が続き毎年土地価格も上がり、所得も増え、企業の利益も増えしていくため自然税収増がありいくら使ってもお金が残る時代であった。そのため国債を発行する必要もなかった。

昭和48年のオイルショックの時で高度成長時代は終わり、安定成長時代に入っている。ここで自然税収増が望めなくなっているので、毎年の歳出増を税収の範囲内に抑えねばならなかったのに公共投資を積極的に行い、景気浮揚のための国債を発行してきた。また毎年の資金の收支不足を赤字国債でまかなくようになつた。

平成2年頃にはバブル経済が崩壊し、巨額の不良債権が発生し、土地神話も崩壊した。国は景気対策等のための国債を発行したことから国債残高が増加している。

平成10年度頃から特に巨額の国債を発行するようになり、毎年の国債の元金利息の返済のための公債費が増加し、そのためまた新規国債を発行しなければならなくなるという状況になつてきていると思われる。

わずかこの30年間の間に一般会計の国債残高は約600兆円に達している。金利も平成21年度予算で年間約10兆円、元金返済が約10兆円で税収の4割強になっている。そのため毎年資金不足が大きくなりまたそれ以上の国債を発行しなければならず国債残高が増えていくことになります。現在の国債残高に対し金利が1%上昇したと仮定すると6兆円の負担となることも明記しておかなければならない。

自治体会計では毎年の歳入の範囲内に歳出を抑えて運営しなければならないといふ原則が完全に崩れていると言わざるを得ない。家計や企業で借り入れをする時は保証もさせられ、返済能力のことを考えてやらねばならない。自治体においても同様であり、これから子供、孫たちの時代に先送りされることを十分に認識しておかなければならない。

2. 課題

これまで福岡県の財政の流れを収支バランスの観点から見てきた。歴史的な流れから特色と課題を整理してみたい。

(1) 峰入・峰出の流れ

福岡県の財政規模は約1兆5,000億円で平成13年度頃をピークにその後横ばいが減少気味に推移している。峰入の範囲内で峰出が收まり黒字決算となっている。峰入には県債も収入として認識されるので黒字でありながら県債残高が増えている。

(2) 峰入の流れと課題

峰入は自主財源と依存財源からなる。自主財源は主に県税で依存財源は地方交付税、国庫支出金、県債等からなる。県税の伸びが顕著である反面、地方交付税や国庫支出金が毎年減少し、自主財源の方が依存財源よりも多くなってきている。折角企業誘致や経済振興等の努力により県税収入の増収確保に努めても、増収分の25%が県の自主財源として増加されるものの、地方交付税は削減される仕組みとなっているため、峰入全体の大増にはつながっていない。

県税の中で法人事業税、個人県民税、地方消費税、自動車税が主たる税目で全体の約80%になる。中でも法人事業税が自動車、IT等の企業誘致による税収の伸びで県税の増加に大きく寄与している。個人県民税の伸びは平成19年度の所得税の税源移譲によるもので単年度のみである。地方消費税は、今後の税制抜本改革で増える可能性がある。自動車税はガソリンの高騰や景気後退で車離れが起きている。また大型から軽自動車への移行で市町村税となるため減少傾向になっている。その他の税目も横ばいか下降気味である。平成20年10月の金融不安に端を発した景気後退は自動車産業をはじめ幅広い業種に大きな影響を及ぼしており法人事業税の減収が予想される。また、個人県民税も全体の景気が悪くなり、雇用不安の中、減少することが予想される。

地方交付税は、平成16～18年度の3年間で5.1兆円と大幅に削減され地方団体は大きな打撃を受けており、全国知事会では、これの復元・増額を国に対してもうかるところである。そもそも地方財政計画において、地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障することとされている。国は自らの責任において、地方財政計画の策定を通じて必要な財源を確保すべきである。

県債は、財源不足に対し交付税の振り替えである臨時財政対策債等の発行により、償還額以上に起債され県債残高は毎年増加している。景気が低迷している中で、税収減と歳出増でさらに財源不足が拡大することが懸念される。県債を引き受けているのは主として財政融資資金等と民間資金（銀行等引受け債、市場公募債）であり、現在では県債発行額のほとんどが民間

資金となつている。民間資金においては、本県は他団体に比べ有利な条件で調達できているものの、今後、世界金融不安の中、調達条件が悪化する可能性もあることから、安定的な調達に向けたさらなる取組みが必要である。

(3) 歳出の流れと課題

義務的経費は人件費、扶助費、公債費で収入のいかんにかかわらず支払わなければならぬ経費である。

団塊の世代の退職金が毎年約500億円発生し、これから5年以上続くと予想されている。企業のように退職給与引当金も積んでいない。その一方で新規採用を手控え、職員のベースアップを抑えていることから人件費は横ばい状況が続いている。このため職員の年代別構成にひずみが生じ、次の人才の確保と育成にも影響が懸念される。今の状況では仕方ない面もあるがこれからを考えると問題といわざるを得ない。

公債費は県債の残高の償還と支払利息である。年間約1,700億円の公債費でそのうち1,300億円が元金返済、400億円が支払利息である。支払利息が県債残高は増えているのに減少しているのは、市場の金利水準が低下していることや、政府系の高い金利の分が年々減少していることによる。公債費は平成19年度で平成元年対比1.7倍になつている。

社会保障費関係の費用は生活保護、医療、介護等に対する費用で少子高齢化が進む中毎年この費用は増加していく。これは国だけではなく県も社会保障問題は避けられない大きな問題で必要資金をいかに確保するかが課題である。増加することはあっても減少することは考えられない。

投資的経費は公共事業を含めインフラ整備は住民のために自治体がやらなければならない根源的な役割である。建設事業の重点化や効率化に努め削減していくものの、将来的に見てこの資金をいかに確保できるかが課題である。

過去の国の景気対策による公共事業の実施による県債が、県債残高の約4割を占めている。また、このような県債を含め、県債残高のうち約55%は交付税などにより償還時に国が補てんすることとされている。国は、これを着実に履行すべきである。

歳出の流れを見てみると義務的経費の人件費、公債費、その他経費の社会保障関係費を見ても減少するよりも基本的に歳出増の要素ばかりである。

(4) 経常収支の流れと課題

これまでの収支の流れを見てみると経常収入としての県税と地方交付税、国庫支出金以上の歳出が出ていき財源不足を地方交付税ではなく、その振り替えである臨時財政対策債等で対応している。基本的に収支バランスが崩れていて県の財政を圧迫している。

自治体経営では毎年の歳入の範囲で歳出を抑えるのが大原則であったはずである。そのため支出予算が厳しく管理されていた。唯一許された借入は学校、道路、公園等の住民のインフラ整備には多額の資金を要しその時の人たちにだけ負担させるのは不公平で、それぞれの年度の人達に応分の負担をさせることで長期の借入が認められた。それ以外の収支不足を借入することは認めないということが原則であった。

昭和48年のオイルショックの頃までは国の国債もほとんど発行されていなかった。それまで戦後長く高度成長が続き土地の値段も上がり、所得も増え、企業利益も増大し、自然税収増があるのでその範囲内で十分支出を賄うことができた。戦後30年にわたり2ケタの経済成長が続き、これからも高度成長が続くと錯覚してしまったようである。

昭和48年のオイルショックの頃から安定成長もしくは低成長の時代に入っている。ここで収入の伸びは鈍化し、支出の方は高度成長の時代の流れのまま支出増が続き資金不足が生じるようになつた。ここで高度経済成長時代は終わり低成長の時代にふさわしく収入の範囲内に支出を抑えるようにななければならなかつた。しかし低成長時代に入り資金不足が生じるようになつた時、景気対策の名で国債を発行するようになり地方自治体において、景気対策による県債の発行及び交付税の振替である臨時財政対策債の発行などにより、借入残高が急激に増えしていくようになった。

(5) 今後の課題

平成20年10月以降の世界的金融不安と急激な景気後退の嵐はあらゆる分野に深刻な影響を与えている。今後さらに悪い方へ経済が流れていくと思われる。連日のように企業倒産、派遣社員の整理、失業、資金繰りの付かない企業の増加等のニュースが報道されている。しかも日本だけでなく世界的な不況の波が吹き荒れている。あまりにも急激な状況変化でこれからどうなるか予断を許さない。あらゆる分野に影響が出てきているので、県への影響も大きい。先ず歳入への影響である。歳入は県税と地方交付税、国庫支出金と県債等からなる。県税はこれまで見てきたように法人事業税への影響が大きく大幅な税収不足が予測される。他の税目も厳しい状況にある。県税の税収が6,000億円であるだけの税収減になることは大きな不安要素である。地方交付税等は三位一体の改革で税源移譲されてきているので増加の可能性はない。ただあまりにも地方自治体の税収不足が大きい時は増額もありうるものもある。しかし現在の国の財政状況を考えると期待できない。県債に依存すればさらに収支バランスの崩れとなり、将来へさらには負担を先送りすることになる。次に歳出への影響である。義務的経費は人件費と公費と公債費、社会保障費等である。人件費は、新財政構造改革プランに基づき、着実に削減の取り組みがなされている。社会保障費は少子高齢化による影響で医療、介護、生活保護の保障

で景気が後退すればさらに膨らむ要素があり、毎年の増加を削減することが極めて困難になってしまっている。世界的な景気後退に伴い、本県の経済・雇用情勢は急速に悪化しており、公共事業を含めた緊急な不況対策が必要となつている。

公債費は資金不足を県債に頼ればさらに膨らむ。また、資金需要が高まる中、金利上昇があれば、仮に現在の県債残高に年間1%の金利上乗せで250億円の負担増となる。

このように見てくるとこれから県財政は今でも資金不足で苦慮している中、これからは税収減と歳出増が目白押しで、さらに収支バランスが崩れ緊急な対応が求められている。

今県財政は大きな岐路に立っている。これから税収減と歳出増の資金需要にどう対応するかが当面の一一番大きな課題と思われる。現実税収減はどうしても避けられず、また歳出面も増加する要素が大きく、その中でやれる努力するのではなく当然としても当面の資金不足を解消するには地方交付税の増額か、その振り替えである臨時財政対策債等に頼らざるを得ないのが現状である。一時的には臨時財政対策債及び減収補てん債などに依存することをやめ、県債残高を増やすことになる。財政安定のために引き続き歳出削減に努めるとともに、産業振興等による税源涵養を図る必要がある。

また、現在の税財政制度の下では、国において、地方交付税の復元・充実や税財政基盤を強固なものにするため、偏在性の少ない安定した地方消費税の引き上げを含む地方財源の充実が図られることが必要である。県もこれまで企業誘致や産業振興に力を注ぎ県税の增收に努めると共に、行政改革大綱に掲げた「少數精銳体制の確立」、「多様な主体とパートナーシップ（協働）の推進」、「社会変化に応じ得る体制づくり」、「職員・職場の活性化」への取り組み、及び新財政構造改革プランに掲げた「人件費の削減」、「事務事業の見直し」、「建設事業費の県負担額の抑制」、「社会保障費の増加の抑制」、「財政収入の確保」などの経費削減にも大変な努力をしてきているのも事実である。一方で、三位一体の改革において、国税から地方税への税源移譲や国庫補助負担金の廃止縮減は前進があつたものの、地方交付税が国地方を通じた歳出削減が進められたこともあり、平成16年度から平成18年度にかけ、全国規模で5.1兆円もの削減がされ、特に平成16年度は2.9兆円もの削減が行われた。平成21年度においては、雇用創出等地方が取り組む地域活性化等に資するため、通常とは別枠で1兆円の地方交付税が確保されたところである。しかしながら、社会保障費等義務的経費が増加する中で、一定の行政水準を維持、確保するためには未だ不十分と言わざるを得ない。また、世界的な景気後退に伴い、経済・雇用情勢が急速に悪化するなど、地方財政の厳しさを増している。

この現実を、県民はじめ多くの関係者に知らせ、これから何をすべきか真剣に考えねばならない時に来ている。今のままでいいという人はいない。何と

か改善しなければならないといふ点では合意は得られる。ただし自分以外でやつて欲しいといふことになると総論賛成、各論反対となり結果的には何もできないことになってしまいます。どの道をとつてもいばらの道であるが、これからの人たちのことを見て今何を考え取り組まねばならない時と考える。

包括外部監査人の立場からは県の運営が県民福祉の向上に役立つよう効果的に有効にかつ効率よくやられているかの意見を求められている。その観点からみると、収支バランスの崩れへの緊急な対応が必要であり、自治体経営における大原則であった毎年の歳入の範囲で歳出を抑えるための、より一層の努力を期待するものである。

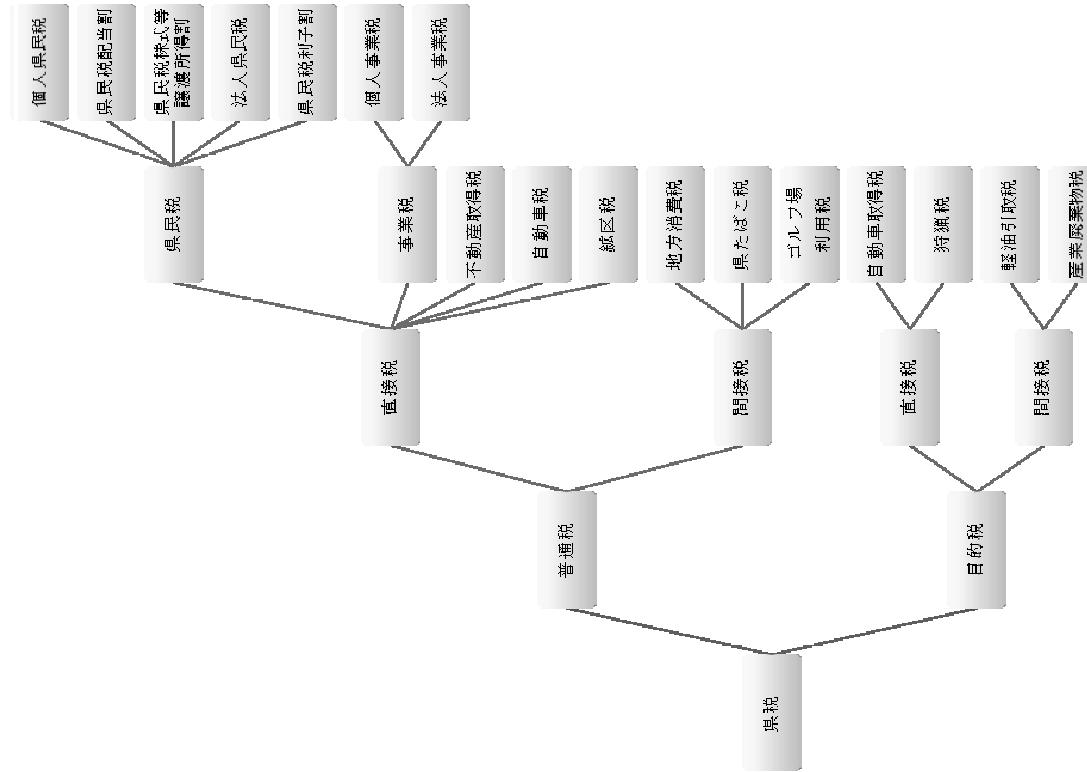
IV. 監査の結果及び意見

1. 県税の概要

(1) 県税の税目別内訳と特色

税金は、納める先の違いにより、国に納める国税と、地方公共団体に納める地方税とに分かれれる。地方税は、さらに都道府県に納める都道府県税と市町村に納める市町村税に分けられる。

また、税金は納める方式の違いにより、税を負担する人が直接納める直接税と、税を負担する人と納める人が異なる間接税とに分けられる。さらに、税金は、用途の違いにより、その用途が特定されておらず、一般的経費に充てることができる普通税と、用途が特定されている目的税とに分けられる。



(県資料より作成)

各県税の内容は以下のとおりである。

	税目	内容
県民税	個人（均等割・所得割）	前年中に一定の所得があった県民に課す税金。実際の事務は、市町村において行われ、市町村民税とともに住民税として課税及び徴収された後、県に払い込まれる。
	配当割	上場株式などの配当等を支払う際に課す税金。
事業税	株式等譲渡所得割	特定口座内（源泉徴収したものに限る）での上場株式等の譲渡益について課す税金。
	利子割	銀行や郵便局などの金融機関から預貯金などの利子等の支払いを受ける際に課す税金。
法人税	個人	県内に事務所又は事業所を有する個人で290万円を超える事業所得があつた場合に課す税金。
	地方消費税	商品の販売・サービスの提供など、対価を得て行う取引に課す税金。
不動産取得税		不動産（土地、家屋）を取得した場合に課す税金。
	県たばこ税	たばこの消費に対して課す税金。
ゴルフ場利用税		ゴルフ場の利用に対して課す税金。
	自動車税	自動車の所有者又は使用者に課す税金。
鉱区税		県内の鉱区について鉱業権を有する人に課す税金。
	自動車取得税	自動車（軽自動車を含む）を取得したときに課す税金。
軽油引取り税		軽油の引取り等に対して課す税金。
	狩獵税	狩獵者登録をする際に課す税金。
産業廃棄物税		産業廃棄物を焼却施設又は最終処分場に搬入する際に課す税金。

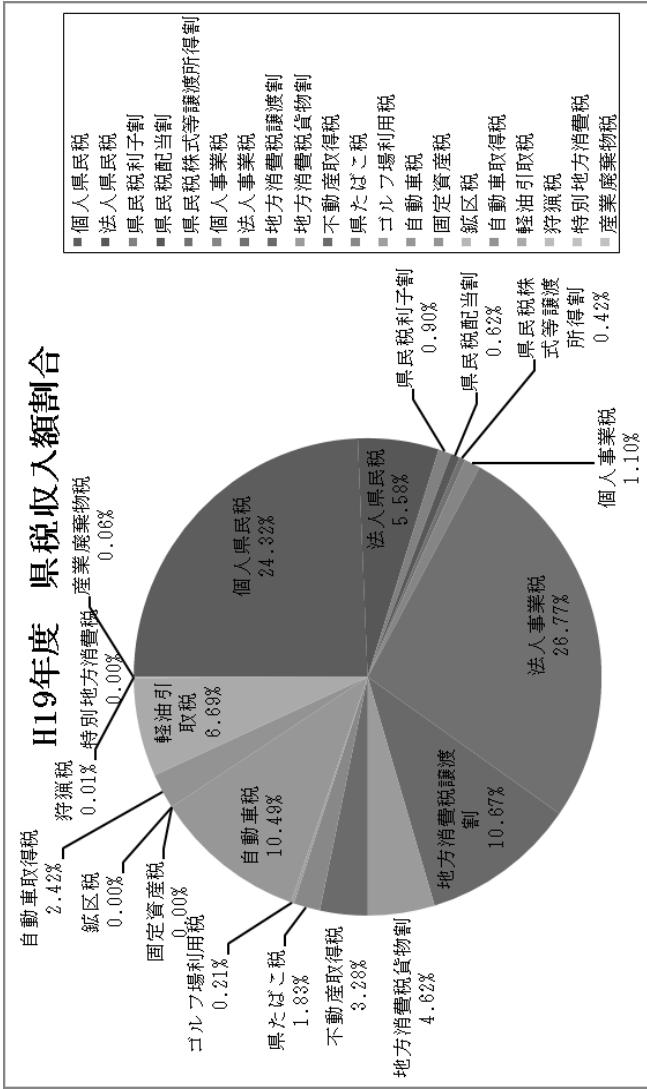
(注1) この他、県が課す固定資産税があるが、本來市町村で課す固定資産税（償却資産）のうち、一定額を超える部分について課税されるものである。

(注2) 平成20年4月より森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐための財源として森林環境税が導入され、個人県民税及び法人県民税から徴収される。

各県税の推移は、以下のとおりである。

	県税の推移(対H14年)											
	H14年度 額	構成比	H15年度 額	構成比	H16年度 額	構成比	H17年度 額	構成比	H18年度 額	構成比	H19年度 額	構成比
県税												
個人県民税	75,409	16.21%	72,828	15.88%	96,589	71.14%	94,355	73,706	14,72%	97.74%	81,828	15.08%
法人県民税	24,840	5.34%	25,850	5.64%	10,407	29,274	6.00%	11,835	31,109	6.1%	125,241	34.04%
個人事業税	13,110	2.82%	8,202	1.79%	62,955	8,226	1.83%	66,096	5,111	1.08%	4,291	6.21%
法人事業税	6,645	1.47%	7,111	1.48%	18,044	6,688	1.35%	96,544	6,543	1.31%	85,599	1.01%
地方消費税	105,103	22.59%	107,568	23,45%	122,355	102,807	26,393	122,555	140,020	27,965	133,222	16,77%
自動車税	81,781	17.58%	80,470	17.54%	98,405	86,946	17.75%	105,935	85,365	17,085	104,633	92,142
軽油引取り税	18,915	4.07%	19,921	4,340%	18,303	18,016	3,691	19,525	15,697	3,135	32,399	20,144
不動産取得税	10,708	2.30%	11,091	2,42%	10,338	11,556	2,33%	10,055	11,111	2,22%	103,761	3,71%
県タバコ税	2,134	0.46%	1,794	0.39%	73,438	1,367	0.32%	1,437	1,343	0.29%	67,341	1.30%
ゴルフ場利用税	65,840	14.15%	64,920	14.15%	98,605	63,844	13,04%	96,606	68,088	13,19%	100,381	65,098
自動車税	14,794	3.18%	15,309	3,34%	103,485	15,649	3,21%	105,788	15,652	3,12%	105,803	15,876
陸油引取り税	45,679	9.82%	43,879	9.57%	96,065	43,869	8,95%	95,645	42,866	8,96%	93,844	41,725
狩獵税	0	0.00%	0	0.00%	0	0.01%	0	50	0.01%	0	50	0.01%
産業廃棄物税	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	302	0.06%	335	0.06%	378
その他	465,233	100.00%	458,688	100.00%	98,599	488,087	100.00%	104,911	500,867	100.00%	107,869	542,597
合計												

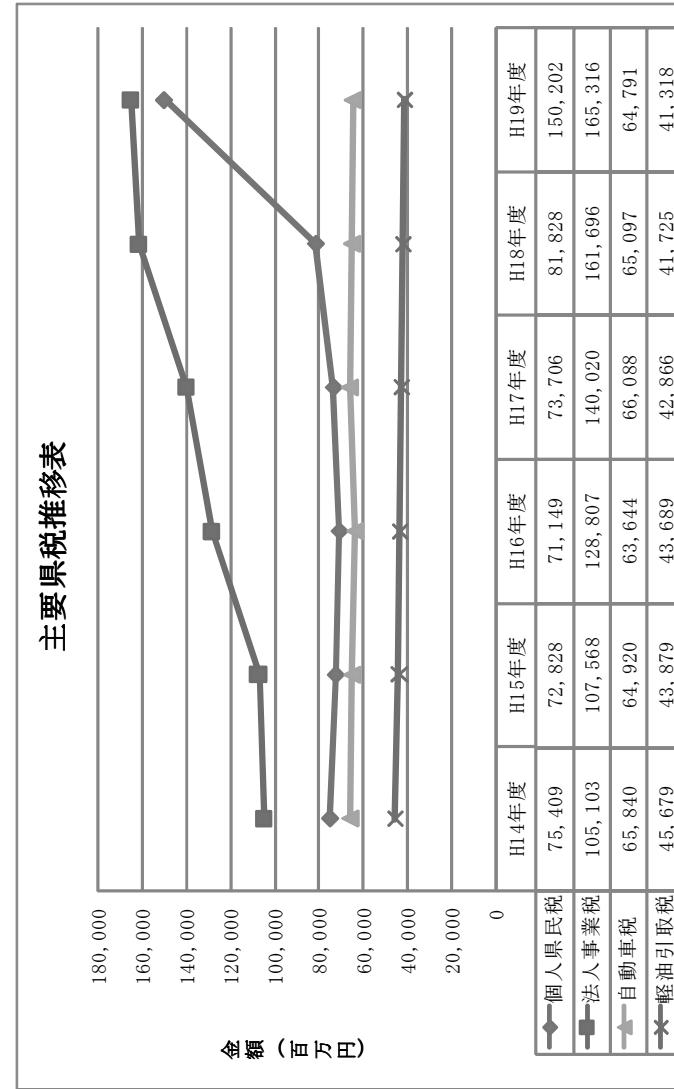
平成19年度の県税の収入割合を示すと以下のとおりである。



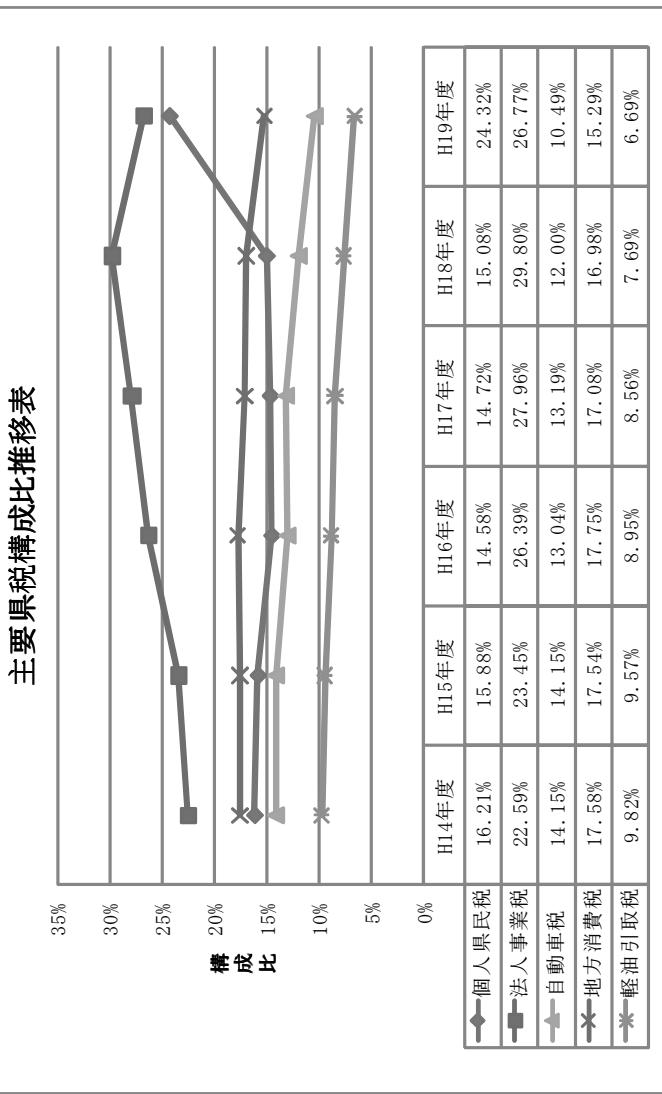
(県資料より作成)

主要な県税の推移は以下のとおりである。

主要県税推移表



(県資料より作成)



県税の中でも法人事業税、個人県民税、自動車税、地方消費税、軽油引取税が大きく、この5つで県税の約85%弱を構成している。

県税総額はこの5年間に平成14年度対比で約132%の伸びを示しているが、特に法人事業税の伸びが頭著で、平成14年度対比で157%の増加。これは県が積極的に自動車、IT等の企業を誘致した結果である。他の県に例を見ないような積極的な誘致であった。

平成20年10月のリーマン・ブラザーズの破綻に端を発した世界的金融不安と急激な景気後退の影響で、企業の業績は悪化しており、今後、法人事業税は大幅な減収となり、当分回復は期待できないと予想される。

法人事業税が急激に落ち込むことによる県財政に与える影響は極めて大きい。県税の中でも他の県に例を見ない形で県財政に貢献していただけに大きな打撃である。

個人県民税の増加は、平成19年度に三位一体の改革による税源移譲が行われた結果である。しかし、今後企業の業績悪化による所得の減少、失業者の増大等により、減少していくと思われる。

自動車税は頭打ちで、ほぼ一定で推移している。原油高騰や将来不安のため、新車購入に陰りが見られる。また普通自動車から軽自動車への移行傾向は続いている。軽自動車税は市町村税であるため、自動車取得税以外は県の収入とはならない。若い人たちが最近車を購入せず、必要に応じレンタカーを利用し、生活防衛のためにバスや電車を利用する傾向が見られる。今回の急激な企業の

業績悪化がこれに追い打ちをかける可能性がある。また、環境、ECOに対する意識の向上に伴い、グリーン化税制の軽減税率の影響もあり、自動車税は当分の間、伸びる可能性はないことが予想される。

地方消費税は構成比率が減少傾向にある。現在、法人事業税が将来国へ税源移譲され、代わりに地方消費税が地方へ税源移譲されるという議論がなされている。したがって、将来増税の可能性があると言える。ただし、税源移譲の関係で地方消費税の増加が見込まれるととも、その場合、法人事業税は国に移ることが予想される。

軽油引取税は、金額、構成比率ともに減少傾向にある。

このように県税を税目ごとに見てみると、主力の法人事業税が急激に落ち込み、他の税目も伸び悩む中、県税収入の確保は今後も厳しい状況が続くものと思われる。

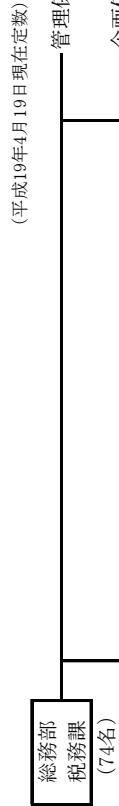
(2) 税務組織

① 税務組織の基本的役割

税務行政は公平、公正に漏れなく課税し、確實に徴収することが基本業務である。この基本業務をいかに忠実に遂行するかが税務行政の使命である。この使命を効果的かつ効率よく遂行するために組織が編成され、税務行政を取り巻く環境変化に対応した組織の再構築が必要となる。

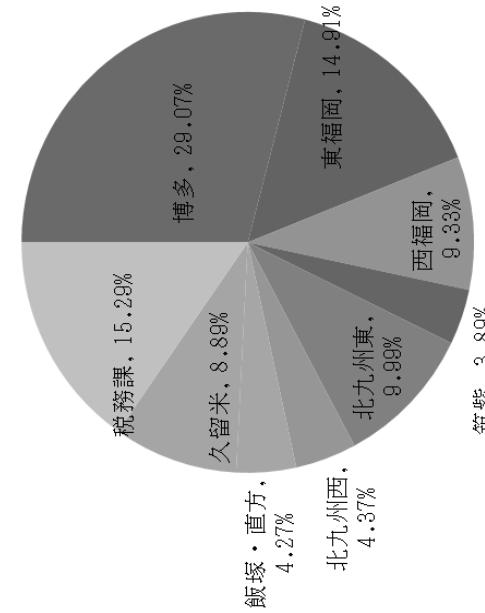
県の財政が厳しい中で、業務の合理化、効率化、人員削減等、経費削減のあらゆる可能性にチャレンジしなければならなくなっている。

県税事務を行う主な組織は大きく分けて総務部税務課と県税事務所の2つに分類される。



県税事務所の収入済額の構成比と金額は以下のとおりである。

県、税務所構成比

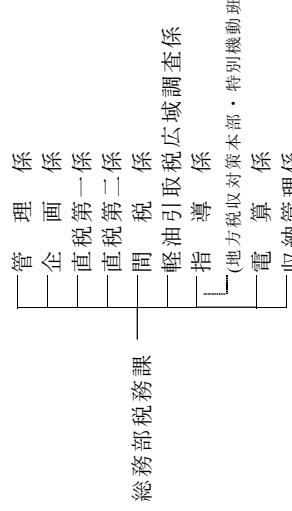


県税事務所収入総額 平成19年度									
	東福岡	西福岡	筑紫	北九州東	北九州西	飯塚・直方	久留米	税務課	(単位：百万円)
個人県民税	-	63,883	2,492	13,637	33,972	9,522	22,989	-	合計 150,202 24.3%
法人県民税	20,099	1,325	5,390	600	2,071	1,597	1,342	-	構成比 5.58%
法人税利子割	-	-	5,561	-	-	-	-	-	34,487 5.561
県民税配当割	-	-	3,799	-	-	-	-	-	0.90%
県民税株式等譲渡所得割	-	-	2,578	-	-	-	-	-	3,799 0.62%
個人事業税	1,039	946	1,621	721	622	519	358	920	2,578 0.42%
法人事業税	102,850	5,648	23,171	2,345	8,847	7,863	6,013	8,579	6,777 1.10%
地方消費税譲渡割	-	-	-	-	-	-	-	-	165,316 26.7%
地方消費税貨物税	-	-	-	-	-	-	-	-	66,886 10.67%
不動産取扱税	3,079	2,407	4,378	1,358	3,052	2,470	1,018	2,515	28,507 4.62%
県たばこ税	11,315	-	-	-	-	-	-	-	20,279 3.28%
ゴルフ場利用税	5,927	10,341	8,593	5,363	9,184	190	362	226	-
自動車税	-	-	-	-	-	7,452	5,795	12,137	-
固定資産税	-	-	-	-	-	-	-	-	64,792 10.49%
氯化水素税	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00%
自動車取扱税	34,346	7,511	-	-	3,915	3,133	1,088	2,458	14,972 2.42%
煙草税	3	2	4	2	7	3	9	14	-
特別地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	7	44 0.01%
産業廃棄物税	378	-	-	-	-	-	-	-	7 0.00%
合計	179,538	92,064	57,590	24,026	61,676	26,967	26,360	54,893	94,393 617,506
構成比	29.07%	14.91%	9.33%	3.89%	9.99%	4.37%	4.27%	8.89%	15.29% 100.00%

(県資料より作成)

② 総務部税務課

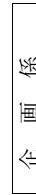
総務部税務課の組織図及び分掌事務は以下のとおりである。



税務課



- ・ 地方道路譲与税に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 県有資産等所在都道府県交付金に関すること。
- ・ 石油ガス譲与税に関すること。
- ・ 所得譲与税に関すること。
- ・ 税収入の予算に関すること。
- ・ 税務行政の総合企画、調査及び調整に関すること。
- ・ 税務報に関すること。
- ・ 税務争訟に関すること。
- ・ 税務研修に関すること。



- ・ 地方道路譲与税に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 県有資産等所在都道府県交付金に関すること。
- ・ 石油ガス譲与税に関すること。
- ・ 所得譲与税に関すること。
- ・ 税収入の予算に関すること。
- ・ 税務行政の総合企画、調査及び調整に関すること。
- ・ 税務報に関すること。
- ・ 税務争訟に関すること。
- ・ 税務研修に関すること。

直税第一係

- ・ 県民税及び事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。

直税第二係

- ・ 不動産取得税、自動車税、鉱区税、固定資産税、自動車取得税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

間税係

- ・ 地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油引取税（軽油引取税広域調査 係において所掌するものを除く。）及び産業廃棄物税の賦課及び犯則取締りに関すること。

軽油引取税広域調査係

- ・ 軽油引取税の犯則取締り（県内に事務所等を有しない特別徴収義務者に関する調査及び広域的かつ緊急に処理を要する調査）に関すること。

指導係

- ・ 納税貯蓄組合に関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分並びに犯則取締りに関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関すること。

電算係

- ・ 税務事務の電算処理システムの維持管理及び運用に関すること。
- ・ 収納に関すること。
- ・ 県税収入の決算に関すること。

収納管理係

- ・ 督促状の発付並びに収納決算及び統計に関すること。

(県資料より作成)

(3) 県税事務所**ア 平成17年度の組織再編**

県税事務所は、県税の課税及び徴収に関する事務を行っており、県下12か所に設置されている。

従来は、14 県税事務所体制の下で業務が遂行されていたが、税務事務のIT化や地方分権の進展など税を取り巻く環境が大きく変化し、県税事務所間の税源の偏在を是正するとともに執行体制の効率化による課税・徴収機能の強化、県民サービスの均衡化及び新たな税制への対応を図る観点から平成17年度に県税事務所の再編が行われた。県ではそれまで14 県税事務所で課税と徴収を行っていたが、課税と徴収の機能を備える県税事務所を8つに集約し、徴収強化を図るために、徴収機能に特化した4つの県税事務所を加えた計12 県税事務所に再編している。

課税と徴収の機能を備える県税事務所は博多、東福岡、西福岡、筑紫、北九州東、北九州西、飯塚・直方、久留米の8か所である。徴収に特化した県税事務所は田川、大牟田、筑後、行橋の4か所である。

課税・徴収機能の強化については、新電算システムへの移行期は業務ごとの機能改善等が必要になる等、正常稼働まで課題はあったものの、収入未済の大額な圧縮が見られるなど再編の成果は上がっている。

税を取り巻く環境は、三位一体改革による所得税から住民税への税

源移譲や今後の更なる地方分権の推進により地方税を含む税制の抜本的改革が予想される。財源・税収の確実な確保の担当部署としてその責任も大きくなっている。

また現在、国においては消費税を中心とした抜本的な税制改正が検討されており、今後、その内容が具体化された場合には、これに対応できる体制の構築を入れて見直しを行っていく必要がある。

イ. 管轄区域の広域化

税務行政においては県民にサービスを提供する他の行政と異なり、財源確保という地方財政の根幹を担つており、公平性の確保とともに税収確保にしっかりと取り組むことができる体制が必要である。

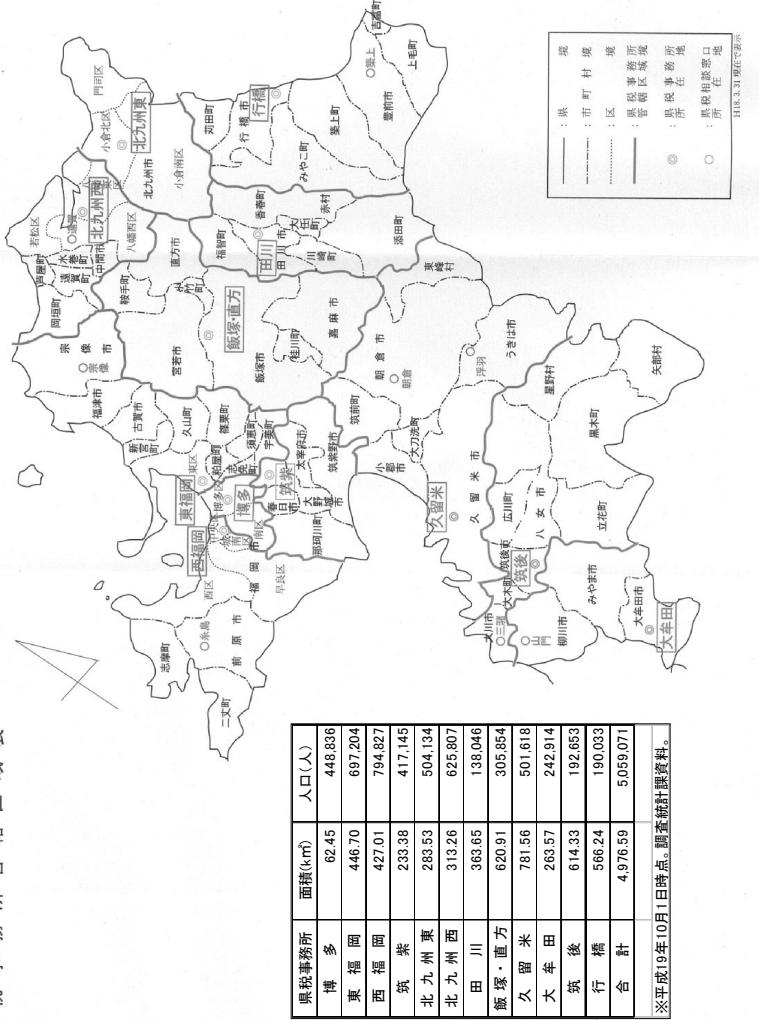
広域化は専門性の向上を図る上で一定の効果はあるが、一方で一定程度を超えた広域化は税収確保に支障をきたす要因となり得るため、管轄区域の広域化については両者のバランスを取る必要がある。

平成17年度の再編で課税機能では多様な事例の蓄積が図れることから、一定の広域化が専門性の向上に効果的であるとの観点から8県税事務所へ集約された。他方、徵収機能では税収確保が最大の使命であり、その効果を発揮するためには滞納者の近くに配置する必要があるため、12県税事務所に配置している。その成果も出ていることから、広域化と税収確保のバランスがとれていると考えられる。

県では、今後さらに人員削減が行われるが、県税事務所では個人県民税の収入未済も増加する傾向が予想されるだけに、広域化と税収確保のバランスを取りながら、さらなる成果を上げていくための体制確保への配慮が必要と考えられる。

県税事務所の管轄区域は以下のとおりである。

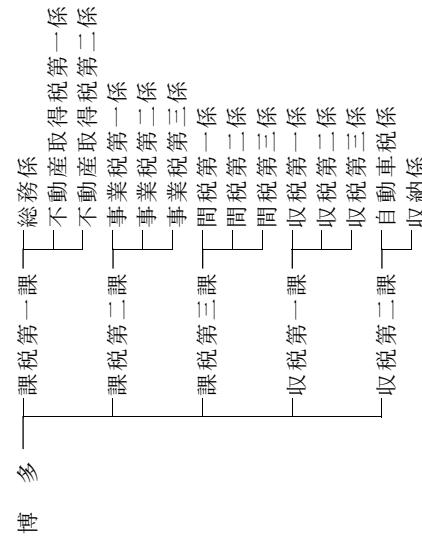
県税事務所管轄区域表

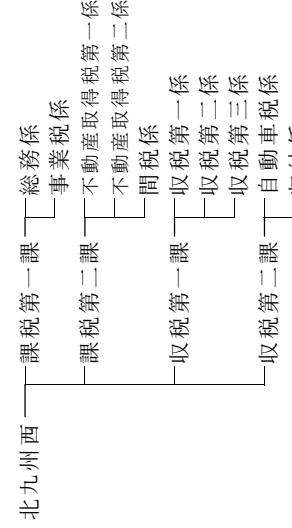
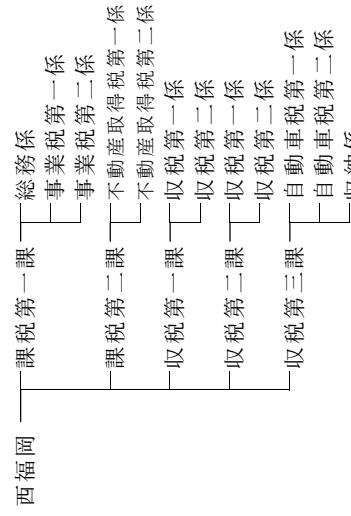
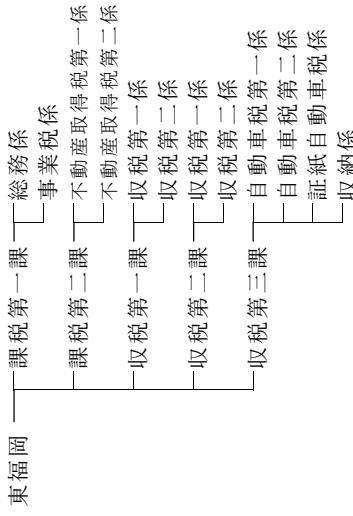


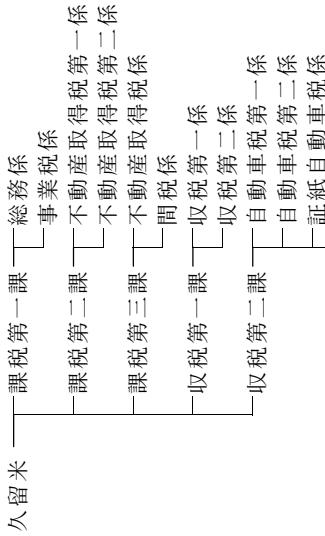
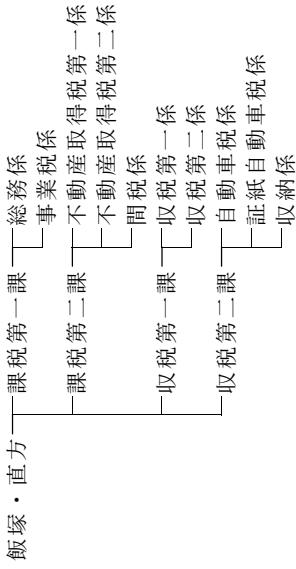
(県資料より作成)

各県税事務所の組織図及び分掌事務は以下のとおりである。

出先機関（県税事務所）







田川
大牟田
筑後橋
後橋
行
総務課
取税課

博多県税事務所

課税第一課

イ
総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。
- 口 不動産所得税第一係
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 純区税、固定資産税及び狩獵税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ハ 不動産取得税第一係
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 不動産取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

課税第二課

イ
事業税第一係

- ・個人事業税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るもの）の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

口 事業税第二係

- ・個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務であるものを除く。) の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- ハ 法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて分割支店法人に係るものに関する事務であることを。

□ 課税第三課

イ 間税第一係

- ・軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事務。
- ・特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関する事務。
- ・ゴルフ場利用税の賦課及び犯則取締りに関する事務。
- ・軽油引取税の賦課及び犯則取締り(税務課において所掌するものを除く。)に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- ・県たばこ税の賦課及び犯則取締りに関する事務。
- 口 軽油引取税の賦課及び犯則取締り(税務課において所掌するものを除く。)に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- ハ 間税第二係
- ・軽油引取税の賦課及び犯則取締り(税務課において所掌するものを除く。)に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- 間税第三係
- ・産業废弃物税の賦課に関する事務。

□ 収税第一課

イ 収税第一係

- ・滞納整理の企画に関する事務。
- ・特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事務。
- ・徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- ・徴収の嘱託に関する事務。
- ・納税対蓄組合に関する事務。
- 口 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するものを除く。)に関する事務であつて滞納処分後のものに関する事務。
- ・徴収及び滞納整理に関する事務(特殊滞納処分後のもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- ハ 収税第三係
- ・徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。)に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。

□ 収税第二課

イ 自動車税係

- ・自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務。
- ・特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事務。
- ・滞納報告1年以下のものであつて滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税の徵収及び滞納処分に関する事務。
- 口 収納係
- ・収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充當に関する事務。

東福岡県税事務所**□ 課税第一課**

イ 総務係

- ・税理士の登録申請に係る報告に関する事務。
- ・庶務に関する事務。
- ・財務会計に関する事務。
- ・他課及び他係に属しない事務の処理に関する事務。

口 事業税係

- ・個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関するること。
 - ・法人県民税及び法人事業税(分割支店法人に係るものを除く。)の賦課及び犯則取締りに関すること。
- 課税第二課**
- イ 不動産取得税第一係**
- ・不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
 - ・不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- 口 不動産自動車税第二係
- ・不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 収税第一課

イ 収税第一係

- ・滞納整理の企画に関すること。
- ・特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に係るもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・徴収の嘱託に関すること。
- ・納税扶助組合に関する事務。

口 収税第二係

- ・徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に係るもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 収税第一課

イ 収税第一係

- ・特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に係るものを除く。)に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に係るもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に係るもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

口 収税第二係

- ・徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に係るもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。)に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 収税第三課

イ 自動車税第一係

- ・自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

口 自動車税第二係

- ・特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ・自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関する自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

ハ 証紙自動車税係

- ・自動車取得税及び証紙により徴収する自動車税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
- ・自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車税の収納に関すること。

二 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充當に関すること。

西福岡県税事務所

課税第二課

イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
 - ・ 庁務に關すること。
 - ・ 財務会計に關すること。
 - ・ 他課及び他係に屬しない事務の処理に関すること。
- 事業税第一係
- ・ 個人事業税、法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
 - ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。
- 事業税第二係
- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 個人県民税の賦課及び犯則取締りに関すること。
 - ・ 県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の賦課及び犯則取締りに関すること。

課税第一課

イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。
- 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関する事務
- ・ 不動産取得税第二係
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

課税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
 - ・ 特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関すること。
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 徴收の嘱託に関すること。
 - ・ 紳税特許組合に関すること。
- 取税第二係
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

課税第二課

イ 収税第一係

- ・ 特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であつて滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のものを除く。）に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

□ 収税第三課

- イ 自動車税第一係
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
 - ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
 - ・ 特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関すること。
 - ・ 滞納報告後1年以下のものであつて滯納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がなないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ロ 自動車税第二係
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
 - ・ 滞納報告後1年以下のものであつて滯納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がなないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ハ 収納係
- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充當に関すること。
 - ・ 収納及び督査状の発付並びに過誤納金の還付及び充當に関すること。

筑紫県税事務所

□ 課 稅 課

- イ 総務事業税係
- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関する事務。
 - ・ 庁務に関する事務。
 - ・ 財務会計に関する事務。
 - ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関する事務。
 - ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務。
 - ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務。
- ロ 不動産取得税係
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務。
 - ・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関する事務。

□ 収税第一課

- イ 収税第一係
- ・ 滞納整理の企画に関する事務。
 - ・ 特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事務。
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。
 - ・ 徴収の嘱託に関する事務。
 - ・ 納税扶助組合に関する事務。
- ロ 収税第二係
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であつて滞納処分後のものに関する事務。
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する事務。

□ 収税第二課

- イ 自動車税係
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務。
 - ・ 特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関する事務。
 - ・ 滞納報告後1年以下のものであつて滯納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がなないものに係る自動車税に関する事務。

□ 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充當に関すること。

北九州東県税事務所

〔課税第二課〕

イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関する事務。
- ・ 庁務に關すること。
- ・ 財務会計に關すること。
- ・ 他課及び他係に屬しない事務の処理に関する事務。
- 口 事業税係
- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務。

〔課税第一課〕

イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関する事務。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- ・ 鉱区税、固定資産税及び狩獵税の賦課及び犯則取締りに関する事務。
- 口 不動産取得税第二係
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。

〔収税第一課〕

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関する事務。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関する事務。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に係るもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- ・ 徴収の嘱託に関する事務。
- ・ 納税扶養組合に関する事務。
- 口 収税第二係
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に係るもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に係るもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。
- ハ 収税第三係
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に係するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関する事務。

〔収税第二課〕

イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関する事務。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税に関する事務。
- 口 記紙自動車税係
- ・ 自動車取扱税及び証紙により徵収する自動車税の賦課、徵収及び犯則取締りに関する事務。
- ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車税の収納に関する事務。
- ハ 収納係
- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充當に関する事務。

北九州西県税事務所**課税第一課****総務係**

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。
- ・ 事業税係
- ・ 個人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

課税第二課**不動産取得税第一係**

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 鉱区税、固定資産税及び薪炭税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 不動産取得税第二係
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

間税係

- ・ 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ ゴルフ場利用税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 軽油引取税の賦課及び犯則取締り（税務課において所掌するものを除く。）に関すること。

収税第一課**取税第一係**

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税封書組合に関すること。
- ・ 取税第二係
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係に関する事務に係るものに関すること。
- ・ 取税第三係
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第二課**自動車税係**

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がなきものに関する自動車税に関すること。
- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

田川県税務所（大牟田、筑後、行橋に同じ）

総務課

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庁務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課に属しない事務の処理に関すること。
- ・ 申告書及び申請書の受付に関すること。
- ・ 収納及び督促状兼引受書の発付に関すること。

収税課

- ・ 滞納整理の企画に関すること（税務課において所掌するものを除く。）。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務（特殊滞納整理に関するものと並びに所長の指定するもの）。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものと並びに所長の指定するもの）。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税扶助組合に関すること。

飯塚・直方県税事務所

課税第一課

総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庁務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。
- ・ 事業税係
- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものと並びに所長の指定するもの）の賦課及び犯則取締りに関すること。

課税第二課

イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 鉛区税、固定資産税及び狩獵税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 不動産取得税第二係
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

ハ 間税係

- ・ 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ ゴルフ場利用税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 軽油引取税の賦課及び犯則取締り（税務課において所掌するものを除く。）に関すること。

収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものと並びに所長の指定するものと並びに所長の指定する区域に係るもの）。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 紳税扶助組合に関すること。
- ・ 収税第二係
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものと並びに所長の指定する区域に係るものと並びに所長の指定する区域に係るもの）。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものと並びに所長の指定する区域に係るものと並びに所長の指定する区域に係るもの）。

収税第二課**自動車税係**

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること。
 - ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
 - ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税に関すること。
- 記録自動車税係
- ・ 自動車取徴税及び証紙により徴収する自動車税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
 - ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車税の収納に関すること。
- ハ 収納係
- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

久留米県税事務所**課税第一課****イ 総務係**

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庁務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

ロ 事業税係

- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

課税第二課**イ 不動産取得税第一係**

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- 不動産取得税第二係
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

課税第三課**イ 不動産取得税係**

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- 間税係
- ・ 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関すること。
 - ・ ゴルフ場利用税の賦課及び犯則取締りに関すること。
 - ・ 軽油引取税の賦課及び犯則取締り（税務課において所掌するものを除く。）に関すること。

収税第一課**イ 収税第一係**

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
 - ・ 特殊滞納整理に係する事務であって所長の指定するものに関すること。
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に係するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 徴収の嘱託に関すること。
 - ・ 納税対蓄組合に関すること。
- 収税第二係
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に係するものを除く。）に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
 - ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に係するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

るものに関すること。

□ 収税第二課

自動車税第一係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに係る事務であつて所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であつて所長の指定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであつて滯納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がならないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

自動車税第二係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであつて滯納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がならないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ・ 証紙自動車税係
- ・ 自動車取徴税及び証紙により徴収する自動車税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
- ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車税の収納に関すること。

二 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

(3) 人員構成

県税業務を行なう総務部税務課及び県税事務所の年齢構成の推移は以下のとおりである。

	H17年度		H18年度		H19年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
～ 25歳	20	2.8%	18	2.5%	19	2.6%
26歳 ～ 30歳	36	5.0%	30	4.2%	25	3.5%
31歳 ～ 35歳	77	10.8%	66	9.3%	68	9.5%
36歳 ～ 40歳	93	13.0%	96	13.5%	94	13.2%
41歳 ～ 45歳	101	14.1%	104	14.6%	93	13.0%
46歳 ～ 50歳	127	17.7%	125	17.6%	134	18.8%
51歳 ～ 55歳	169	23.6%	165	23.2%	147	20.6%
56歳 ～ 60歳	90	12.6%	105	14.8%	129	18.1%
61歳 ～	3	0.4%	2	0.3%	5	0.7%
合計	716	100.0%	711	100.0%	714	100.0%

※税務事務職員

(県資料より作成)

(注) 人員はそれぞれ、平成17年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月19日時点の人数である。

平成19年度(平成19年4月19日時点)では、50歳超が39.4%を占め、県税事務を担う職員の高齢化が進んでいる。
一方で、次世代を担う30歳以下の職員が、6.1%と非常に少なくなっている。

次に、県税職員数と調定済額、収入済額及び収入未済額の推移は、以下のとおりである。

(単位：人、千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
税務事務職員	769	716	711	714
調定済額	509,756,245	521,725,285	562,236,148	638,466,201
1人当たり調定額	662,882	728,667	790,768	894,210
収入済額	488,087,721	500,867,508	542,597,645	617,506,354
1人当たり収入済額	634,704	699,536	763,147	864,855
収入未済額	19,741,251	19,037,156	17,670,154	19,404,147
1人当たり収入未済額	25,671	26,588	24,853	27,177

(県資料より作成)

平成19年度では1人当たりの調定済額が約8.9億円、収入済額が約8.6億円となっている。平成16年度からの4年間で、調定済額から見た一人当たりの業務負担は確実に増加傾向にある。

また、収入未済額についても、差押重視の滞納整理を推進したことから、減少傾向にあつたが、平成19年度の税源移譲に伴い一転して増加する見込みであり、経済状況の悪化を考慮すれば、滞納整理の業務負担はますます厳しくなってくる。

(4) 税目及び調定済額等の推移

県税の平成16年度から平成19年度までの調定額等の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円、%)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
個人県民税 (均等割・所得 割)	78,070,715	80,499,560	88,645,002	159,606,506
不納欠損額	71,149,086	73,706,033	81,828,547	150,202,318
収入未済額	532,406	487,832	538,622	444,412
収入歩合	6,389,222	6,305,693	6,277,833	8,959,775
個人県民税 (配当割)	91,13	91,56	92,31	94,11
不納欠損額	1,252,374	2,363,257	3,351,512	3,799,412
収入未済額	1,252,374	2,363,257	3,351,512	3,799,412

	収入歩合	100	100	100	100
個人県民税	調定済額	1,437,137	2,932,768	2,551,738	2,577,774
(株式等譲渡 所得割)	収入済額	1,437,137	2,932,768	2,551,738	2,577,774
	不納欠損額	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-
	収入歩合	100	100	100	100
法人県民税	調定済額	29,793,296	31,636,286	34,511,591	34,950,877
	収入済額	29,274,596	31,109,015	34,044,413	34,486,643
	不納欠損額	75,596	60,735	39,941	48,517
	収入未済額	443,129	467,506	427,914	416,282
	収入歩合	98.26	98.33	98.65	98.67
県民税利子割	調定済額	8,926,634	5,411,638	4,291,648	5,561,881
	収入済額	8,926,634	5,411,638	4,291,648	5,561,881
	不納欠損額	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-
	収入歩合	100	100	100	100
個人事業税	調定済額	7,707,082	7,590,733	7,676,418	7,623,325
	収入済額	6,608,460	6,543,181	6,700,823	6,776,574
	不納欠損額	81,275	76,962	97,430	73,810
	収入未済額	1,017,345	970,761	878,643	773,093
	収入歩合	85.75	86.20	87.29	88.89
法人事業税	調定済額	130,449,631	141,687,501	163,162,478	166,756,268
	収入済額	128,807,031	140,029,050	161,696,338	165,315,944
	不納欠損額	351,365	199,302	118,525	147,063
	収入未済額	1,291,818	1,472,275	1,349,223	1,294,341
	収入歩合	98.74	98.82	99.1	99.14
地方消費税 (譲渡割)	調定済額	68,550,488	64,750,625	65,494,481	65,886,499
	収入済額	68,550,488	64,750,625	65,494,481	65,886,499
	不納欠損額	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-
	収入歩合	100	100	100	100
地方消費税 (貨物割)	調定済額	18,096,431	20,815,278	26,647,668	28,506,924
	収入済額	18,096,431	20,815,278	26,647,668	28,506,924
	不納欠損額	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-
	収入歩合	100	100	100	100
不動産取得税	調定済額	21,439,882	18,805,531	23,129,974	23,282,550

	収入済額	18,016,663	15,697,627	20,144,396	20,278,693
	不納欠損額	180,545	170,343	293,156	119,578
	収入未済額	3,242,673	2,939,731	2,693,009	2,884,366
	収入歩合	84.03	83.47	87.09	87.1
県たばこ税	調定済額	11,356,346	11,111,578	11,392,107	11,314,741
	収入済額	11,356,346	11,111,578	11,392,050	11,314,683
	不納欠損額	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	57	57
	収入歩合	100	100	100	100
ゴルフ場利用税	調定済額	1,829,007	1,638,799	1,471,335	1,391,308
	収入済額	1,567,829	1,437,220	1,306,240	1,281,105
	不納欠損額	-	-	21,735	-
	収入未済額	261,178	201,578	143,360	110,203
	収入歩合	85.72	87.70	88.78	92.08
自動車税	調定済額	70,254,788	71,896,562	70,008,650	68,859,049
	収入済額	63,644,540	66,088,825	65,097,084	64,791,433
	不納欠損額	653,174	791,659	791,368	713,240
	収入未済額	5,957,094	5,018,799	4,123,231	3,356,642
	収入歩合	90.59	91.92	92.98	94.09
鉱区税	調定済額	11,499	10,093	9,674	9,740
	収入済額	7,015	7,637	6,906	6,786
	不納欠損額	1,940	-	-	121
	収入未済額	2,543	2,456	2,767	2,832
	収入歩合	61	75.66	71.39	69.67
固定資産税	調定済額	-	-	51,251	-
	収入済額	-	-	51,251	-
	不納欠損額	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-
	収入歩合	-	-	100	-
自動車取得税	調定済額	15,649,627	15,652,136	15,876,801	14,972,129
	収入済額	15,649,627	15,652,136	15,876,801	14,972,129
	不納欠損額	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-
	収入歩合	100	100	100	100
軽油引取税	調定済額	44,760,612	44,483,937	43,524,465	42,924,246
	収入済額	43,689,114	42,866,117	41,725,462	41,317,599
	不納欠損額	20,950	13,257	46,088	12,059

	収入未済額	1,050,547	1,604,562	1,752,936	1,594,587
狩猟税	収入歩合	97.61	96.36	95.87	96.26
	調定済額	50,242	50,341	50,396	44,035
	収入済額	50,242	50,341	50,396	44,035
	不納欠損額	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-
	収入歩合	100	100	100	100
産業廃棄物税	調定済額	-	302,957	335,160	377,750
	収入済額	-	302,957	335,035	377,750
	不納欠損額	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	125	-
	収入歩合	-	100	99.96	100
料理飲食等消費税(注)	調定済額	26,179	18,147	11,712	4,547
	収入済額	774	-	7	-
	不納欠損額	7,257	6,435	7,157	246
	収入未済額	18,147	11,712	4,547	4,300
	収入歩合	2.96	-	0.07	-
特別地方消費税(注)	調定済額	94,267	67,548	42,078	16,505
	収入済額	3,326	1,216	4,839	8,036
	不納欠損額	23,392	24,253	20,732	806
	収入未済額	67,548	42,078	16,505	7,662
	収入歩合	3.53	1.80	11.5	48.69
合計	調定済額	509,756,245	521,725,285	562,236,148	638,466,201
	収入済額	488,087,721	500,867,508	542,597,645	617,506,354
	不納欠損額	1,927,904	1,830,782	974,756	559,856
	収入未済額	19,741,251	19,037,156	17,670,154	19,404,147
	収入歩合	95.75	96.00	96.51	96.27

(県資料より作成)

(注) 料理飲食等消費税(昭和36年5月1日に遊興飲食税から変更)は平成元年4月1日に特別地方消費税に変更された後、平成12年3月31日をもって廃止されたため、調定済額はすべて滞納繰越分である。

(5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

① 職員の高齢化について

(意見)

県では厳しい財政状況下において団塊世代の退職者が大量に発生する一方で、新規職員の採用を抑えて、職員定数の削減を図っている。そのため、職員の年齢構成にひずみが生じ、高齢化が進んでいる。
その中でも県税事務所の高齢化は問題である。多くの県税事務所で50歳超が過半数を占め、40歳超が9割近くに達し、若い人が極めて少なくなっています。

のことから、専門的な知識、ノウハウの継承が難しくなり、今後、高い専門性と公平性確保の維持にも影響が出てくる。厳しい財政状況が続く中、収入未済対策等これから更に困難な仕事が増加することを考えると、次世代の人材の確保とその育成は重要な課題である。

県においては、退職者の再任用の制度も導入されているが、次世代の人材の確保に努め、退職者の専門知識等を有効に活用することにより、世代間のバランスを図る必要があると思われる。

② 業務の負担増について

(意見)

職員数の削減が進められる中、調定済額等の増加に見られるように、今後業務は一層複雑、多忙になる。

さらに、これから経済状況が厳しくなり、企業業績も悪化していくことから、収入未済の増加が予想され、銀行を含む債権者は必死に債権保全に努力すると考えられることから、競合する自治体にとって税債権の回収が困難になることが予想される。

収入未済の徴収には、さまざまな法律や事情が複雑に絡むため、高い専門的知識を求めるだけではなく、滞納者も威圧的な態度で必死に抵抗することから、職員の精神的な負担が通常よりも大きくなるかに大きく、精神的な障害を抱える職員が今後増えてくる可能性がある。

そのための十分なメンタルケアが望まれる。

さらに、将来、国税の中でも、滞納が一番多い消費税の税源移譲が進められれば、収入未済は更に増加することが予想される。県の職員数削減が進められる中で、税務組織の将来を見据えた人材配置にも配慮が必要である。

③ 人材育成について

(意見)

組織にとって人材は何よりも大切である。人材育成には、短期的な視点での実務に即した知識を習得させる人材育成と、長期的な視点での専門家及び

核となる指導職員の人才培养が欠かせない。単に年功序列にとらわれることなく、将来の税務行政を見据えあるべき姿を明確にし、行動に移せる人材が求められる。実務に追われる多忙な中ではあるが、将来を見据えた計画的な人材の確保及びその育成を図る必要がある。

④ 業務効率化について (意見)

税務行政の基本的使命は公平公正な課税と徴収である。これから極めて厳しい財政状況での県行政運営を余儀なくされたため、他の財源の確保とともに、県税において公平な課税と確実な徴収の徹底を図り、併せて経費削減努力を行うことが求められる。

国・都道府県・市町村の業務においては、相互に協力し合って賦課徴収を行っているが、事務の一部には非効率な面も見られる。

様々な法律が絡み、制約があるために法改正がなされないと実行できないものもあるが、その中においても効率性を追求していく必要がある。具体的には、以下の税目での効率化が望まれる。

ア. 個人県民税

個人県民税は原則として、市町村が賦課徴収する。県では市町村の同意を得て、例外的に直接徴収することができるが、収入未済額が最も多い税目となっている。

この収入未済額を縮減するためには、市町村との連携協力が不可欠である。収入未済対策は重要な柱であり、同意要件がある中で徴収事務を円滑に進めるためには、県と市町村との会議を密接に行い、相互理解を深め未済の縮減に当たることが肝要である。

収入未済対策は重要な柱であり、現在も努力されているが、なお一層の努力が必要である。

現在も副知事、副市长等を中心とした連絡会議が定期的に行われているが、県の指導的役割を更に發揮することが望まれる。

イ. 個人事業税

個人事業税は県税に占める構成比の割合は1%と低いが、課税対象の捕捉は適正に行わなければならない。課税標準は、国税準拠であり、所得税の確定申告書を行うと個人事業税の申告を行ったものとみなされるため、実務では税務署に出向き所得税の申告書をコピーしている。さらに、事業の認定を行うために課税対象を選別し、課税を行っている。

このコピーと課税対象の選別に相当の時間と労力が費やされている。今後更に人員削減が進められる中で業務が煩雑になると予想されることから、国の協力・理解を求めて、国税申告データの電子化による連携強化等の業務改善の取組みを進める必要があると思われる。

ウ. 自動車税

自動車税は毎年課税されるものであるが、2年ごと（新車は3年）の車検時に納税証明書が必要となるので、車検の際に納付をすれば良いと考える納税者も多く、滞納が生じる要因のひとつである。また、所有者が変わったときや住所が変わったときに、運輸支局の変更手続きを踏まないため、事実を把握するのに時間と労力を費やしており、早期納税の障害となっている。

県としては情報を探しやすくキヤッチし預金等の差押を行い効果を上げてきている。しかし、滞納となる件数が多く、コストがかかっていることから、早期納税に向けた対策を講じなければならない。

一つの案としては、車検時納付が効率的であるが、2年間分を一括前払いすることは納税額が高額となり、納税者の負担感が増大することと、その他の自動車関係税との整合性を図る観点から、課題も多いと思われる。

このことは福岡県だけでなく全国の都道府県も同様であるだけに全国的な連携の下、自動車税を含めた自動車関係税の抜本的な見直しを図ることが望まれる。

エ. 不動産取得税

不動産取得税も滞納が発生しやすい税目である。

一般の納税者は、不動産を取得する機会が少ないことから、その認知度が低く、資金計画の中に不動産取得税を考慮していないなかつたり、課税時期が登記後となるため、転売した場合には滞納しても処分する財産がないケースもあり、回収が遅れる要因となっている。

したがって、登記後速やかに課税ができる制度設計の構築が望まれる。

2. 滞納整理

(1) 概要

地方税法によれば納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、徴税吏員は納期限後20日以内に、督促状を発する（地方税法第72条の66等）。その後も滞納状態が続くと、これを解消するために一連の事務手続がおこなわれる。これを滞納整理という。

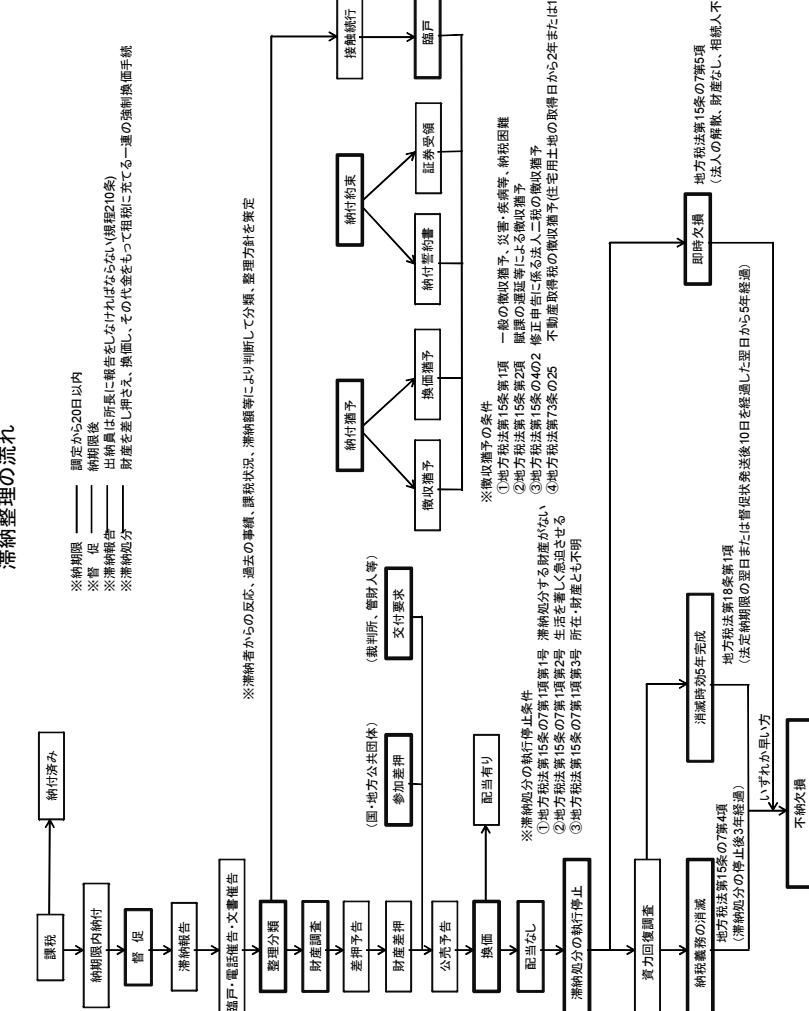
滞納整理では、督促状に対する滞納者からの反応、過去の事績、滞納額等により分類、整理方針を策定し、収税の各担当者へ受命する。

滞納整理は、催告から始まる。これには電話による催告、文書による催告のほか、臨戸による催告（徴税吏員が滞納者に直接訪問する）がある。

催告により納付の約束が行われ、約束どおり完納されれば問題ないが、約束が得られない場合は約束どおり履行されない場合が発生する。その場合、財産調査を実施し、納税猶予の要件を満たす場合を除いて、差押預告のち、財産の差押・換価等の手続きを実施して徴収の確保を行う。この一連の手続きを滞納処分という。

しかし、滞納処分する財産がない場合（地方税法第15条の7第1項第1号）、滞納処分を実施することにより、生活を著しく窮屈させられる場合（地方税法第15条の7第1項第2号）、滞納者の所在・財産とも不明の場合（地方税法第15条の7第1項第3号）で、回収が不可能な事案がある。この場合、滞納処分の執行停止手続きを行う。その後も資力回復調査等を行うが、滞納処分の停止後3年経過した場合（地方税法第15条の7第4項）、法定納期限の翌日または督促状発送後10日を経過した翌日から5年経過した場合（地方税法第18条第1項）、納税義務が消滅することになる。納税義務の消滅により、滞納額は徴収できないものとして不納欠損の認定が行われる。

滞納整理及び滞納処分の流れを表すと以下のとおりである。



(2) 収入歩合（収入済額／調定済額）の推移
平成19年度までの5年間の収入歩合等の推移を表にすると以下のとおりである。

(単位：円、%)					
	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
調定済額	480,705,067	509,756,245	521,725,285	562,236,148	638,466,201
収入済額	458,688,532	488,087,721	500,867,508	542,597,645	617,506,354
差引	22,016,535	21,668,524	20,857,777	19,638,503	20,959,847
不納欠損額	1,880,578	1,927,904	1,830,782	1,974,756	1,559,856
滞納繰越額	20,147,354	19,741,251	19,037,156	17,670,154	19,404,147
計	22,027,932	21,669,156	20,867,938	19,644,910	20,964,003
過誤納額	11,397	632	10,161	6,407	4,156
差引	22,016,535	21,668,524	20,857,777	18,638,503	19,959,847
収入歩合	95.42	95.75	96.00	96.51	96.72

(県資料より作成)

現年課税分と滞納繰越分に分けると以下のとおりである。

現年課税分

(単位：千円、%)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
調定済額	460,828,767	490,387,960	502,765,789	543,787,295	621,211,672
収入済額	453,910,849	483,423,177	495,848,634	537,228,364	612,567,951
差引	6,917,917	6,964,782	6,917,155	6,558,930	8,643,721
不納欠損額	7,285	98	65,413	20,776	19,771
滞納繰越額	6,921,562	6,965,294	6,860,740	6,544,019	8,627,634
計	6,928,847	6,965,393	6,926,154	6,564,795	8,647,406
過誤納額	10,929	611	8,998	5,865	3,684
差引	6,917,917	6,964,782	6,917,155	6,558,930	8,643,721
収入歩合	98.50	98.58	98.62	98.79	98.61

滞納繰越分

(単位：千円、%)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
調定済額	19,876,300	19,368,285	18,959,495	18,448,853	17,254,529
収入済額	4,777,682	4,664,543	5,018,874	5,369,280	4,938,403
差引	15,098,617	14,703,741	13,940,621	13,079,573	12,316,126
不納欠損額	1,873,293	1,927,806	1,765,368	953,979	540,084
滞納繰越額	13,225,792	12,775,957	12,176,415	11,126,135	10,776,512
計	15,099,085	14,703,763	13,941,784	12,080,115	11,316,597
過誤納額	468	21	1,163	542	471
差引	15,098,617	14,703,741	13,940,621	12,079,573	11,316,126
収入歩合	24.04	24.08	26.47	29.10	28.62

(県資料より作成)

平成17年度から平成19年度について他の都道府県の収入歩合を比較する
以下のようになる。

(単位 : %)

都道 府県	H17年度				H18年度				H19年度			
	順 位	収入歩合			順 位	収入歩合			順 位	収入歩合		
		合計	現年 課税分	滞納 繰越分		合計	現年 課税分	滞納 繰越分		合計	現年 課税分	滞納 繰越分
新潟	1	98.5	99.6	26.8	1	98.5	99.5	17.6	1	98.2	99.2	24.2
福島	2	98.1	99.5	19.6	3	98.2	99.3	21.1	1	98.2	99.1	29.5
鳥取	3	98.1	99.4	25.3	9	97.9	99.2	23.4	7	97.9	99.0	31.3
山形	4	98.0	99.4	22.7	4	98.1	99.4	19.1	7	97.9	99.1	22.0
岩手	5	97.9	99.2	29.4	6	98.0	99.1	31.1	12	97.8	98.9	33.9
青森	6	97.9	99.4	17.4	2	98.2	99.4	20.2	7	97.9	99.1	22.4
島根	7	97.9	99.4	20.6	7	98.0	99.3	23.8	1	98.2	99.3	29.9
東京	10	97.7	99.1	27.2	9	97.9	99.2	27.1	12	97.8	98.9	29.5
京都	10	97.7	99.3	36.5	4	98.1	99.4	32.1	4	98.0	99.1	29.1
福岡	37	96.0	98.6	26.4	38	96.5	98.7	29.1	36	96.7	98.6	28.6
千葉	40	95.8	98.7	22.4	40	96.2	98.8	22.1	44	96.1	98.3	21.7
埼玉	42	95.3	98.8	19.3	41	96.0	98.9	20.9	42	96.2	98.4	22.1

兵庫	43	95.3	98.5	22.8	42	96	98.6	25.8	40	96.5	98.7	26.0
高知	44	95.2	98.9	18.5	45	95.6	98.9	20.1	38	96.6	98.6	28.4
沖縄	45	95.0	98.6	21.6	44	95.7	98.8	22.8	46	95.7	98.2	24.7
奈良	46	94.7	98.7	17.5	46	95.4	98.3	22.5	45	95.9	98.4	21.2
福井	47	92.1	99.4	6.7	47	92.6	99.2	7.6	47	93.3	99.0	9.1

(県資料より作成)

全体の収入歩合は平成15年度の95.42%から平成19年度は96.72%と1.3ポイントの改善が見られる。これは現年課税分の収入歩合が98%台で一定であるのに対し、滞納繰越分の収入歩合が平成15年度の24.04%から平成19年度は28.62%と4.58ポイント改善したことによる。

他の都道府県との比較においては36位から38位の間で推移しており、決し

て高いとは言えない。収入歩合の上位の特徴として現年課税分の収入歩合が99%を超えており、滞納繰越分の収入歩合はそれほど高くないのが特徴である。
滞納事案については現年課税分に積極的に着手し、滞納額を減少させ収入歩合を高めることにより、県税収入を確保することが課題と思われる。

(3) 税目別滞納繰越額は、以下のとおりである。

	件数	H17年度			H18年度			H19年度			
		金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)
個人県民税	-	6,305,694	-	-	6,277,833	-	-	8,959,775	-	-	-
法人県民税	8,826	467,507	52,969	8,695	427,914	49,214	8,739	416,283	47,635	-	-
法人事業税	2,529	1,472,276	582,157	2,488	1,349,233	542,292	2,555	1,294,342	506,592	-	-
個人事業税	13,509	970,762	71,860	11,829	878,643	74,279	10,198	773,093	75,808	-	-
不動産取得税	9,663	2,939,731	304,226	9,240	2,693,009	291,451	9,255	2,884,367	311,655	-	-
ゴルフ場利用税	69	201,579	2,921,431	55	143,360	2,606,548	45	110,203	2,448,960	-	-
自動車税	156,007	5,018,799	32,170	127,729	4,123,232	32,281	104,343	3,356,642	32,169	-	-
軽油引取税	184	1,604,562	8,720,447	216	1,752,936	8,115,445	185	1,594,588	8,619,394	-	-
その他	1,330	56,247	42,291	607	24,004	39,545	436	14,853	34,067	-	-
合計	192,117	19,037,157	-	160,859	17,670,155	-	135,756	19,404,147	-	-	-
個人県民税以外計	192,117	12,731,463	66,269	160,859	11,392,322	70,822	135,756	10,444,372	76,935	-	-

(県資料より作成)

(注) 個人県民税については、市町村が賦課徵収を行っていることから、県にデータがないため一部空欄となっている。

(4) 不納欠損の推移

	件数	H17年度			H18年度			H19年度			
		金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)
個人県民税	-	487,833	-	-	538,622	-	-	444,413	-	-	-
法人県民税	1,148	60,735	52,905	974	39,941	41,008	938	48,518	51,725	-	-
法人事業税	344	199,302	579,367	259	118,525	457,626	223	147,063	659,476	-	-
個人事業税	1,317	76,962	58,438	1,375	97,430	70,858	1,125	73,810	65,609	-	-
不動産取得税	559	170,343	304,729	563	293,156	520,704	402	119,578	297,458	-	-

ゴルフ場利用税	-	-	-	8	21,735	2,716,885	-	-	-
自動車税	28,247	791,659	28,026	27,567	791,368	28,707	23,705	713,240	30,088
軽油引取税	13	13,258	1,019,843	11	46,088	4,189,828	15	12,059	803,948
その他	726	30,689	42,271	717	27,890	38,898	101	1,175	11,635
合計	32,354	1,830,782	-	31,474	1,974,756	-	26,509	1,559,857	-
個人県民税以外計	32,354	1,342,950	41,508	31,474	1,436,134	45,629	26,509	1,115,444	42,078

(注) 個人県民税については、市町村が賦課徴収を行っていることから、県にデータがないため一部空欄となっている。

(5) 滞納処分の停止の推移

税目別の滞納処分停止の内訳は、以下のとおりである。

	H17年度			H18年度			H19年度		
	件数	金額 (千円)	一件当り 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当り 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当り 金額(円)
個人県民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人県民税	1,854	57,716	31,130	1,973	69,929	35,443	1,874	66,571	35,524
法人事業税	396	102,291	258,310	387	136,693	353,212	359	138,521	385,852
個人事業税	2,921	198,111	67,823	2,491	172,888	69,405	1,860	146,823	78,937
不動産取扱税	989	281,269	284,398	946	248,672	262,867	901	233,039	258,645
ゴルフ場利用税	8	21,857	2,732,144	-	-	-	13	24,330	1,871,554
自動車税	37,833	1,085,261	28,686	34,326	1,027,177	29,924	26,423	790,099	29,902
軽油引取税	15	55,342	3,689,477	11	10,423	947,582	15	10,744	716,255
その他	842	31,327	37,205	287	8,528	29,713	216	7,578	35,083
合計	44,858	1,833,173	-	40,421	1,674,310	-	31,661	1,417,705	-
個人県民税以外計	44,858	1,833,173	40,866	40,421	1,674,310	41,422	31,661	1,417,705	44,778

(県資料より作成)

(注) 個人県民税については、市町村が賦課徴収を行っていることから、県にデータがないため空欄となっている。

(6) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

① 不納欠損処理について

不納欠損は以下の場合に認定される。

- A. 滞納処分の停止後3年経過（地方税法第15条の7第4項（停止後3年消滅））。

- B. 法人の解散、財産なし、相続人不在等、徴収金が限定承認に係るものであるとき又は徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき（地方税法第15条の7第5項（即時欠損））。

- C. 法定納期限の翌日または督促状発送後10日を経過した翌日から5年経過（地方税法第18条第1項（消滅時効5年完成））。

平成19年度の不納欠損区分の税目別内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円、件)

税目	A	B	C	A+B+C
法人県民税 件数	376	178	384	938
税額	11,316	25,517	11,685	48,518
個人事業税 件数	724	4	397	1,125
税額	42,273	461	31,076	73,810
法人事業税 件数	88	63	72	223
税額	19,865	119,041	8,157	147,063
不動産取得税 件数	229	47	126	404
税額	53,933	45,679	19,967	119,578
県たばこ税 件数	-	-	-	-
税額	-	-	-	-
ゴルフ場利用税 件数	-	-	-	-
税額	-	-	-	-
自動車税 件数	2,007	16,763	4,935	23,705
税額	53,263	491,995	167,982	713,240
鉱区税 件数	-	-	3	3
税額	-	-	122	122
軽油引取税 件数	-	15	-	15
税額	-	12,059	-	12,059
産業廃棄物税 件数	-	-	-	-
税額	-	-	-	-
旧法による税 件数	98	-	-	98
税額	1,053	-	-	1,053

合計	件数	3,522	17,070	5,917	26,509
	税額	181,702	694,752	238,990	1,115,444

(注)個人県民税については、市町村が賦課徴収を行っていることから、県にデータがないため除いている。

(意見)

時効が接近した滞納者についてはリストができるように税務システムで設計されているため、時効まで滞納処分の執行停止手続きを一切行っていないといふいわゆる「生（なま）欠損」は確認されなかつた。

滞納処分業務・執行停止業務は多大な労力を要するため、自動車税等の件数が膨大な少額滞納事案等については、滞納処分の手続きを実施した後、時効により不納欠損となるべきものが、リストに基づいて把握でき、滞納処分の執行停止手続きを画一的に行つている。

今後も高額滞納事案に限らず、少額滞納事案についても、地方税法第18条第1項（消滅時効5年完成）の割合を少なくするような滞納繰越分の方策を実施することが望まれる。

滞納事案について税負担の公平性の観点からは高額少額を問わず、財産調査・差押等を早期に着手して回収を図るとともに、回収できないものについては早期に見極めて滞納処分の停止を行い滞納繰越の縮小を図り、県税収入の有効かつ効率的な確保が望まれる。

また、滞納額は処分停止すべきと判断される場合には、5年の時効期間にかかわらず適時に決裁を行うべきと考える。決裁については、民間では効率性、経済性の観点から金額で社長決裁、部長決裁等に区分していることが多い。処分停止の決裁や不納欠損処理の決裁等についても、金額等による一定の基準を設定し、決裁権限を所長決裁のみではなく、課長決裁、所長決裁等に区分して、事務の簡素化と実効性を兼ね備えた決裁を行えるような組織体制が望まれる。

② 滞納整理の早期対応について
収入歩合の推移を現年課税分と滞納繰越分とに分けると以下のとおりである。

【全体】

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
収入歩合	95.42	95.75	96.00	96.51	96.72

【現年課税分】

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
収入歩合	98.50	98.58	98.62	98.79	98.61
収入歩合	24.04	24.08	26.47	29.10	28.62

【滞納繰越分】

(単位：%)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
収入歩合	24.04	24.08	26.47	29.10	28.62

(県資料より作成)

(意見)

滞納繰越分の収入歩合は県税職員の努力により、平成15年度の24.04%弱から平成19年度は28.62%まで改善しており、全体の収入歩合も平成15年度の95.42%から平成19年度は96.72%と1.3ポイント改善している。しかし、税金という特殊性（徵収猶予等の救済措置があること）から、滞納繰越になった場合は差し押さえる財産もなくなり、回収できる可能性は非常に低くなる結果となっている。

滞納繰越分への一層の対応とともに、収入歩合の高い上位の都道府県を参考に、滞納繰越分を増加させないように現年課税分の収入歩合の向上を確保できる体制づくりが望まれる。

③ 分割納付について

県は、滞納者に対して一括納付が困難な場合に、例外として分納により対応し、その際に分納誓約書を作成する。ただし、納税については国税徵収法上、納税の猶予は1年を超えることはできず、またその場合、担保の提供が求められている（国税徵収法第151条、第152条）。分納については直接の明文がないが、基本的に上記条文に準拠している。

分納の場合に作成する分納誓約書の利点として、滞納者に対して書面で分納を約束することにより、納付の責任意識が高くなる効果が期待される。また、分納誓約書入手することにより時効は中断し、時効による欠損までの期間が長くなる効果がある。

このように、分納誓約書は有効活用されており、各県税事務所で分納誓約書を開覧したところ、1年以内で毎月の支払額がほぼ均等で完納に結びつく標準的なものほか、以下の2つの取扱いが確認された。

- ・上席者と協議の上決定する取扱いとしている「1年を超える分納誓約書」。
- ・徵収猶予の取扱いに準ずるが、高額な滞納であれば、徵収猶予そのものの検討も必要と考えられる「1年を超えない分納誓約書で最終月の支払金額がそれまでの月に比べ高額になつているもの」。

しかしながら、これらの中には分納誓約の決裁に必要な上席者の押印がないものがいくつか見受けられた。

(意見)

分割納付は、徴収猶予の取扱いに準ずるため、1年で回収できる納付計画を作成する必要があるが、実際は担税力のない納税者が滞納することがほとんどであるため、現実的な対応をせざるを得ない。

また、担保についても、滞納者は金融機関等に担保を提供している場合が多く、税を充足する担保がないのが実情である。

いたずらに納付期間を長くすることは滞納繰越額を増加させ、収入歩合を低下させる面もあり、県として財産調査をしつかりと行った上で、納付計画に基づいた実効性のある分納誓約書を作成する必要がある。

また、国税徴収法に基づき担保を徴収する場合についても、手引き等により対応しているところであるが、さらに、県税事務所間で取扱いに差ができることがないよう、県全体で統一的な処理を行うよう、決裁を含めた取扱いの周知・徹底が望まれる。

(4) ゴルフ場利用税の滞納整理について

ゴルフ場利用税の不納欠損、滞納処分、滯納繰越状況は、以下のとおりである。

【不納欠損の推移】

	H17年度			H18年度			H19年度		
	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)
ゴルフ場利用税	-	-	-	8	21,735	2,716,885	-	-	-

【滞納処分の停止の推移】

	H17年度			H18年度			H19年度		
	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)
ゴルフ場利用税	8	21,857	2,732,144	-	-	-	-	13	24,330
									1,871,554

【滞納繰越額の推移】

	H17年度			H18年度			H19年度		
	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)
ゴルフ場利用税	69	201,579	2,921,431	55	143,360	2,606,548	45	110,203	2,448,960
									(県資料より作成)

件数としては個人県民税、自動車税と比べ少ないが、一件あたりの金額として高額となる。

(意見)

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場経営者等が特別徴収義務者として申告納付する制度であり、ゴルフ場経営者等が倒産すれば、滞納額が一気に増加するため、滞納になる前に早期の対応が必要である。そのためには、毎月の申告納付により県税事務所の課税部門において、ゴルフ場利用税の情報が把握できることから、県税事務所の収税部門だけの対応だけでなく、課税部門と収税部門との密接な連携・対応が望まれる。

経済情勢が不透明な今日において、ゴルフ場経営者等の倒産は今後も予想されるため、県税収入の確実な確保の観点から、滞納金額が多額になる前に早期着手、すなわち初動が遅れない体制を作ることが望まれる。

⑤ 不動産取得税の滞納整理について

不動産取得税の不納欠損、滞納処分、滞納繰越状況は、以下のとおりである。

【不納欠損の推移】

	H17年度			H18年度			H19年度		
	件数 (千円)	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数 (千円)	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数 (千円)	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)
不動産取得税	559	170,343	304,729	563	293,156	520,704	402	119,578	297,458

【滞納処分の停止の推移】

	H17年度			H18年度			H19年度		
	件数 (千円)	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数 (千円)	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数 (千円)	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)
不動産取得税	989	281,269	284,398	946	248,672	262,867	901	233,039	258,645

【滞納繰越額の推移】

	H17年度			H18年度			H19年度		
	件数 (千円)	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数 (千円)	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数 (千円)	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)
不動産取得税	9,663	2,939,731	304,226	9,240	2,693,009	291,451	9,255	2,884,367	311,655

(県資料より作成)

件数としては自動車税、個人県民税と比べ少なく、一件当たりの金額とし

ではゴルフ場利用税ほどではないが、滞納者の多くが個人であることを考慮すると比較的の高額と言える。

(意見)

不動産取得税は、随時課税であることから、適時徴収できる体制づくりが望まれる。現状は、納税者が取得してから課税されるまでに概ね3か月から6か月程度かかっている。これは、市町村と登記所との関係と異なり、県と登記所との間で、情報交換が法的に行えるようにならないのが原因である。総務省、法務省等の関係省庁へ働きかけ、所有権移転に関する情報が登記所から県税に対し、直接、漏れなく確実にかつ適時に入手できるような方法を構築されることが望ましい。

また、納税者及び不動産業者への啓蒙活動を行っていくことも必要である。不動産の取得は一般的な県民にとって生涯に何度もあるわけではなく、不動産売買についての知識は低いことが予想される。不動産を取得し、その数か月後に不動産取得税が発生することを考慮せずに取得する場合も考えられ、資金繰りに窮する場合が多いと予想される。不動産業者も含め、パンフレット等を作成し、啓蒙活動を積極的に行っていくことが望まれる。

⑥ 軽油引取税の滞納整理について

軽油引取税の不納欠損、滞納処分、滞納繰越状況は、以下のとおりである。

【不納欠損の推移】

	H17年度			H18年度			H19年度		
	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)
軽油引取税	13	13,258	1,019,843	11	46,088	4,189,828	15	12,059	803,948

【滞納処分の停止の推移】

	H17年度			H18年度			H19年度		
	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)
軽油引取税	15	55,342	3,689,477	11	10,423	947,582	15	10,744	716,255

【滞納繰越額の推移】

	H17年度			H18年度			H19年度		
	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)	件数	金額 (千円)	一件当たり 金額(円)
軽油引取税	184	1,604,562	8,720,447	216	1,752,936	8,115,445	185	1,594,588	8,619,394

(県資料より作成)

滞納のほとんどは不正軽油摘発による発生分であり、納税者に担税力はなく長期的に滞納し、最終的には不納欠損になるケースが多い。なお、摘発分については交付税の特例措置があり、滞納処分等を行えば、未徴収税額と同額が国から交付される。

(意見)

摘発による課税については税務課に軽油引取税広域調査係を設置し各県税事務所との連携を図つて一定の効果を上げているが、不正軽油摘発に伴う滞納案件についても今後は税務課及び各県税事務所との連携を強化することが望ましい。推移などをみても滞納繰越額が16億円から17億円でほぼ一定であり、滞留していると思われる。各県税事務所でも回収に向けて努力を続けていることは滞納整理に関する書類を綴じた「一人別整理票」を閲覧するこにより確認できたが、滞納の解消が進んでいないのも事実である。各県税事務所の税務主幹を中心とした税務課等と情報共有を図り、専門性を高めた対応をしていくことで、滞納繰越の減少も期待できるだけではなく、知識・経験が蓄積されて徵収能力の向上や後進者への教育にも役立つことが期待できる。

(7) 個人県民税の滞納整理について

個人県民税の不納欠損、滞納繰越額状況は、以下のとおりである。
不納欠損の推移

	H17年度		H18年度		H19年度	
	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比
個人県民税	487,833	26.65%	538,622	27.28%	444,413	28.49%

滞納繰越額の推移

	H17年度		H18年度		H19年度	
	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比
個人県民税	6,305,694	33.12%	6,277,833	35.53%	8,359,775	46.17%

(県資料より作成)

個人県民税の不納欠損は自動車税に次いで多く、不納欠損全体の26%～28%で推移している。

個人県民税の滞納繰越額は滞納繰越額全体の33%～35%で推移していた

が、平成19年度は46%と10ポイント以上上昇し、滞納繰越額の半数を占めている。これは、税源移譲に伴い個人県民税が増加したことがあな要因と考えられる。

このような状況において、平成19年度から県は地方税収対策本部を設置し市町村の徵収力の向上に努めている。地方税収対策本部の概要、組織、成果は以下のとおりである。

「地方税収対策本部」が
県内全域の市町村の徴収力を底上げします。

県職員派遣や市町村からの研修生受入れなどを実施

福岡県は、税源移譲を踏まえ、個人県民税の徵収を担う市町村の徵収力を高めるため、平成19年4月25日、県庁に「地方稅収対策本部」を新たに設置しました。「地方稅収対策本部」(本部長：市町村支援課長)は、平成23年度までの5年間、市町村の徵収力をアップを図ります。県内全域の徵収力アップのある「特別機動班」が合同検索や公売などでの高度な徵収技術を提供し、市町村の帶納税を支拂して徵収し、そこで得たノウハウを「市町村稅収推進班」が市町村へ提供します。市町村の徵収技術を駆使して徵収事務に生かすとともに、地域的な連携を強化します。市町村の活動によります。市町村の底上げを図る方針です。

地方税収対策本部の概要

◆市町村税収対策推進班

- ◆特別機動班 塵芥などの高度な斬吸の手法を経験する。県職員長期派遣の検討、インターネット公壳の導入支援など

○県職員知

強化し、不織布事業の収益を支援する。

平成19年度	4町	志免町、広川町、福智町、苅田町
平成20年度	2市2町	行橋市、八女市、那珂川町、川崎町

○市町村税務職員実務研修

9月から2月まで、市町村職員を研修生として受け入れ、県内全域(政令市を除く。)の住民税を直接徵収することや研修参加の市町村については住民税以外の税目も併せて徵収するなどして短期間での人材育成を図る。

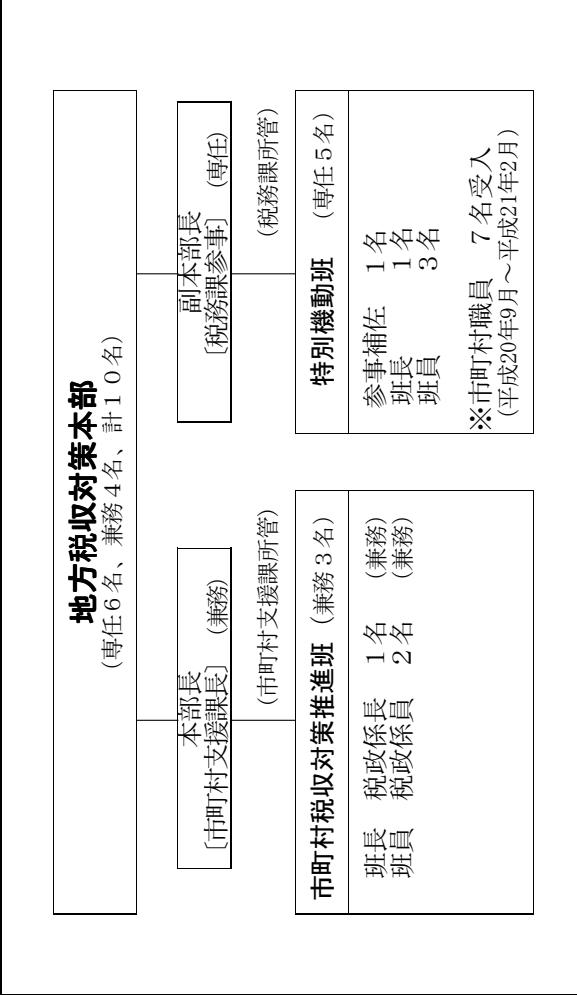
平成19年度	7市町	久留米市、宇美町、鞍手町
平成20年度	7市町	柳川市、筑後市、大刀洗町、福智町

卷之三

週1回4時間（約20回）

- ・県と研修生の2~3名が1組となる
- ・1組で約50事業案を収集
- ・参加市町村の市町村税を収集（1団体約20万円で約10事業）
- ・県内市町村の高度な民税率を経験
- ・研修生は高額納税者

地方税収対策本部の組織



○ 平成19年度の取組みの効果

市町村と連携した取組みを行った結果、総額で5億5千万円の徴収効果があがっています。
内訳は、住民税が2億3千万円、その他市町村税が3億2千万円です。

【地方税収対策本部の効果額】

①職員派遣 (4町) (おもな事例)

- ・広川町で、不動産公売を実施し、282万円を徴収。
- ・福智町で、財産調査により約700万円を自主納付など

②市町村研修生受入 (7市町) (おもな事例)

- ・古賀市で、占有者のいる不動産を公売し、1,700万円で落札された。

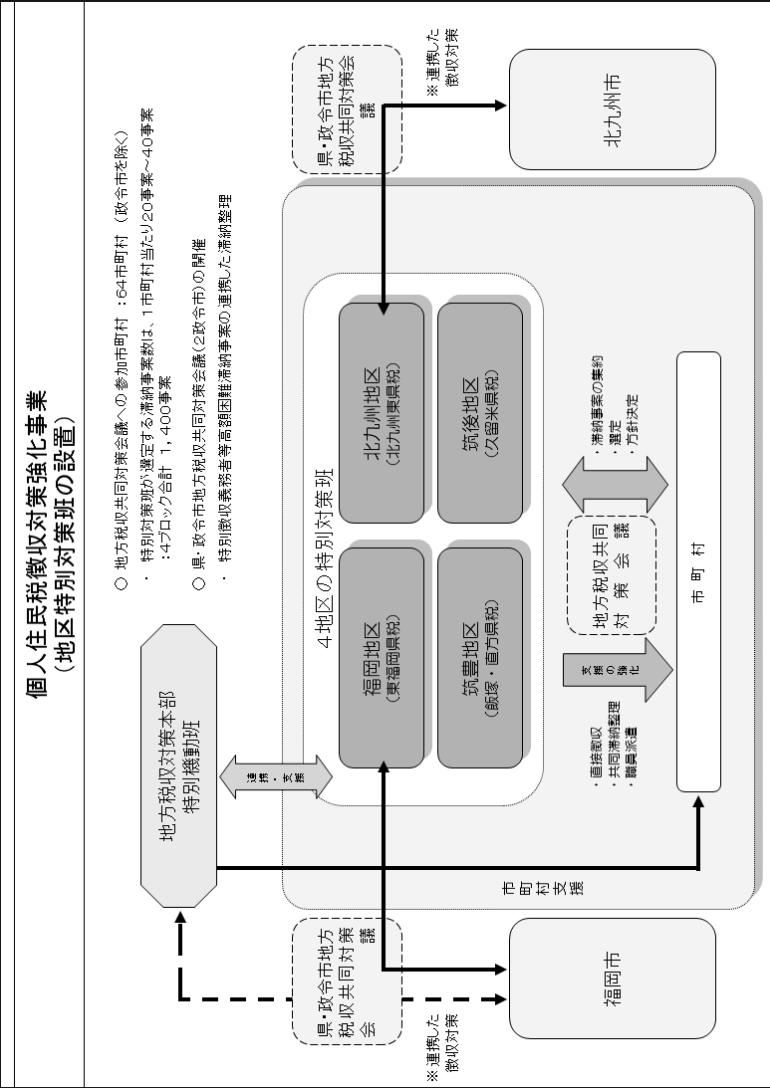
③直接徴収 (22事業258期) (おもな事例)

- ・久留米市の事業で、捜索を実施し、約1000万円を徴収した。

合計 (①+②+③) 5億4,736万円

(県資料より作成)

また、平成21年度は県内4地区の県税事務所に個人住民税の専任組織である「地方稅收対策本部特別対策班」を設置し、市町村の徵収技術の向上を図ることにより個人住民税の収入未済額の縮減が期待されている。さらに、政令市との連携を強化した徵収対策により未済額の縮減が期待されている。



(意見)

滞納繰越の46%を占める個人県民税の徵収を向上させることは、税収入増大に大きく寄与することが期待される。

県は、上記のような取組みを通じて、今後も関係機関との情報交換や相互協力をを行うとともに、地方税法第48条による直接徵収を積極的に推進していくことを通じて、個人県民税対策をより一層強化していくことが望まれる。

(8) 徵収組織の専門化について

県税の概要でも述べているように、徵収については各県税事務所に収税課を設置し、全ての徵収事務に当たらせている。滞納整理については、「滞納整理実施要綱」を作成し、各県税事務所の滞納整理事務について一定水準の確保を図っている。また、300万円以上の高額滞納案件については、税務課が各県税事務所に年4回ヒアリングを実施することで滞納整理の管理を行

つていている。

しかし、高額滞納案件については、事業の特殊性から滞納処分の執行停止や不納欠損処理となったり、判断の遅れから、不動産の差押等を行ったまま公売の検討に入らず、結論を先延ばししていると思われる事案も確認された。結果、長期にわたり人的、時間的コストが費やされているばかりでなく、結果が出しにくい案件だけに県税事務所職員のモチベーション低下の要因の一つとなっている恐れがある。

(意見)

個人県民税対策での地方税収対策本部をさらに拡大し、県税事務所が所管する高額・困難な滞納等の問題案件について、組織的に対応ができるよう専門性を高める検討をすべきである。

一方で、徴収事務は臨戸を含む催告、情報収集の関係から地域に密着した方が望ましいとの意見がある。収入未済対策は早期発見・早期着手が何よりも重要であり、納税者の正確な情報をいかに早く入手して対応するかで決まる。預金や不動産等の差押えについても納税者の近くで対応するのが効果的であり、平成17年度の組織再編はその意味で評価できる。

しかし、高額・困難な業務を専門化し、業務範囲を区分することで効率の向上を図るとともに、各県税事務所職員の精神的苦痛も緩和できると考えられる。なお、県税事務所の専門性が低下しないよう配慮する必要がある。

また、滞納整理に至るまでの業務と滞納処分業務では、県税職員に要求される知識や能力が異なる。業務の有効性、効率性を求めるのであれば、分業化を図りそれぞれに適した人材を配置するべきである。分業化により専門性も高まり、知識や能力の向上が飛躍的に高まることが期待できる。県職員は基本的には行政全般の業務を行うため採用されており、定期的な人事ローテーションが行われているが、比較的短期間で業務を習得できる分業化は人事情度にも対応できると期待される。

さらに、税の公平性の観点からは全額回収が望ましいが、民間の債権回収業務では現時点で回収できる債権を適時見積もり、時として債権の切り捨て等の判断も行われる。同様の判断等を一概に各県税事務所に委ねることはできないが、判断やタイミングは重要であり、そこに差がでれば、公平性が保てない。仮に滞納整理について県税事務所間で異なることがあった場合には、県税に対する県民の信頼低下にもつながる。

今後の更なる税源移譲や道州制の検討も踏まえて、滞納整理という特殊業務については専門化を図り、臨機応変に対応できる体制が望まれる。

3. 法人二税

(1) 概要

① 法人県民税の概要

法人県民税は、住民としてその地方公共団体の経費を等しく分担することを目的とし、県内に事務所又は事業所を有する法人に対し課すものである。なお、下記税額及び減免は平成19年度のものである。

【納税義務者】

納税義務者	課される 法人県民税
県内に事務所又は事業所がある法人	均等割と 法人税割
県内に事務所又は事業所がない法人で、寮、宿泊所、クラブ等があるもの	均等割
法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるもの	収益事業を行っている場合 均等割と 法人税割
上記以外の法人等	収益事業を行っていない場合 均等割

【納税額】

・ 均等割

法人の区分	税額（年額）
資本金等の額が50億円を超える法人	80万円
資本金等の額が10億円を超える50億円以下である法人	54万円
資本金等の額が1億円を超える10億円以下である法人	13万円
資本金等の額が1千万円を超える1億円以下である法人	5万円
上記以外の法人等	2万円

・ 法人税割

法人税額×5%

ただし、下記法人については法人税額×5.8%

(平成24年1月31日までに終了する事業年度分に限る。)

- ア. 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社
 - イ. 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人等
 - ウ. 適用期間内に解散（合併による解散を除く。）した法人（清算所得に限る。）
 - エ. 特定目的会社

【減免】

地方税法第61条及び福岡県条例第15条により、次のいずれかに該当する法人等のうち、必要があると認められる場合に県民税が減免される。

福岡県での減免対象法人は下記のとおり。

- ア. 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で資本の金額又は出資金額を、福岡県が全額若しくは一部を出資しているもの又は他の地方公共団体が全額出資しているもの

例 福岡北九州高速道路公社

福岡県土地開発公社

福岡県住宅供給公社

イ. 民法第34条の公益法人のうち収益事業を営まない次に掲げる法人

- ・ 福岡県の出資等により事業を行う法人
 - ・ 公共性が強いことにより県から補助金を受けている法人
 - ・ 県からの委託金収入により事業を行う法人
 - ・ 他の地方公共団体から全額出資による法人
 - ・ 保育所の経営等社会福祉事業法第2条に規定する社会福祉事業と同種の事業を行う法人
 - ・ 幼稚園の経営を行う法人
 - ・ 自治会館等の公共施設の管理運営を行う法人
 - ・ 福利厚生事業のみを行う法人
 - ・ 爆奖学金の貸与又は給付等の育英事業を行う法人
- ウ. 地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき認可を受けた地縁による団体で収益事業を営まないもの
- エ. 特定非営利活動促進法第2条第2号に規定する法人で収益事業を営まないもの

【申告と納税】

申告の種類	申告と納税の時期
確定申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割だけを課税されるもの 上記以外の法人 ・ 4月30日 事業年度終了後から2ヶ月以内 (延長が認められることがある)
中間申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業年度が6ヶ月を超える法人 ただし、法人税の中間申告義務がない法人及び均等割だけを課税されるものは不要 ・ 残余財産確定の日から1ヶ月以内
清算中の法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算中に事業年度が終了した場合 事業年度終了後から2ヶ月以内

② 法人事業税の概要

事業税は、事業を行うという事実に着目して事業そのものを課税客体とし、その事業を行うものに課する税であり、事業自体に経済価値取得の力が内在する等の理由により課する物税である。

事業は、道路、港湾、橋梁、公衆衛生施設その他の県の施設を利用し、または、これらの行政サービスを受けてその活動を行っていることから、これらの施設の設置や行政サービスについて必要な経費について応分の負担を求めているのが事業税である。

【納税義務者】

- ・ 事業を行っている法人で、県内に事務所又は事業所のあるもの
- ・ 法人でない団体又は財団で、代表者又は管理者の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの

【納税額】

		区分		税率
所得 金額 課 税 法 人	軽減税率 適用法人	普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	5.0%
			所得のうち年400万円を超える800万円以下 の金額	7.3%
			所得のうち年800万円を超える金額及び 清算所得	9.6%
	特別法人	普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	5.0%
			所得のうち年800万円を超える金額及び 清算所得	6.6%
			資本金の額又は出資金の額が1,000万円 以上で、かつ3県以上の都道府県に事務所 等を有する法人の所得	9.6%
軽減税率 不適用法人		特別法人	資本金の額又は出資金の額が1,000万円 以上で、かつ3県以上の都道府県に事務所 等を有する法人の所得	6.6%
			収入金額課税法人(電気、ガス供給業、保険業)	1.3%

注1 特別法人とは、協同組合、医療法人等をいう。

【外形標準課税】

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人、特別法人、人格の

ない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。)については、外形標準課税が課される。

- ・算出方法
所得割 + 付加価値割 + 資本割

・納稅額

区分		税率
所得	所得のうち年400万円以下の金額	3.8%
得割	所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	5.5%
付加価値割	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.2%
資本割		0.48%
		0.2%

(注1) 3県以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得割は一律7.2%

(注2) 付加価値割 = (報酬給与額 + 純支払利子額 + 純支払賃借料)単年度損益

(注3) 資本金等の額 (持株会社について特例がある。)

【申告と納稅】

原則として、法入住民税と同じ。

【減免】

地方税法第72条49の4及び福岡県税条例第15条により、必要があると認められる場合に減免される。

現状としては、災害減免等がある。

(2) 課税

① 法人二税の課税事務処理フロー



(3) 徴収

① 徴収状況等の推移

【法人県民税】

(単位：千円、%)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定済額	現年課税分	31,199,386	34,061,403	34,532,487
	滞納課税分	436,900	450,188	418,389
	合計	31,636,286	34,511,591	34,950,877
収入済額	現年課税分	31,026,601	33,920,519	34,402,913
	滞納課税分	82,414	123,894	83,730
	合計	31,109,015	34,044,413	34,486,643
不納欠損額	現年課税分	9,872	1,003	3,174
	滞納課税分	50,862	38,937	45,343
	合計	60,735	39,941	48,517
収入未済額	現年課税分	163,817	140,517	126,946
	滞納課税分	303,689	287,397	289,336
	合計	467,506	427,914	416,282
収入歩合	現年課税分	99.45	99.59	99.62
	滞納課税分	18.86	27.52	20.01
	合計	98.33	98.65	98.67

【法人事業税】

(単位：千円、%)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定額	現年課税分	140,437,627	161,782,749	165,462,724
	滞納課税分	1,249,874	1,379,728	1,295,543
	合計	141,687,501	163,162,478	166,756,268
収入済額	現年課税分	139,837,282	161,341,033	165,082,217
	滞納課税分	182,767	355,305	233,727
	合計	140,020,050	161,696,338	165,315,944
不納欠損額	現年課税分	55,115	5,949	16,345
	滞納課税分	144,186	112,575	130,718
	合計	199,302	118,525	147,063
収入未済額	現年課税分	549,258	437,349	365,238
	滞納課税分	923,017	911,873	929,103
	合計	1,472,275	1,349,223	1,294,341
	現年課税分	99.57	99.73	99.77

収入歩合	滞納繰越分	14.62	25.75	18.07
合計		98.82	99.10	99.14

(2) 現年課税分の徵収状況の推移

【法人県民税】

(単位：千円、件)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定額	件数	140,779	144,027	146,092
(現年課税分) ①	税額	31,199,386	34,061,403	34,532,487
納期内収入額	件数	119,855	123,269	125,699
②	税額	29,978,188	32,912,169	33,336,711
滞納額	件数	20,924	20,758	20,393
③=①-②	税額	1,221,198	1,149,234	1,195,776
③のうち整理済額	件数	17,631	17,417	17,086
④	税額	1,048,414	1,008,350	1,066,202
還付未済額	件数	-	5	1
⑤	税額	906	637	547
不納欠損額	件数	11	10	8
⑥	税額	9,873	1,004	3,174
整理未済額	件数	3,282	3,336	3,300
③-④+⑤-⑥	税額	163,817	140,517	126,946

【法人事業税】

(単位：千円、件)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定額	件数	78,353	81,571	83,590
(現年課税分) ①	税額	140,437,627	161,782,749	165,462,725
納期内収入額	件数	68,163	74,315	76,917
②	税額	136,179,972	156,312,531	161,161,709
滞納額	件数	10,190	7,256	6,673
③=①-②	税額	4,257,655	5,470,218	4,301,016
③のうち整理済額	件数	9,021	6,077	5,473
④	税額	3,657,310	5,028,502	3,920,509
還付未済額	件数	1	3	3
⑤	税額	4,030	1,583	1,076
不納欠損額	件数	5	9	2
⑥	税額	55,116	5,950	16,345
整理未済額	件数	1,165	1,173	1,201

(3)-④+⑤-⑥	税額	549,259	437,349	365,238
-----------	----	---------	---------	---------

(県資料より作成)

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

① 法人県民税及び法人事業税の制度の抜本的な改革について
現行の税制度においては、法人の所得に対し、国・都道府県・市町村の三者がそれぞれ賦課徴収を行っている。また、地方税法第23条の規定により、法人県民税の法人税割は法人税額を課税標準としており、法人事業税の課税標準である法人の所得は法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する。自主調査による課税事務については、下記のようなものがある。

- 収入金額を課税標準とする法人の課税事務
- 分割法人の分割基準の調査
- 均等割法人の課税事務（資本金等の額の調査）
- 外形標準課税法人に係る付加価値割・資本割の調査
- 医療法人等の課税事務

(意見)

納税者である法人にとっては、国・都道府県・市町村のそれぞれに申告納付を行うのではなく、地方消費税のように法人所得に対する課税が一元化されたほうが望ましい。たとえば、本店所在地の都道府県が一括して課税を行う方法が考えられる。また、各都道府県の税システムについても共同開発で共通のシステムとする方が事務の効率化・経費の節減につながる。しかしながら、このような課税方法とするには以下のような問題点があり、抜本的な税制度の改革が必要である。

- 本店を有する都道府県はかなり偏在しており、本店所在地の都道府県が一括課税すると、当該地方団体の事務量が膨大なものとなる。また、法人二税は申告と納付が原則として同時に行われるため、収納事務も膨大なものとなる。
- 法人二税については、地方税法という共通の法令に基づいて賦課徴収が行われているとはいえ、地方団体によって、超過税率を採用する等必ずしも同じ基準に基づいて課税業務が行われているわけではないので、本店所在地の都道府県にとって、他の地方団体の税率等まで把握しておく必要がある等負担が増大する。
- 税システムについては、地方団体により会計システムと連動している団体もある等、団体によりその事情が異なる。また、団体の規模及び申告件数により、ある団体にとつては手処理で十分な処理が他の団体にとつては手処理不可能である等、どこまでをシステム化す

るかについても要望が分かれると予想され、国税のシステムのように全国一律のシステムを構築することにはかなりの困難が伴う。

県税職員は、高齢化が進んでおり、また、財政的な面から定数の増加も強く望めないことを考えると、課税事務に係る行政コストの削減を図ることは緊急の課題であると考えられる。上記のような抜本的な税制度の改革のほか、商業登記における法人番号を利用する等法人の納税者番号を統一し、各課税主体間での情報交換や照合作業が効率的に行えるようにする必要がある。

- ② 調定入力及び法人データの登録・変更について
各県税事務所においては、担当者一人に1台の端末機が配置され、システムへの入力業務を行っている。そのため、各担当者はそれぞれ法人の分担を決め、担当の法人に係る事務処理を行っている。すなわち、受領した申告書・届出書は担当者ごとに仕分けされ、各担当者はその書類をチェックし、入力を行う。入力された届出書・申告書は、処理月ごとにファイリングされている。

(意見)

各担当者が一人で書類の入力からチェックまでを行っているため、入力に誤りがあった場合、適時に誤謬が発見されないおそれがある。
入力が誤っていた場合、最終的には収納データとの不一致等により誤りが発見されるが、システムによるエラー・チエックの強化等なんらかの工夫を行うべきと思われる。

また、入力時の誤りを防ぐと同時に、事務処理の漏れを防ぐために、以下の観点からもチェックを行う必要がある。

- ・ 受領した書類全てが各担当者に仕分けされていること。
- ・ 仕分けされた書類について、処理が全て終了していること。

- ③ 申告期限延長の特例について

(意見)

法人県民税について申告期限の延長を行おうとする法人は、法人税法第75条の2 第1項の規定により、所轄税務署長に届け出た上で、地方税法第53条第46項の規定により地方税法施行規則第12号様式「法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書」を提出しなければならない。一方、事業税の申告期限の延長を行おうとする法人は、地方税法第72条の25第3項の規定により、地方税法施行規則第13号の2様式「申告書の提出期限の延長の承認申請書(二)」を提出しなければならない。

したがって、法人事業税及び法人県民税は、地方税法施行規則第6号様式

により同時に申告を行うこととなつているにもかかわらず、上記のように申告期限延長の申請を別々に行うことから、法人県民税と法人事業税とで申告期限が異なる場合が生じる。これは、納税者に対し不親切であるだけではなく、県税事務所にも余分なコストがかかる結果となる。したがって、法人県民税及び法人事業税の申告期限の延長を同時に承認できるよう法改正を働きかける必要があると考えられる。

(4) 是認処理について

(意見)

課税標準額について国税の課税資料と照合し、金額が一致するものについては税務システムで自動是認処理が行われ、それ以外のものについては、手処理による是認処理あるいは更正・決定決議を行うこととなる。

これらの処理が終了したものについては一括して決裁を受け、書類を編綴しておくが、特に手処理による是認処理を行ったものについて、特殊な事情等があるものは、後日の参考資料にするため、簡単に是認理由を付記すべきと考えられる。

(5) 未登録法人の調査について

県内に事務所等を有しているにもかかわらず、税務システムに登録されていない法人を「未登録法人」と称している。未登録法人については、課税の公平性の観点から、また、税収確保の観点から適切に捕捉し、申告・納税を促す必要がある。

このため、税務課において、自動車税の課税データと法人基本登録データとを照合することにより「未登録法人候補一覧表」及び「未登録法人調査票」を作成し、各県税事務所がこれをもとに調査を行っている。

なお、このほかにも商業施設やオフィスビルの調査を行うなどの調査方法が考えられるが、人員不足や実効性が低いことから積極的には行わない。

(意見)

「未登録法人候補一覧表」は、毎回新たに登録された自動車税の課税データとのマッチングにより抽出が行われるが、過年度に調査済みの法人や登録済みの法人が若干含まれるため、事務所では、まず、それらを調査不要分として調査対象からはずしている。その際、調査済み分について、調査不要であることを確認できる添付書類等がなく、調査票にもその旨の記述が見あたらないものがあった。この点について、たとえば、昨年の調査番号を記載する等により、過年度に処理したものであることを確認できるようにしておく必要がある。

(6) 申告書用紙及び納付書の発送業務について

申告書用紙及び納付書については、毎月一回、税務課から各県税事務所に配布された後、各県税事務所において職員がチェックの上、封入封緘を行い、納税者に発送している。

(意見)

発送業務については、アウトソーシングの検討も行われていることであるが、この他にも下記のようなことを検討し、コストの削減に努める必要があると考えられる。

- 申告書作成ソフトを使用することにより申告書の送付が不要な法人に対しては申告書用紙を発送しない。
- お知らせ文書等の内容をコンパクトにし、同封書類の削減を行う。

(7) その他の事項（意見）

ア. 国税の課税資料の活用について

法人県民税（法人税割）及び法人事業税（所得割）の課税標準について、県では国税の課税資料との照合を行い、リストを出力しているが、この際、不要なものまで抽出されている。

また、法人県民税及び法人事業税の中間申告について、地方税法第53条第1項の規定に基づくみなし中間申告の決定決議を行うために、「みなしへ候補リスト」を作成しているが、抽出条件が必ずしも完全ではない。

更なる事務の効率化を進めるため、データの抽出条件について検討する必要がある。

イ. 繰越欠損金の管理

旧税務システムにおいては、繰越欠損金についてデータでの管理ができるとなかったため、現在でもシステムでの管理ができない状態である。新税務システムでは管理が可能であるため、国税と金額が異なるものについては積極的にシステムを利用していくことが事務の効率化につながるものと考える。

ウ. 不申告法人について

法人登録がされているにもかかわらず申告が行われていない法人（「不申告法人」という。）については、システムで出力される「申告催告状出力一覧表」により確認し、実態なし、休業中等の理由により催告状の発送が必要な法人については県税事務所で除却処理を行っている。その後、催告状を発送するが、そのフォローが行われておらず、催告状発送の意義は薄れているといえる。

エ. 電子申請システムについて

法人の異動届については、電子申請が導入されて2年以上経過しているにもかかわらず、利用件数が9件しかなく、非常に効率が悪いシステムとなっている。一方、全国的にはeLTAXによる電子申請の普及に努めており、県独自のシステムを維持し続ける必要性はない。早急に県独自の電子申請システムの廃止を行うべきである。

さらに、eLTAXの利用の促進を図るため、電子納税のシステムを導入することが望まれる。

4. 個人県民税

(1) 概要

【個人県民税の概要】

個人県民税は、福岡県内の市町村が個人の市町村民税と併せて課税及び徴収を行う。福岡県内に住所がある個人は、福岡県や県内市町村などにより日常生活に身近な利便や福祉等といった様々な行政サービス等を享受していること、すなわち、これら地方公共団体と応益関係にあることから住民税の一つとして個人県民税は課税される。

【納税義務者】

納税義務者	課税される個人県民税の種類
福岡県内に住所がある人（毎年1月1日）	均等割と 所得割
福岡県内に事務所等（事務所、事業所、家屋敷）がある人で当該事務所等が所在する市町村に住所がない人（毎年1月1日）	均等割

【非課税の範囲】

非課税対象者	非課税の範囲
生活保護法の規定による生活扶助を受けている人（分離課税対象の退職所得があつても住民税は非課税）	
前年中の合計所得金額が125万円以下で次に掲げる人	均等割と 所得割
・障害者	
・未成年者	
・寡婦又は寡夫	
前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人（※）	
・控除対象配偶者及び扶養親族がない人	35万円
・控除対象配偶者又は扶養親族がある人	
35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+21万円	
前年中の総所得金額等の合計額が次の算式で求めた額以下の人	
・控除対象配偶者及び扶養親族がない人	35万円
・控除対象配偶者又は扶養親族がある人	
35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+32万円	

※ 均等割の非課税限度額は、生活扶助基準額を勘案して設定されており、この場合、生活保護法の規定による一級地の例をあげている。実際の基準額及び加算額については、市町村が生活保護の級地区分を勘案し、条例で定める金額による。

【税率】

種類	標準税率（年額）
均等割	1,000円（注1）
所得割	課税所得(前年の総所得と分離課税に係る所得(山林所得、退職所得))×4%（注2）

(注1) 平成20年度より、福岡県の均等割については、標準税率1,000円に加え森林環境税500円が上乗せされ、1,500円となっている。なお、個人市町村民税は3,000円である。

(注2) 平成18年度までは超過累進税率を採用していたが、平成19年度から行われた税源移譲によって、個人県民税所得割の税率は一律4%となっている。すなわち、個人市町村民税所得割の税率6%と合わせて、個人住民税所得割の税率は10%の比例税率となっている。

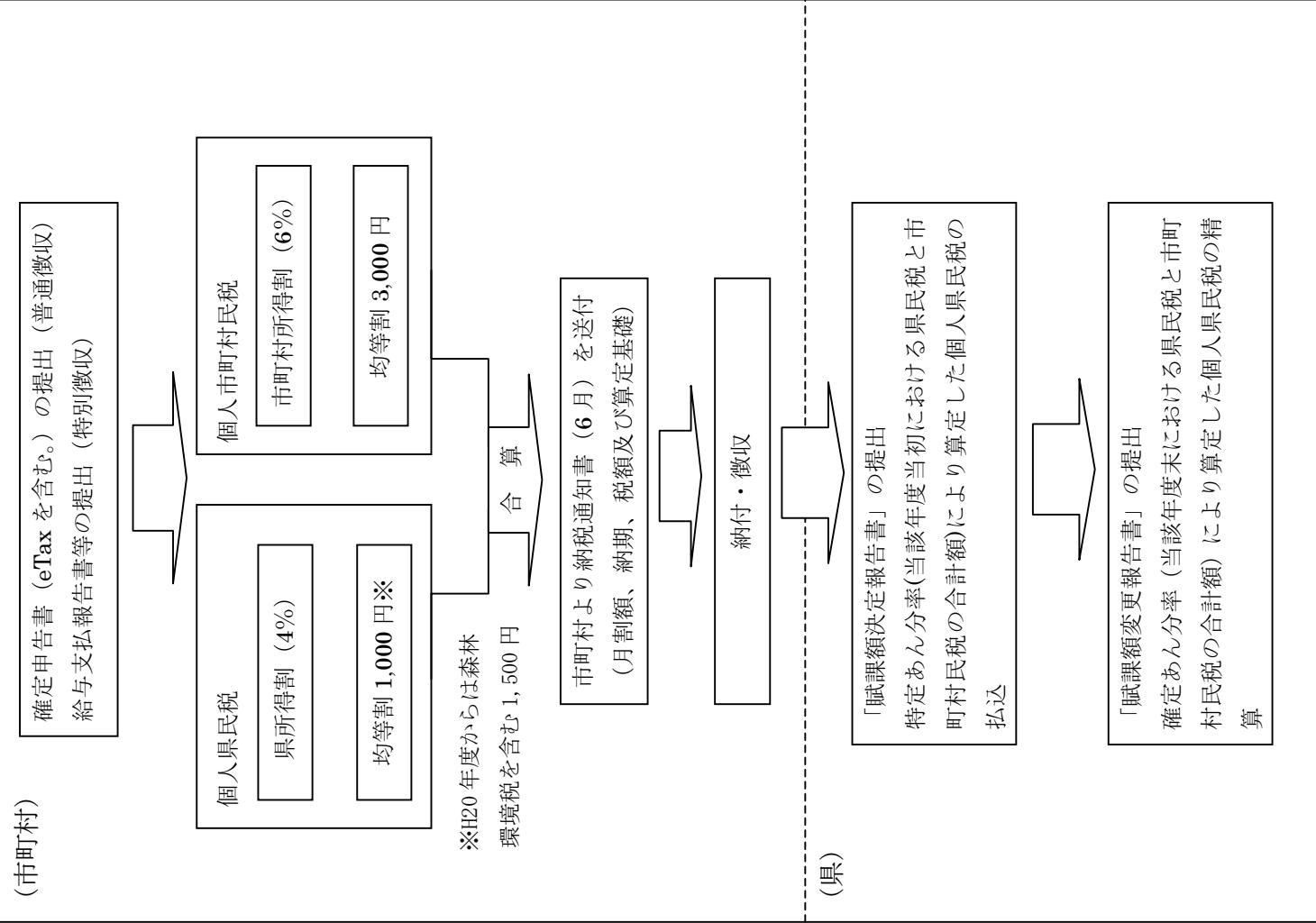
【申告及び納税】

個人県民税は、個人市町村民税と併せて市町村が税額を計算し、納税義務者に納税通知書により税額を通知し、納税者が税額を納めるという賦課課税方式を採用している。また、徴収も同様に市町村において行われるため、知事による直接的な賦課権の行使なく、県民税の一連の調定に係る事務処理は、市町村長からの諸報告に基づき市町村民税の調定と同時に行われる。

項目	説明
申告	前年1年間の所得について、3月15日までに市町村に申告が必要。ただし、所得税の確定申告書を税務署に提出した人、給与所得のみの人及び公的年金等の所得のみの人は、この申告をする必要はない。
納税	市町村が送付する納税通知書によつて市町村民税と一緒に、次のように年税額を分けて納税することになっている。 一般所得者…原則として、6月・8月・10月・1月の4回に分けて納付する（普通徵収）。 給与所得者…給与支払者（会社など）が、通常6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から差引いて納める。

(2) 課税

【賦課徴収事務フロー】



(3) 徴収

① 年間の徴収状況等の推移

(単位：千円、%)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定済額	現年課税分	74,070,819	82,328,000	153,205,783
	滞納課税分	6,428,740	6,317,002	6,400,723
	合計	80,499,560	88,645,002	159,606,506
収入済額	現年課税分	72,450,720	80,542,636	148,825,633
	滞納課税分	1,255,312	1,285,911	1,376,685
	合計	73,706,033	81,828,547	150,202,318
不納欠損額	現年課税分	-	-	-
	滞納課税分	487,832	538,622	444,412
	合計	487,832	538,622	444,412
収入未済額	現年課税分	1,620,098	1,785,364	4,380,149
	滞納課税分	4,685,595	4,492,468	4,579,625
	合計	6,305,693	6,277,833	8,959,775
収入歩合	現年課税分	97.81	97.83	97.14
	滞納課税分	19.53	20.36	21.51
	合計	91.56	92.31	94.11

② 年間の滞納状況の推移

(単位：千円)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定期額 (現年課税分) ①	税額	74,070,819	82,328,000	153,205,783
納期外収入額 ②	税額	72,450,720	80,542,636	148,825,633
滞納額 ③=①-②	税額	1,620,098	1,785,364	4,380,149

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

- 市町村からの報告書のミス・調定額の入力ミスとチェック体制
(意見)

個人県民税は市町村民税と併せて市町村が賦課徴収を行っており、県税事務所においては管轄の市町村からの報告書を受理し、記載事項漏れ・計算誤り・按分率の誤り等のチェックを行っている。今回、甲県税事務所の監査において、確実なチェックが行わっていない、担当者による入力ミスが発見されない等以下の事項が見受けられた。

- A町・B町の賦課額決定報告書と平成19年6月分月報の調定額が不一致であったが、その理由について聞きとった結果が事績として残されていなかった。

- A町提出平成19年5月分(本税)及びC市提出平成19年7月分(滞納)について甲県税事務所で入力誤りがあり、決裁承認されている。
- A町提出平成19年6月分について報告誤りが見過ごされている。

市町村から提出される報告書等のチェック及び入力処理について、このようなミスが発生する原因是、担当者による報告内容の精査が適正に行われていないこと及び担当者の入力チェックのみであり、他の担当者によるチェックがなく、上長による承認も形式的であったからである。すなわち、担当者による確認・チェック体制が不備であったこと及び決裁を行う上長の認識が低かったことによると思われる。このような確認・入力のミスをなくすためのチェック体制の確立等を行う必要があると考える。

（1）概要

① 個人事業税の概要

事業税は、事業を行うという事実に着目して事業そのものを課税客体とし、その事業を行うものに課する税であり、事業自体に経済価値取得の力が内在する等の理由により課する物税である。

事業は、道路、港湾、橋梁、公衆衛生施設その他の県の施設を利用し、または、これらの行政サービスを受けてその活動を行っていることから、これらの施設の設置や行政サービスに必要な経費について応分の負担を求めているのが事業税である。

【納税義務者】

県内で下記事業を行っているもの

◎ 第一種事業（税率：5%）

物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業
不動産貸付業	製造業	電気供給業者	土石採取業
電気通信事業	運送業	運送取扱業	船舶といけい場業
倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業
出版業	写真業	席貸業	旅館業
料理店業	飲食店業	周旋業	代理業
仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業
演芸興行業	遊技場業	遊覧所業	商品取引業
不動産売買業	広告業	興信所業	案内業
冠婚葬祭業			

◎ 第二種事業（税率：4%）

畜産業	水産業	薪炭製造業
-----	-----	-------

（主として自家労力を用いて行うものを除く）

◎ 第三種事業（税率：5%）

医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業
弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業
弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業
社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業
デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
クリーニング業	公衆浴場業	歯科衛生士業	歯科技工士業
測量土業	土地家屋調査土業	海事代理土業	印刷製版業

◎ 第三種事業 (税率 : 3%)

あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業	装飾師業
---------------------------------------	------

【納税額】

課税標準額×上記税率

【課税標準額】

課税標準額＝前年度の所得金額－事業主控除－各種控除

【控除の種類】

事業主控除 290万円

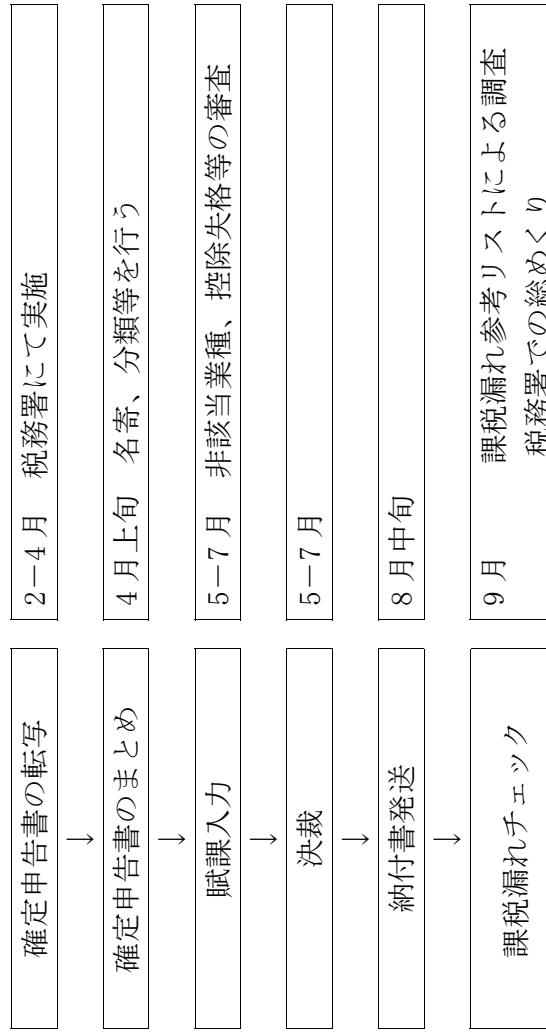
(事業期間が1年に満たない場合は月割額とし、月割額で千円未満の端数があるときは千円未満を切り上げる。)

専従者控除	青色事業専従者	支払給与額
白色事業専従者	配偶者	86万円を限度

配偶者以外の者 50万円を限度

(2) 課税

① 個人事業税の課税事務処理フロー



(3) 徴収

① 徴収状況等の推移

(単位：千円、%)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定済額	現年課税分	6,580,810	6,707,175	6,745,892
	滞納課税分	1,009,923	969,242	877,432
	合計	7,590,733	7,676,418	7,623,325
収入済額	現年課税分	6,327,629	6,464,467	6,537,391
	滞納課税分	215,552	236,356	239,182
	合計	6,543,181	6,700,823	6,776,574
不納欠損額	現年課税分	305	-	-
	滞納課税分	76,657	97,430	73,810
	合計	76,962	97,430	73,810
収入未済額	現年課税分	253,029	243,168	208,574
	滞納課税分	717,732	635,475	564,518
	合計	970,761	878,643	773,093
収入歩合	現年課税分	96.15	96.38	96.91
	滞納課税分	21.34	24.39	27.26
	合計	86.20	87.29	88.89

② 現年課税分の歴収状況の推移

(単位：千円、件)

		H17年度	H18年度	H19年度
(現年課税分) ①	件数	71,014	70,933	69,030
	税額	6,580,810	6,707,176	6,745,893
	件数	52,439	52,956	52,646
②	税額	5,347,099	5,507,101	5,643,895
	件数	18,575	17,977	16,384
	滞納額	1,233,711	1,200,075	1,101,998
③のうち整理済額	件数	14,985	14,928	13,583
	税額	980,531	957,366	893,497
	件数	-	-	-
⑤	税額	154	460	74
	件数	1	-	-
	滞納額	305	-	-
⑥	件数	3,589	3,049	2,801
	税額	253,029	243,169	208,575
	合計	253,029	243,169	208,575

(県資料より作成)

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

① 賦課方法の合理化について

現行の法制度では、地方税法第72条55の2の規定により、所得税の確定申告書を税務署に提出したことでもって、事業税も申告したこととみなすこととなっている。しかしながら、住民税の課税資料となる市町村提出用の確定申告書については複写式となつていてもかわらず、都道府県への提出用はないため、県においては、課税資料入手するために、確定申告時期の前後に職員が税務署で確定申告書等をコピーしている。

また、課税対象業種は限定列举であるため、資料収集後は、個々の資料を精査し、課税対象業種に該当するかどうか、課税対象所得が発生しているかどうかを判定し、賦課を行っている。(意見)

毎年2月中旬から3月中旬の約1ヶ月が確定申告期間であるため、県においては、この期間をはさんだ2月中旬から4月上旬にかけて、担当職員及び担当以外の応援職員が課税資料の収集業務（転写業務）を行っている。

国税はe-TAXの推進により課税資料の電子データ化を進めているが、国がデータ化している範囲ではなくては個人事業税の課税資料としては不十分であるため、県の収集業務はなくない状況である。

さらに、個人事業税は「事業を行っている」という事実に着目して賦課するものであり、地方税法上は、課税対象となる業種が限定列挙されていることから、所得税法上の事業所得及び事業的規模で行っている不動産所得がそのまま課税対象とはならず、県税事務所において独自に事業の判定を行う必要がある。このため、資料の精査や納税者への書面調査・聞き取り調査を行う等、課税までの時間を要する作業が発生している。特に時間がかかるものには下記のようなものがある。

ア. 不動産貸付業及び駐車場業

不動産貸付業の課税対象とされる基準は、以下のとおりである。

(ア) 住宅の賃付を行っている場合	
一戸建住宅以外(アパート・賃間等)	10室以上
一戸建住宅	10棟以上
(イ) 住宅以外(事業所・店舗等)	
一戸建以外の建物(貸ビル)	10室以上
一戸建の建物	5棟以上
(ウ) 土地の賃付を行っている場合	
住宅用土地	賃付契約件数 又は貸付面積
	10件以上 2,000m ² 以上
その他の土地貸付契約件数	10件以上

- (エ) 上記不動産を併せて貸し付けている場合
室数、棟数及び賃付契約件数の合計10件以上
- (オ) 上記の基準に満たない場合であっても建物の貸付けによる収入金額が年額1,000万円以上であればすべての不動産の貸付けによる所得について課税の対象とする。

したがって、上記基準に該当するかどうか、所得税の確定申告書に添付されている決算書を確認したり、納税者に電話若しくは書面にて問合せを行つたりして、確認している。不動産の貸付件数については、毎年同じとは限らないため、確認作業は毎年必要となつてくる。

また、駐車場業は、不動産貸付業とは別に業種として列挙されており、建築物でない駐車場（青空駐車場等）については、収容可能台数が10台以上の場合は課税するとなつていているため、別途、確認作業が必要となつてくる。

このように、課税対象となる要件が細かく決まっているため、業種の認定作業の後も、所得税で申告された所得額をそのまま課税標準どすることができず、要件を満たさない部分については按分計算で除く等の作業が生じ、課税に至るまでかなりの時間を要する非効率な業務となつてゐる。

イ. 請負業

個人事業税の課税対象となる請負業とは、たとえ請負契約に基づくものであつても、その実態が単に自己の労力を提供し、これに対する対価として賃金を受け取つているにすぎない場合は除かれる。

国税においては、源泉所得税や消費税において支払側の問題、すなわち、下請業者が実質的には雇用関係にあるか否かが問題となることがあるが、個人所得そのものが事業所得なのか給与所得なのかが問題となることは少ないと考えられる。しかし、県税事務所においては、確定申告書に添付されている決算書類を閲覧し、材料仕入等が発生しているか否かを確認したり、本人に実質的に日給等となつていないかどうかの確認をしたりしている。

このように、同じ「事業」というものに着目して課税するにもかかわらず、国と都道府県が各自に課税徴収業務を行い、しかも判断基準が異なるため、いたずらに行政コストを上昇させており、納税者から見れば無駄なコストの負担を強いられている。

このようなコストの削減を図るために、課税対象を所得税と同一にし、賦課決定方式ではなく、申告方式にし、国税が課税徴収業務を代行するような法改正を働きかける必要があると考えられる。国が代行することが無理であつても、下記事項は検討する必要があると考えられる。

- a . 税務署から県税事務所への適時的情報提供のための環境整備
所得税の確定申告書を税務署に提出したことでもって、事業税も申告したことなどになっているにもかかわらず、課税資料の収集について、現在のように人手と時間を要する転写作業を行うことはかなり非効率である。したがって、適時に税務署から県税事務所へ情報提供が行われるよう、法整備及び環境整備を働きかける必要がある。
- b . 所得税法との課税対象の統一化
- 前述のように、個人事業税については、課税対象業種が限定列举となっていることから、その業種判定にかなりの時間をかけている。課税業種の限定列举をやめ、所得税法と同一基準にするよう法改正を働きかける必要がある。統一化が行われれば、県税事務所では業種判定を行う必要がなくなり、かなりの課税コストの削減になると考えられる。

② 随時課税分の課税計算書等の作成について
(意見)

個人事業税の賦課は、定期課税と随時課税に大別される。
個人事業税の定期課税は7月中に入力する必要があるが、大量一括処理となるため、調定件数の少ない随時分とは異なる処理が行われている。調定入力の仕組みが異なるため、定期課税においては出力される課税計算書が隨時課税においては出力されない。
そのため、県税事務所においては、現在、隨時課税の入力の際に課税計算書を手処理で作成している。この入力の仕組みを変えることはシステム改修が大規模になるという問題点はあるものの、隨時課税の件数が少ないことを考慮しても非効率であり、隨時課税についても課税計算書が出力されるよう検討する必要があると考えられる。

6. 不動産取得税

(1) 概要

【不動産取得税の概要】

不動産取得税は、登記の有無や有償・無償又はその原因（売買、贈与、交換など）に関わらず、不動産（家屋・土地）を取得了した場合に課税される税である。ここにいう不動産取得には、原始取得（家屋の建築、公水面の埋立等）と承継取得（売買、贈与、交換等）がある。

【納税義務者】

納税義務者	
家屋を新築、増築、改築、売買、交換、贈与などにより取得した人	
土地を売買、交換、贈与などにより取得した人	

【納税額】

不動産取得税の納税額は、以下の算式により決定される。

$$\text{不動産の価格 (注 1)} \times \text{税率 (注 2)} = \text{税額}$$

(注 1) 不動産の価格：

固定資産評価基準によって決定されている価格で、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格

宅地評価土地の特例：

宅地及び宅地に準じて評価された土地を平成 8 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合は、課税標準となるべき価格を 2 分の 1 に軽減

(注 2) 税率：

取得日に応じて税率は以下のようになっている。

取得日	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
～ H15. 3. 31	4%		4%
H15. 4. 1～H18. 3. 31			3%
H18. 4. 1～H20. 3. 31	3%	3%	3. 5%
H20. 4. 1～H21. 3. 31			4%

【非課税又は免税】

【非課税の場合】

- ・ 相続により不動産を取得了した場合
- ・ 土地改良事業又は土地区画整理事業の施行に伴い換地を取得了した場合
- ・ 法人の合併又は一定の要件を満たす法人の分割により取得了した場合

- ・公共の用に供する道路等を取得了した場合

【免税の場合】

- ・取得了した土地の価格が10万円未満の場合
- ・家屋を建築したときの価格が23万円未満の場合
- ・家屋の売買、交換、贈与などにより取得了したときの価格が12万円未満の場合
- ・その他

【住宅及び住宅用土地の控除と減額】

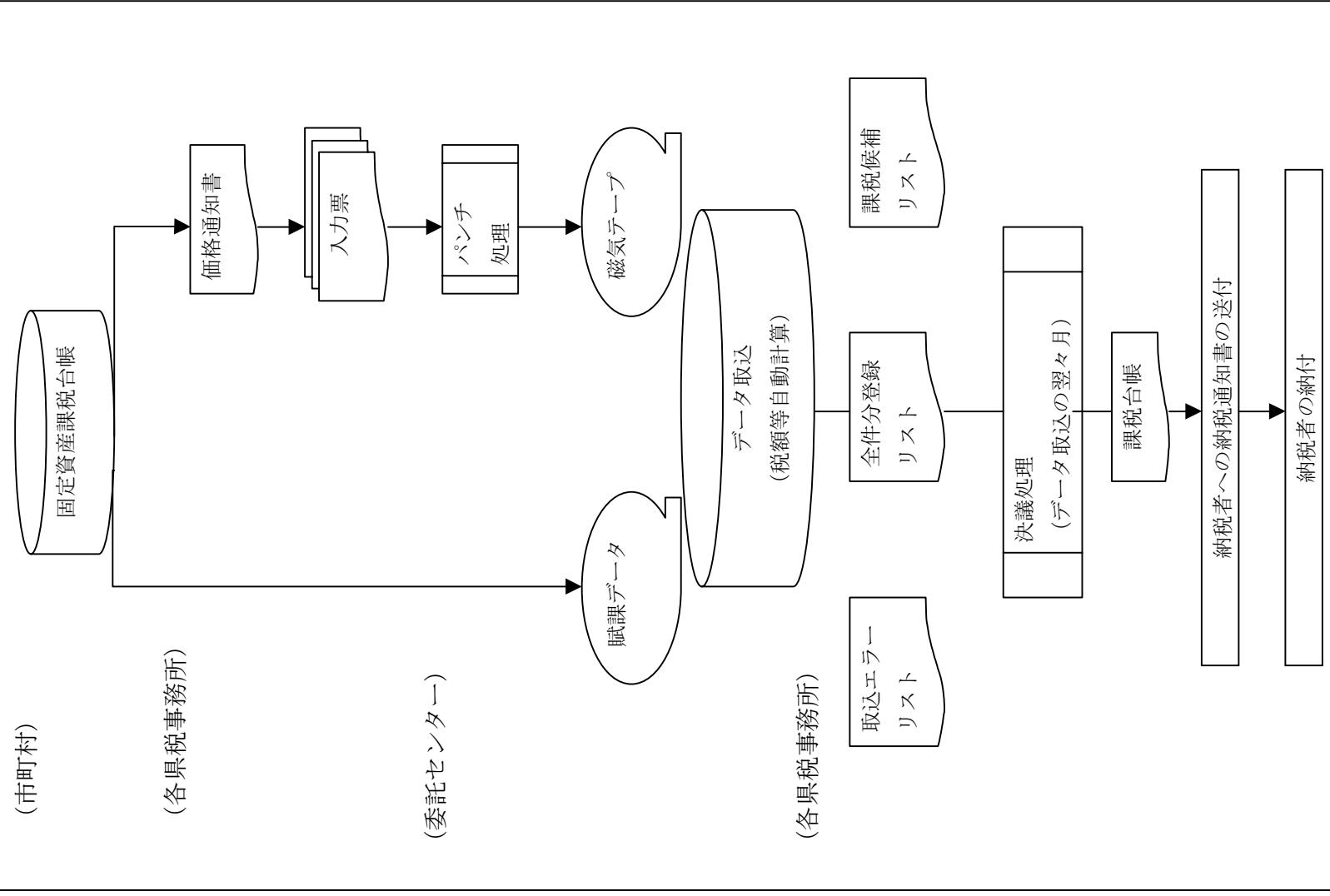
控除と減額の場合	項目	要件	軽減額
新築住宅とその土地を取得	新築住宅	床面積が50m ² (賃貸共同住宅40m ²)以上240m ² 以下 〔特例適用住宅〕	価格から一戸につき1,200万円を限度として控除
土地	土地を取得了した人が取得了した日前1年以内に、その土地の上に「特例適用住宅」を新築	下記①、②何れか多い金額を税額から減額 ① 45,000円 ② 1m ² の土地価格×住宅の床面積の2倍(200m ² 限度)×3%	
新築未使用住宅(建売住宅、新築マンションなど)とその土地を取得	新築未使用住宅	床面積が50m ² 以上240m ² 以下〔特例適用住宅〕	価格から一戸につき1,200万円を限度として控除
土地	土地を取得了した人が取得了日前1年以内に、その土地の上にある自己の居住の用に供する新築未使用の「特例適用住宅」を取得	下記①、②何れか多い金額を税額から減額 ① 45,000円 ② 1m ² の土地価格×住宅の床面積の2倍(200m ² 限度)×3%	
中古住宅(中古マンション)とその土地	中古住宅	次の①～③すべてを満たす場合	住宅が新築された時期に応じて住宅の価格から下記の額が

を取得		<p>① 取得した人が自己の居住の用に供すること ② 床面積が 50 m²以上 240 m²以下 ③ 次の何れかに該当 ア) 新築後、木造家屋 20 年以内、非木造家屋 25 年以内のもの イ) 昭和57年1月1日以降に新築 ウ) 新耐震基準に適合していることが建築士等から証明されたものであること(取得の日前 2 年以内に調査を受けたもの)</p> <p>「特例適用既存住宅」</p>	控除される。	
			新築年月日	(単位：万円) 控除額
			S51. 1. 1～S56. 6. 30	350
			S56. 7. 1～S60. 6. 30	420
			S60. 7. 1～H 1. 3. 31	450
			H 1. 4. 1～H 9. 3. 31	1,000
			H 9. 4. 1 以降	1,200

【申告及び納税】

項目	説明
申告 :	家屋又は土地を取得した人は、取得したときから 60 日以内に、取得した不動産の所在市町村の長を通じて各県税事務所に申告。
納税 :	提出された申告書等により調査のうえ各県税事務所から納税通知書が送付され、この納税通知書に定められた期限までに納税。

(2) 課税



(3) 徴収

① 徴収状況等の推移

(単位 : 千円、%)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定済額	現年課税分	16,104,207	20,626,983	21,016,360
	滞納課税分	2,701,324	2,502,990	2,266,190
	合計	18,805,531	23,129,974	23,282,550
収入済額	現年課税分	14,977,037	19,415,555	19,782,522
	滞納課税分	720,590	728,840	496,171
	合計	15,697,627	20,144,396	20,278,693
不納欠損額	現年課税分	-	13,794	162
	滞納課税分	170,343	279,362	119,415
	合計	170,343	293,156	119,578
収入未済額	現年課税分	1,128,842	1,198,046	1,233,731
	滞納課税分	1,810,888	1,494,962	1,650,635
	合計	2,939,731	2,693,009	2,884,366
収入歩合	現年課税分	93.00	94.13	94.13
	滞納課税分	26.68	29.12	21.89
	合計	83.47	87.09	87.10

② 現年課税分の徵収状況の推移

(単位 : 千円、件)

		H17年度	H18年度	H19年度
(現年課税分) ①	調定期額	件数	55,506	70,702
	税額	16,104,208	20,626,984	21,016,360
	納期外収入額	件数	42,043	55,049
②	滞納額	件数	13,258,587	17,201,628
	税額	13,463	15,653	14,433
	③=①-②	税額	2,845,621	3,425,356
③のうち整理済額	件数	10,206	12,038	10,929
	④	税額	1,718,450	2,213,928
	還付未済額	件数	1	-
⑤	不納欠損額	件数	-	2
	⑥	税額	-	13,794
	整理未済額	件数	3,258	3,613
③-④+⑤-⑥	税額	1,128,844	1,198,046	1,233,731

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

- ・ 各県税事務所により出力保管される資料の統一

(意見)

不動産取得税に関する資料については、各県税事務所において保管される資料が統一されておらず、各県税事務所で監査を実施する際に依頼する資料が相違していた。このことは、各県税事務所における不動産取得税に関する業務処理を行う上で、処理の根拠を示す資料が複数あることから生じており、業務の改善や引継ぎが効率的に行われないなどの点で問題があると考える。今後、全県税事務所において、保管資料の統一などについて検討することが望まれる。

7. 軽油引取税

(1) 概要

軽油引取税は、軽油の引取り等に対して課される税金であり、都道府県及び政令市の道路に関する費用に充てられる目的税である。

大型トラックやバス等に使用されるディーゼルエンジンに使用されている軽油について、ガソリン税との均衡を図るとともに、地方の道路整備の財源として昭和31年に創設された税である。

① 納税義務者及び課税標準

軽油引取税においては、元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者が納税義務者となる。しかしながら、実際には軽油を引渡す元売業者又は特約業者が特別徴収義務者となり、当該引取者から軽油引取税を特別徴収し、都道府県に納入する義務を負っている。

当該引取者が元売業者又は特約業者から引取る軽油の数量が課税標準となる。ただし、特約業者の元売業者からの引取数量や、元売業者の他の元売業者からの引取数量は除かれる。

ア. 軽油（地方税法第700条の2第1項1号）

一概に軽油といつてもその規格は様々であることから、地方税法では次の規格を満たした炭化水素油を軽油と定義しており、この規格に該当する炭化水素油を総じて地方税法上の「軽油」という。

地方税法で定める軽油の規格

比重	温度15℃において、0.8017超0.8762以下
分留性状 90%留出温度	267°C超400°C以下
90%留出残油残留炭素分	0.2%以下
引火点	130°C以下

イ. 元売業者（地方税法第700条の2第1項2号）

軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、地方税法第700条の6の2第1項の規定により総務大臣の指定を受けている者

ウ. 特約業者（地方税法第700条の2第1項3号）

元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、地方税法第700条の6の4第1項の規定により、都道府県知事の指定を受けている者

また、一販売業者が特約業者の指定を受けようとする場合は、前提として事前に道府県知事から仮特約業者の指定を受けて1年間の営業をする必要があり、この仮特約業者についても一定の要件を満たしたものだけが指定を受けることができる。

② 税率

1キロリットル当たり32,100円（1リットル当たり32.1円）

本則は、15,000円（1リットル当たり15.0円）であるが、暫定税率が適用されている（地方税法第700条の7、地方税法附則第32条の2）。1リットル当たりの税率の変遷は、以下のような。

1956年（昭和31年）	6月	6.0円
1957年（昭和32年）	4月	8.0円
1959年（昭和34年）	4月	10.4円
1961年（昭和36年）	5月	12.5円
1964年（昭和39年）	4月	15.0円
1976年（昭和51年）	4月	19.5円 (暫定税率。本則は15.0円)
1979年（昭和54年）	6月	24.3円 (暫定税率。本則は15.0円)
1993年（平成5年）	12月	32.1円 (暫定税率。本則は15.0円)
平成20年（平成20年）	4月	15.0円
平成20年（平成20年）	5月	32.1円 (暫定税率。本則は15.0円)

③ 納入地

通常、軽油の引取りが行われた場所をいう。現実に軽油が納税義務者に渡った場所である。

④ 賦課形態

ア. 引取課税（地方税法第700条の3第1項）

引取課税とは、上記「(1) ①納税義務者及び課税標準」でも記載したとおり、元売業者又は特約業者から軽油の引取り（現実の納入を伴うもの）に対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地所在の都道府県において、その引取りを行う者に対して課される形態であり、軽油引取税の大半はこの形態により賦課される。

イ. 特約・元売課税（地方税法第700条の3第3項）

元売業者及び特約業者が、炭化水素油で軽油又は揮発油以外のもの（燃料炭化水素油）を自動車用の燃料として販売した場合に、その行為

を行った者に対して課される形態である。

ウ. 販売業者課税（地方税法第700条の3第4項）
元売業者、特約業者以外の石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和してきた軽油若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和してきた軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合に、当該石油製品販売業者に対して課される形態である。

エ. 保有者課税（地方税法第700条の3第5項）
自動車の保有者が、炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合に、当該自動車の保有者に対して課される形態である。

オ. 所有者課税（地方税法第700条の3第6項）
特別徴収義務者が、自身の特別徴収義務が消滅した際に未課税の軽油を所有している場合に、その所有者に対して課される形態である。

カ. みなし課税（地方税法第700条の4第1項1号～6号）
元売業者・特約業者の自己消費、免税軽油の用途外使用等に対して課税される形態である。

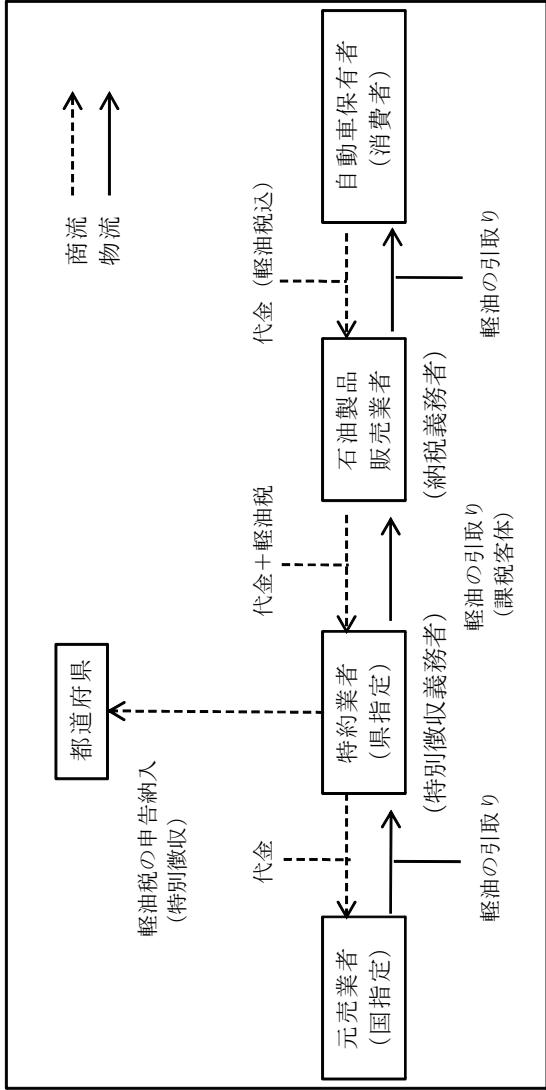
キ. 免税証の不正受給（地方税法第700条の16第4項）
偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行った場合には、当該引取りは引取課税（地方税法第700条の3第1項）に該当する引取りとみなされ、免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準として、課税される。

ク. 免税証の譲渡（地方税法第700条の19第5項）
免税証の他人への譲渡は、地方税法第700条の18で禁止されている。当該規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った場合には、その行為を行った者に対し、地方税法第700条の16第4項（免税証の不正受給）の規定が準用され、免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準として、課税される。

(2) 課税

① 課税の流れ

引取課税における軽油の流れ（物流）と取引の流れ（商流）は、以下のとおりである。



② 調定額の推移

軽油引取税に関する調定額及び県税全体に占める割合は、以下のとおりである。

(単位：千円)				
税目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
軽油引取税	44,483,937	43,524,465	42,924,246	
県税全体	521,725,285	562,236,148	638,466,201	
県税全体に占める割合	8.53%	7.74%	6.72%	

(県資料より作成)

③ 軽油引取税の賦課事務

軽油引取税の徴収は、特別徴収が原則であるため、特別徴収制度を前提とした事務手続きを記載する。

ア. 特別徴収義務者による納入申告書の提出

軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに前月の初日から末までの間に徴収すべき軽油引取税に係る課税標準量、税額等を記載した納入申告書を、軽油の納入地所在の県税事務所へ提出する義務を負う（地方税法第700条の11第2項）。ここで、納入地とは、通常は引取りに係る軽油の現実の納入があったときの当該納入に係る場所がこれに

該当するが、例外的に石油製品販売業者が配達の手配を行う場合には、配達の手配を行った販売業者の事業所が納入地となる（地方税法第700条の3第1項）。

また、特別徴収義務者は、納入すべき軽油引取税額がない場合においても納入申告書を提出する義務を負う（地方税法第700条の11第5項）。

イ 納入申告書の調査

納入申告書を受理した県税事務所では、提出された納入申告書に対して以下の点について調査する。

- ・ 記載要領に沿った記載がなされているか、
- ・ 納入申告書における数値が整合しているか、
- ・ 納入申告書と軽油の納入数量明細書との数値が整合しているか、
- ・ 納入申告書と課税免除の承認に係る各添付書類の数値が整合しているか、

また、申告書に記載される課税免除数量すなわち軽油引取税が課されない数量としては、以下の3種類がある。

課税免除	軽油引取税を課さうこととされる軽油の数量を証する書類
輸出 (地方税法第700条の5第1号) (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の事項を記載したもの ・ 輸出した者の氏名又は名称及び住所又は所在地 ・ 輸出年月日 ・ 輸出した軽油の数量 ・ 輸出先
課税済軽油の引取り (地方税法第700条の5第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の事項を記載したもの ・ 当該軽油の数量 ・ 先に軽油引取税を課された状況 ・ 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通の状況
免稅軽油の引取り (地方税法第700条の6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納入地所在の都道府県が交付した免稅証

(注) 単に輸出だけが課税免除になるのではなく、外国船籍の燃料として軽油を納入した場合も輸出にあたる。

④ 軽油引取税の免税事務

納入申告書に記載される課税免除数量といった場合には、上述したように輸出・課税済軽油の引取り・免稅軽油の引取りがあるが、軽油引取税における

る免税事務と言った場合には、免税軽油の引取りに対する免税証の交付事務がこれに当たる。免税証の引取りは、免税軽油使用者のみに認められため、以下、免税軽油使用者への免税証の交付事務について説明する。

ア. 免税軽油使用者証の交付

免税証の交付は、交付申請を受け付けた都道府県が、当該申請者が免税の用途に供するためるために軽油を引取る者であるかどうかの確認をした上で行うものであるが、交付申請の都度、この確認を行いうのでは事務手続きが煩雑になる。したがって、当該軽油の引取りを行う者が免税の用途に軽油を使用する者であることを、その者から申請によって都道府県が確認し、その者が一定の期間、免税の用途に軽油を使用する者であることの証、すなわち免税軽油使用者証を交付することによって、免税証の交付申請の際、免税軽油使用者証の提示を受けることにより、免税証の交付事務を速やかかつ円滑に行うことが可能となるのである。これが免税軽油使用者証交付制度の趣旨である。

上述したとおり、免税の用途に供するための軽油の引取りを行おうとする者は、免税証の交付を受けるために、免税軽油使用者証の交付を受け必要がある。

そして、免税軽油使用者証の交付を受けようとする者は、免税軽油使用者証交付申請書を免税の用途に係る免税証の交付を受けようとする県税事務所長に対し提出する。

免税軽油使用者証交付申請書を受理した県税事務所は、以下の点に留意し、当該申請者が免税の用途のために軽油を引取る者に相違ないか審査を行う。

○添付書類による確認

- ・ 住所、氏名等を証する書類
- ・ 免税用途のために軽油の引取りを行う業種を當むものであることを証する書類

○現地調査による確認

免税軽油の使用に係る場所に赴き現地調査を実施する。この場合においては、概ね次の事項について確認する。

- ・ 免税軽油を使用する目的及び機械が申請内容と相違ないか、
- ・ 使用される燃料は軽油であるか、
- ・ 軽油の購入方法は、どのようにおこなわれるか、
- ・ 軽油の貯蔵設備の有無、その貯藏能力
- ・ 免税の対象とはならない機械の所有の有無、課税軽油と免税軽油の区分の方法

免税軽油使用者証の有効期間は2年であり、有効期間満了の都度、都道府県知事に返納しなければならない。したがって、更新という概念は無く、引き続き免税軽油使用者証の交付を受けたい免税軽油使用者は、新たに都道府県知事より交付を受ける必要がある。

イ. 免税証の交付

免税軽油使用者は、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所在地の道府県知事に、免税軽油使用者証を提示するとともに、免税軽油の数量、免税軽油の引取りを行おうとする販売業者名及び所在地その他必要な事項を記載した免税証交付申請書を提出して免税証の交付を受ける。免税証は、種々の単位が用意されており、担当する県税事務所の裁量により、どの単位の免税証を何枚発行するかを決定している。

担当する県税事務所では、免税軽油使用者から免税証交付申請を受け付け、税務システムに免税軽油使用者に関する情報や、免税証の交付数量、券種及びその有効期間を入力することにより、その交付すべき数量に対応した免税証を作成している。

免税証の有効期間は、県知事が免税軽油使用者ごとに、免税証を交付した日から1年を超えない範囲内において定められる。また、免税軽油使用者証と同様に有効期間満了の都度、都道府県知事に返納しなければならないこととなっている。

ウ. 免税証交付時の審査

地方税法第700条の15では、免税証交付申請書の提出時期についての規定がないため、免税証交付申請書を受理した場合、以下の点に留意し、審査を行う。

- ・ 免税証不交付要件に該当していないかどうか。
以下の場合は、免税証不交付要件に該当する。
 - ・ 免税軽油使用者が引取ろうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし、適当でないと認められるととき（地方税法第700条の15第6項）。
 - ・ 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反し、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき（地方税法施行令第56条の8の2第1項1号）。
 - ・ 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき（地方税法施行令第56条の8の2第1項第2号）。
 - ・ 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定による

罰金刑以上の刑に処せられ又は国税犯則取締法若しくは関税法に関する通告処分を受け、その刑の執行を終った日又は通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき（地方税法施行令第56条の8の2第1項3号）

- ・ 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるとき。（地方税法施行令第56条の8の2第1項4号）

・ 免税軽油使用者が地方税法の規定に違反して「免税軽油の引取り等に係る報告書（地方税法施行規則第43号の6の2様式）」を提出しないとき。（地方税法施行令第56条の8の2第2項2号）

- ・ 上記に揚げる場合の他、免税証を交付することが軽油引取税の取り締まり又は保全上特に不適当と認めるととき。（地方税法施行令第56条の8の2 第2項3号）

・ 2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けている場合にあっては、その全ての者が上記の免税証不交付要件に該当していないかどうか。

- ・ 滞納処分の日から既に2年を経過した者であっても、免税証交付申請時においてその滞納処分が継続していないかどうか。
- ・ 免税証交付時ににおいても、免税軽油使用者証交付申請時に提出した誓約書の内容に変更がないかどうか。

二、 免税証回収事務

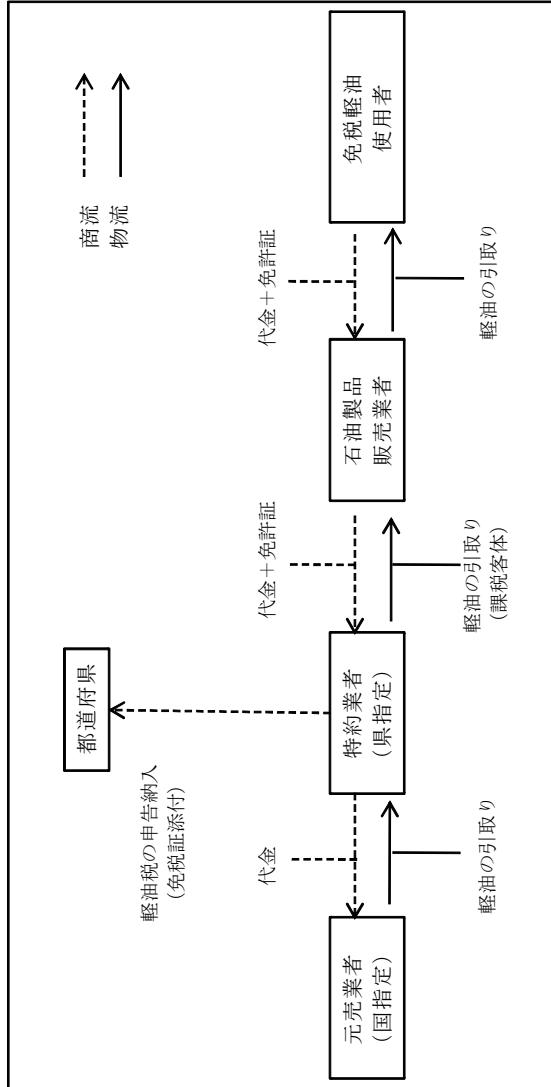
・ 交付した免税証が各県税事務所にて回収されるまでの流れ
免税軽油使用者に交付された免税証は、県内で免税軽油の引取りが行われる場合を前提とすると、最初に免税軽油使用者から販売業者の手に渡り、次いで、販売業者から特約業者や元売業者等の特別徴収義務者の手に渡る。そして、最終的に、特別徴収義務者が、課税免税数量を証する書類として毎月提出する「納入申告書」に添付されるため、納入申告書処理事務所にて回収されることとなる。なお、免税軽油使用者が県外で免税軽油の引取りを行った場合には、県外の販売業者や特別徴収義務者を通じて他の都道府県の県税事務所にて回収されることとなる（地方税法第700条の11第2項）。

また、免税軽油使用者は免税軽油の引取りを必要としなくなった時、又は免税証の有効期間が満了した時は、遅延なく当該免税証を都道府県知事へ返納しなければならないため、未使用の免税証も結果として各県税事務所にて回収されることとなる（地方税法施行令第56条の8第5項、第56条の7第6項）。

・回収した免税証の処理

- 他県では回収した免税証をOCR（光学式文字読取装置）に読み取らせるこ^トとにより、当該免税証のデータを免税証回収システムに登録するこ^トを行っているケースもあるが、福岡県では回収枚数のチェックにとどま^り、番号までのチェックは行われていない。そのため、交付した免税証と回収した免税証のマッチングはできておらず、概括的な免税証の回収管理は行われているが、詳細な管理を実施できる環境が整備されていな^い。

- ・ 免税軽油の引取りにかかる免税証の受渡しの流れ
免税石油の引取りにかかる免税証の受渡しの流れは以下のとおりである。



(3) 徴収

① 徴収状況等の推移

(単位：千円、%)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定済額	現年課税分	43,433,389	41,919,902	41,171,293
	滞納課税分	1,050,547	1,604,562	1,752,952
	合計	44,483,937	43,524,465	42,924,246
収入済額	現年課税分	42,177,915	40,676,613	40,092,698
	滞納課税分	688,201	1,048,848	1,224,900
	合計	42,866,117	41,725,462	41,317,599
不納欠損額	現年課税分	-	-	-
	滞納課税分	13,257	46,088	12,059
	合計	13,257	46,088	12,059
収入未済額	現年課税分	1,255,473	1,243,310	1,078,595
	滞納課税分	349,088	509,625	515,992
	合計	1,604,562	1,752,936	1,594,587
収入歩合	現年課税分	97.11	97.03	97.38
	滞納課税分	65.51	65.37	69.88
	合計	96.36	95.87	96.26

② 現年課税分の徵収状況の推移

(単位：千円、件)

		H17年度	H18年度	H19年度
(現年課税分) ①	調定期額	件数	4,311	4,254
	税額	43,433,388	41,919,903	41,171,294
	納期外収入額	件数	3,081	3,042
②	滞納額	件数	16,726,739	16,722,916
	税額	件数	1,230	1,212
	③=①-②	税額	26,706,649	25,196,987
③のうち整理済額	④	件数	1,173	1,112
	税額	件数	25,451,176	23,953,697
	⑤	件数	-	-
⑥	還付未済額	件数	-	-
	不納欠損額	件数	-	-
	整理未済額	件数	-	-
(3)-④+⑤-⑥	税額	件数	57	100
	税額	件数	1,255,473	1,243,311

(県資料より作成)

③ 徴収事務

軽油引取税の徵収については、特別徵収の方法によらなければならぬ。ただし、地方税法第700条の3 第3項から第6項まで又は第700条の4の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徵収は、申告納付の方法によるものとする。(地方税法第700条の10) 上記より、軽油引取税の徵収方法は、特別徵収による方法が原則であるが、実際には申告納付と普通徵収(強制徵収)の方法も存在する。表にまとめる以下のようになる。なお、軽油引取税の大半は特別徵収の方法により徵収されるのが実態である。

賦課形態	徵収方法
引取課税	特別徵収
特約・元壳課税	
販売業者課税	
保有者課税	申告納付
所有者課税	
みなす課税	
免税証の不正受給	
免税証の不正受給譲渡	普通徵収

○特別徵収

元壳業者又は特約業者が納稅義務者に軽油を販売する場合、販売された軽油に係る軽油引取税について、都道府県に代わって引取者(購入者)から徵収し、納入する方法である。

○申告納付

行為を行つた者(納稅義務者)が直接都道府県に対し、その課稅される数量及び税額を申告納付するものである。

○普通徵収

免税証の不正受給者や免税証の譲受人が免税軽油を引き取つた場合に、それらの法令違反者に対して直接請求し、徵収する方法である。
なお、普通徵収の方法による場合には、通常は納稅通知書を遅くとも納期限の10日前までに納稅者に交付しなければならないとされているが、免税証の不正受給及び免税証の譲渡については、いずれも犯則事項に該当するため、犯則者にこの期限の利益を与えて、直ちに徵収することとなる。

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

- ① 不正軽油への対応について
全国的に製造軽油による軽油引取税の脱税が横行している現状に対して、県では広域脱税事業に対するため、税務課に軽油引取税広域調査係を平成17年度に設置した。軽油引取税広域調査係の主な業務は以下のとおりである。

- ・ 全国規模で流通している不正軽油事業について、関係都道府県との情報交換を行い、かつ調査の連携を図ることにより、事業の解明及び税収確保に努める。
- ・ 石油製品販売業者や自動車保有者等に対して抜き取り調査を行い、不正軽油の発見に努める。
- ・ 不正軽油に関する通報等に対し、速やかに調査を実施する。

軽油引取税広域調査係が対応した調査の成果は、以下のとおりである（平成20年11月末時点）。

• 通常調査

(単位：件、千円)

年度	調査事業内容	件数	調定額
17	混和軽油の製造及び販売	1	14,711
	燃料炭化水素油の販売	1	12,753
	燃料炭化水素油の消費	3	7,628
	小計①	5	35,092
18	混和軽油の製造及び販売	2	4,477
	燃料炭化水素油の消費	8	41,703
	小計②	10	46,180
	混和軽油の製造及び販売	1	642
19	燃料炭化水素油の消費	1	1,197
	小計③	2	1,839
	合計①+②+③	17	83,111

(県資料より作成)

平成19年度に調査の成果件数が減少している理由は、下記犯則調査に人、的資源等を集中させたためである。

- 犯則調査
(調査事業)

飯塚市内の石油製品販売業者による軽油の製造承認義務違反嫌疑事件について、県警本部生活経済課との合同調査本部を設置し、平成20年2

月 21 日及び 22 日には犯則嫌疑法人事務所、大阪、愛知、三重、熊本及び山口の 1 府 4 県に所在する関係法人事務所等 47か所に対して、本県税務職員 100 名（佐賀県、熊本県、大分県及び山口県の併任職員を含む）及び県警捜査員 81 名の総勢 181 名による強制調査を実施し、3,000 点以上の資料を押収した。

強制調査及び任意調査による押収資料の分析及び県警による関係者の事情聴取等の結果、地方税法違反の事実が明らかになったことから、以下のとおり福岡地方検察庁に関係法人及び関係者を刑事告発した。

- ・ 製造承認義務違反及び脱税の罪による法人 1 社及び法人代表者等 4 名告発
 - ・ 不正軽油の譲受罪による法人 2 社及び法人各代表者 2 名告発
 - ・ 不正軽油の譲受罪及び媒介罪並びに薬品供給者の供給罪による法人 2 社及び法人各代表者 2 名並びに個人 3 名告発

(意見)

不正軽油は脱税問題のみならず、石油製品販売業・運輸業・建設業等の公正な市場競争の阻害、硫酸ピッチの不法投棄等による環境汚染の問題も含まれている。また、硫酸ピッチ等の不法投棄物を撤去するために県が代執行を行うケースも発生し、平成 18 年 11 月には約 34 百万円の費用を投じて撤去した事案があり、県民にとっては深刻な問題である。

県は、上記のような取組みを通じて、不正軽油の減少に一定の効果をあげている。今後も関係機関との情報交換や相互協力をを行いながら、不正軽油撲滅への取組みをより一層強化していくことが望まれる。

(2) 不正軽油摘発の調査方法について

不正軽油摘発には内偵調査等により証拠を収集する手続きが必要であるが、県として手続きに関するマニュアルは整備されていない。全国地方税務協議会の中に軽油引取税全団協議会が設置されているが、その協議会が作成している「軽油引取税調査ハンドブック」で調査事務の基礎・方法等について記述があり、ほぼ担当者全員が内容を把握しているとのことである。

県としては、マニュアルは存在しないが、調査に当たっては調査計画を作成し、人員の配置も基本的に 1 人で調査を行わないようなチーム編成を行つており、調査現場の中で指導・教育等も併せて行つている。

(意見)

不正軽油を摘発すべく、多少経験されているとはいえるが、その取り締まりが専門ではない県税職員が、嫌疑案件について、張り込みや尾行等による内偵調査を行い、証拠を十分に収集したうえで、摘発に至っている。このような地道な努力が一定の効果をあげているが、その一方で調査過程では危険

が隣り合わせになっているのも事実である。

「軽油引取税調査ハンドブック」で調査員の心構え等は記述されているが、県として一層のリスク管理体制の整備が望まれる。

(3) 不正軽油製造・購入の誘因について

軽油の流通経路は複雑であり、灯油等の非課税品が軽油に混入されても外見で判断がつかず、混和軽油でもエンジンの性能に重大な問題を与える走行が可能である。また軽油の利用者はトラック業者等に代表されるように大口先が多いため、このことも軽油引取税脱税の誘因となっている。

(意見)

不正軽油を摘発するのも重要であるが、製造させない制度設計を行政全体から検討する時期に来ていると考える。具体的には、ガソリン税と同様に蔵出し課税へ課税主体を変更する、灯油・A重油との税金格差を是正する等がある。課税主体の変更の場合は、国と都道府県との配分、財務省と総務省との関係で問題を含んでいる。税金格差のは正の場合には、軽油の税率を引き下げれば税収減の問題、灯油等への税率の設定は、灯油を多く消費する寒冷地方の県民との間での税負担の公平性の問題を含んでいる。いずれの方法にしても、國民にとって望ましい税のあり方にについて十分な議論が必要である。

8. ゴルフ場利用税

(1) 概要

ゴルフ場利用税とは、その名どおりゴルフ場の利用に対して課税する都道府県税であり、徴収された税金の一部（70%）はゴルフ場が存在する市町村に交付される。

ゴルフ場利用税の課税理由としては、特に我が国において他のレジャーと比較した場合におけるゴルフ場の利用料が高いことから、一種の賃沢税と考えられる。またゴルフ場の開発許可あるいはそれに伴う社会的インフラ整備に必要な費用の負担をゴルフ場利用者に求めるとする、一種の応益税とも考えられる。

【納税義務者、特別徴収義務者】

ゴルフ場利用者がゴルフ場利用税の納税義務を負う。

また、地方税法第82条において、特別徴収の方法によることが定められている。すなわち、ゴルフ場経営者等を特別徴収義務者とし、その者が税金の徴収を行うとするものである。福岡県においては、福岡県税条例第25条において、ゴルフ場経営者を特別徴収義務者と規定している。

【納税額】

ゴルフ場利用税の納税額は以下のとおりであり、利用料金とは、非会員の平日（土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう）のグリーンフィーと、グリーンフィー以外の料金で、利用者の意思にかかわらず徴収されるものの（水道光熱費及び福利厚生費、道路補修費、施設維持費、コース管理費、施設改善費、植樹協力費、ゴルフアーバン料等）をいう。

等級	税率 (1人1日)	等級決定基準 18ホール以上のゴルフ場	等級決定基準 18ホール未満のゴルフ場
1級	1,200円	12,000円を超えるもの	
2級	1,100円	7,000円を超える12,000円以下のも	
3級	1,000円	6,000円を超える7,000円以下のも	
4級	900円	5,000円を超える6,000円以下のも	
5級	800円	4,500円を超える5,000円以下のも	
6級	700円	3,500円を超える4,500円以下のも	
7級	600円	3,000円を超える3,500円以下のも	3,000円を超えるもの

		下のもの	
8級	500円	3,000円以下のもの	2,500円を超えるもの
9級	400円		2,000円を超えるもの
10級	300円		1,500円を超えるもの
11級	200円		1,500円以下のもの

(県資料より作成)

【ゴルフ場利用税の非課税措置】

以下の場合にはおいては、ゴルフ場利用税の非課税措置を受けることができる。

- ・ 18歳未満の者による利用
- ・ 70歳以上の者による利用
- ・ 障害者による利用
- ・ 国民体育大会のゴルフ競技への参加選手による利用
- ・ 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒及び引率する教員による利用

【ゴルフ場利用税の軽減措置】

以下の場合にはおいては、ゴルフ場利用税の軽減措置（標準税率の2分の1）を受けることができる。

- ・ 早朝または薄暮における利用
- ・ 財日本ゴルフ協会または九州ゴルフ連盟が主催する競技会による利用
- ・ 国民体育大会の公式練習による利用

【業務による利用】

ゴルフ場利用税はゴルフ場の利用行為に課税される税金である。「ゴルフ場利用税に係る課税事務の取扱について」（総務部長通達）第23(2)において、ゴルフ場の利用行為に含まれない行為として、以下の項目が挙げられている。

- ① 当該ゴルフ場に所属する者が利用する場合
 - ア. グリーンキーパー、キャディーマスターその他の従業員又は役員によるゴルフ場の管理計画に基づくコースの維持管理又はキャディーの教育訓練のための利用
 - イ. プロ又は研修生による利用者に対する技術指導のための利用及び自己の技術向上のための練習のための利用
 - ウ. プロによる公式試合参加のための利用
 - エ. ゴルフ場の人事管理計画に基づき実施される従業員によるレクリエーションのための利用（ゴルフ場の従業員に対する福利厚生事業の一環と

して計画的に行われるものに限る。)

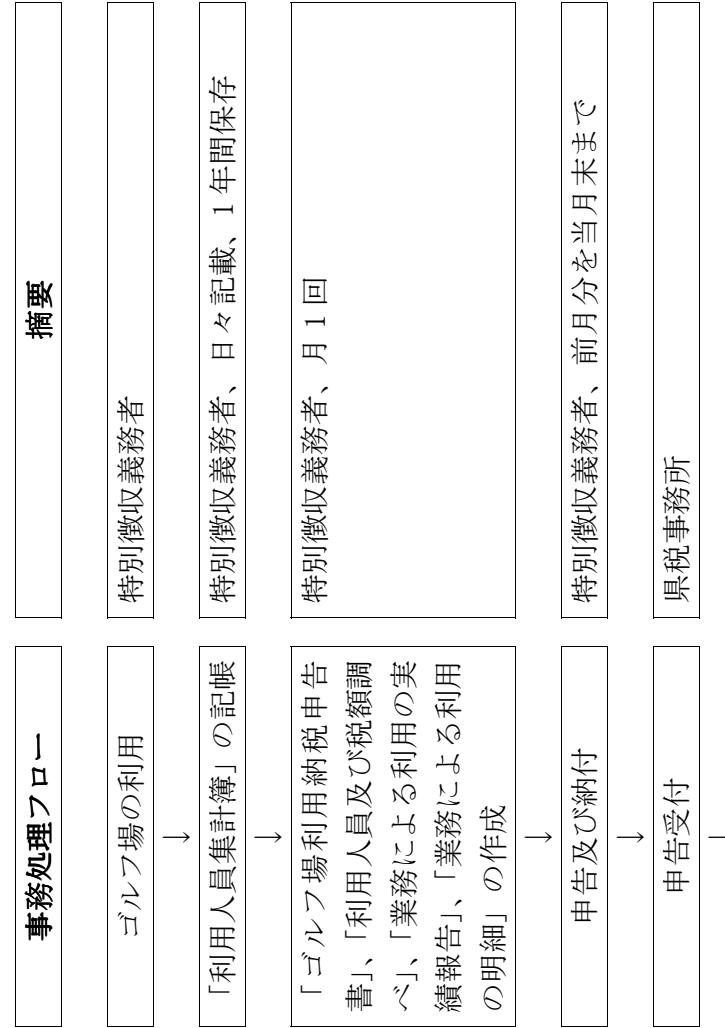
- ② 当該ゴルフ場に所属しない者が利用する場合
オ. 財団法人日本ゴルフ協会ハンディキャップ委員会の委員によるコースの査定を行うための利用
 - カ. 他のゴルフ場の経営者、支配人その他の役員又は従業員によるゴルフ場の実態把握及び研修のための利用（経営者及び支配人以外の従業員による利用にあっては、当該従業員が所属するゴルフ場の命令権者の証明のあるものに限る。）
 - キ. プロによる公式試合参加のための利用及び自己の技術向上のための研修のための利用
 - ク. 研修生による研修のための利用
 - ケ. 会場披露、増ホール披露及び開場記念等の理由により経営者が当該ゴルフ場の経営の必要上客を招待する場合における招待客の利用

【納期】

地方税法第83条第2項の規定を受けて、福岡県税条例第29条において特別徴収義務者は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間ににおいて徴収すべき税金を納入しなければならない旨規定されている。

(2) 課税

ゴルフ場利用税の課税事務処理フロー



↓

税額チエック及び 入金確認	県税事務所、「ゴルフ場利用納稅申告書」、「利 用人員及び税額調べ」の突き合せ
------------------	-------------------------------------------

↓

調定額確定	県税事務所所長までの承認
-------	--------------

(3) 徴収

① 徴収状況等の推移

(単位：千円、%)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定済額	現年課税分	1,377,621	1,269,756	1,247,948
	滞納繰越分	261,178	201,578	143,360
	合計	1,638,799	1,471,335	1,391,308
収入済額	現年課税分	1,368,982	1,263,878	1,245,497
	滞納繰越分	68,238	42,361	35,607
	合計	1,437,220	1,306,240	1,281,105
不納欠損額	現年課税分	-	-	-
	滞納繰越分	-	21,735	-
	合計	-	21,735	-
収入未済額	現年課税分	8	5,877	2,450
	滞納繰越分	192	137,482	107,752
	合計	201	143,360	110,203
収入歩合	現年課税分	99.37	99.54	99.80
	滞納繰越分	26.13	21.01	24.84
	合計	87.70	88.78	92.08

② 年課税分の徴収状況の推移

(単位：千円、件)

		H17年度	H18年度	H19年度
(現年課税分) ①	調定額 件数	709	708	712
	税額	1,377,621	1,269,757	1,247,948
	納期内収入額 ②	660	666	684
③=①-②	滞納額 件数	1,279,804	1,207,178	1,202,704
	税額	49	42	28
	④	97,817	62,579	45,244
③のうち整理済額 ④	件数	45	37	26
	税額	89,178	56,701	42,793
	件数	-	-	-
還付未済額				

(5)	税額	-	-	-
不納欠損額	件数	-	-	-
(6)	税額	-	-	-
整理未済額	件数	4	5	2

(3)-(4)+(5)-(6) 税額 8,639 5,878 2,451

(県資料より作成)

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

① 課税標準調査について

「ゴルフ場利用税に係る課税事務の取扱いについて」(総務部長通達) 第6(2)によると、「毎月の申告納入が適正に行われているか否かの確認すなわち課税標準調査については、適宜に、かつ、計画的に調査を実施することにより行うこととし、実際の調査に当たつては、サイン帳のみの照合に終わることなく、入金伝票、キャディー客付表、ラウンド一覧表その他の帳票を総合的に突き合わせることにより、利用の実態の把握に努めること。」とある。

福岡県としては、明示的に上記「適宜に」の基準を定めている訳ではないが、課税権の消滅が申告期限から3年であることから、県税事務所内でのルールとして、全ての管轄の特別徴収義務者に対して3年を目処に1回は課税標準調査を行うこととしているもの、平成18年度までは3年を超える調査が散見される。

甲県税

特別徴収義務者	前回調査日からの経過年数
1	3年超経過
2	3年超経過
3	3年超経過
4	3年超経過
5	3年超経過
6	3年超経過
7	3年超経過
8	3年超経過

9	3年超経過
10	3年超経過

乙県税

特別徴収義務者	前回調査日からの経過年数
1	3年未満
2	3年超経過
3	3年超経過
4	3年超経過
5	3年超経過
6	3年超経過
7	3年超経過
8	3年超経過
9	3年超経過
10	3年超経過

(意見)

上述のとおり、平成18年度までは、一つの特別徴収義務者を除いて、課税標準調査実施期間の目安である3年をいすれも超えている現状が見受けられた。

総務部長通達において「適宜に、かつ、計画的」な課税標準調査の実施を求めているのは、本来日々課税権が発生しているゴルフ場利用税の特殊性から発生の都度実地調査を行うことが望ましいのであるが、費用対効果から最低限課税権の消滅する前のタイミングで標準課税調査を行うという趣旨である。したがって、課税標準調査の間隔が3年を超えている現状は、更正の機会を逸する

ものであることから、ゴルフ場利用税賦課の網羅性、公平性の観点から計画的な実施が望まれるとこころである。

② 業務による利用について

「ゴルフ場利用税に係る課税事務の取扱いについて」（総務部長通達）第2(2)において、「ゴルフ場の経営と切り離すことのできないゴルフ場従業員等による職務行為としてのゴルフ場の利用（以下「業務の利用」という。）は、その利用の特殊性から、課税客体とされるゴルフ場の利用行為には含まれないものであること。具体的には、次に掲げるものに限り、業務による利用として取り扱うものであるが、判定が困難なものにあっては、課税課長と十分協議し、その取扱いの適正を期すること。」と規定したうえで、「ア 当該ゴルフ場に所属する者が利用する場合」として(ア)から(エ)までの4項目、「イ 当該ゴルフ場に所属しない者が利用する場合」として(オ)から(ケ)までの5項目を業務上の利用として課税対象外としている。

乙県税において、業務上の利用されている項目のうち、以下の3項目の利用状況を把握する目的で、「業務による利用の実績報告」の閲覧を行った。

(ア)「グリーンキー／パー、キャディマスターその他の従業員又は役員によるゴルフ場の管理計画に基づくコースの維持管理又はキャディーの教育訓練のための利用」

(エ)「ゴルフ場の人事管理計画に基づき実施される従業員によるレクリエーションのための利用（ゴルフ場の従業員に対する福利厚生事業の一環として計画的に行われるものに限る。）

(カ)他のゴルフ場の経営者、支配人その他の役員又は従業員によるゴルフ場の実態把握及び研修のための利用（経営者及び支配人以外の従業員による利用にあっては、当該従業員が所属するゴルフ場の命令権の証明のあるものに限る。）

利用状況は以下のとおりである。

出所：「業務による利用の実績報告」

単位：人

特別徴収 義務者	3月			2月			1月			12月			4か月計			
	ア	エ	力	ア	エ	力	ア	エ	力	ア	エ	力	ア	エ	力	
1	0	11	15	0	16	0	38	0	0	8	0	0	73	15		
2	24	0	11	12	0	8	5	0	11	4	0	16	45	0	46	
3	12	16	6	11	37	17	18	32	16	29	30	15	70	115	54	
4	20	0	17	12	0	0	9	0	0	6	0	0	47	0	17	
5	5	59	0	4	48	0	3	62	0	10	48	0	22	217	0	
6	7	0	0	10	0	1	22	17	0	20	0	0	59	17	1	
7				0	0	0							0	0	0	
8	12	0	1	16	0	0	6	0	0	9	0	1	43	0	2	
9				0	0	0	1						0	0	1	
10													0	0	0	
11	0	5	3	0	18	8	0	7	0	0	2	4	0	32	15	
12	0	11	97	0	23	16	0	24	13	1	15	11	1	73	137	
13	2	0	8	0	0	5	7	0	3	2	0	3	11	0	19	
14													0	0	0	
15	8	0	3	15	0	1	62	0	44	21	0	6	106	0	54	
16	5	0	0	7	0	0	6	0	0	5	0	16	23	0	16	
17	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
18				0	1	0	0	1	0				0	2	0	
19	1	0	30					20	0	0	0	0	0	21	0	30
20	11	0	0	9	0	0	12	0	0	10	0	0	42	0	0	
21	3	0	4	6	0	1	8	0	4	10	0	1	27	0	10	
22	0	1	0	0	3	0	0	1	0	0	1	4	0	6	4	

(注) 上表の網掛部分は、「業務の利用の実績報告」がない。

(意見)

「業務による利用の実績報告」の閲覧の結果、労働組合名での利用実績が認められた。当該状況は調査時点に判明したものであり、その状況につき当該特別徴収義務者に確認を行ったところ、他のゴルフ場の従業員が当該労働組合の役員を兼ねているとの回答を得ている。

そもそも、特別徴収義務者が自主的に報告した「業務による利用の実績報告」において、(ア)から(ケ)いづれに該当しない者の利用を記載している以上、県税事務所においては、業務による利用に当たらないとして、課税対象とすべき旨の指導を行うべきであるが、申告書に添付されている「業務による利用の実績報告」の内容確認すら実施していない現状においては、課税標準調査実施時点での把握の可能性があるのみである。ところが、特別徴収義務者によっては、前述のとおり3年以上の間隔で調査が実施されるところもあり、回収の都度内容確認のうえで、指導を行うことが望まれる。

(カ)区分の利用のうち、支配人その他の従業員による利用の場合には、当該従業員が所属するゴルフ場の命令権者の証明が必要であるが、課税

標準調査にいて、当該証明の有無の確認作業ができない状況にある。このため、(カ)の区分として、課税対象外とすべきか否かの判定は実質的に行われていない状況にある。

上表のとおり、調査の対象とした(ア)、(エ)及び(カ)の特別徴収義務者ごとの利用状況は、大きなバラつきがみられる。この原因としては、従業員の福利厚生事業についての各義務者毎の方針、ゴルフ場の管理方針の相違等が考えられる。

業務による利用が課税対象外とされているのは、ゴルフ場従業員等による職務行為としてのゴルフ場の利用の特殊性からであり、このため例外扱いとする項目を限定列挙したうえで、さらにその判定が困難な場合には、税務課長と十分協議し、その取扱いの適正を期する旨規定されている。このため、業務上の必要性が明らかに認められる利用についてのみ、課税対象外と認定すべきところであるが、実施した調査の範囲内からはその必要性が明らかでないものが散見される。

例えば、(ア)に区分される役員等による利用につき、ゴルフ場の管理計画の有無、同伴競技者の氏名及び所属法人・団体が明らかでない。また、(エ)で区分される利用についての、福利厚生事業の計画の有無、(カ)に区分される利用についてのゴルフ場実態把握及び研修計画の有無等が明確になっていない。

ゴルフ場の利用料金が有料かに無料かに明瞭化されず、明らかに業務の利用と認められる利用以外のものについては、課税の公平性の観点からは課税の対象すべきであり、そのためには業務の利用とすべき利用の範囲の認定基準の明瞭化を図ることが望まれる。

現状、業務上の利用が無い場合には、「業務の利用の実績報告」の提出は求められない。同報告がない場合には、利用が無いものとして県税において取り扱われている。この場合、利用はあるが報告が漏れているのか、本当に利用がないのかが明らかとならず、厳密には業務上の利用の有無についての判定作業が行えないこととなる。利用が無い場合についても、「業務の利用の実績報告」の提出を求めることが望ましい。

9. 自動車税

(1) 概要

自動車税とは、自動車を所有しているという事実に担税力を見出して課税される税金である。自動車税は、土地や建物等に固定資産税が課されるように、自動車という財産に対して課される財産税の一種であり、また、自動車を利用するこにより不可避免的に発生する道路の損傷に係る負担金としての性格を有する。

【課税客体】

自動車税は、自動車の所有者に対して課される。自動車の所有者とは、道路運送車両法第6条の自動車登録ファイルに所有者として登録されている者をいう。また、自動車税は、自動車の主たる定置場の所在する道府県が課税する。定置場に關しても、自動車登録ファイルの登録による。

【自動車税の賦課期日】

自動車税の賦課期日は、4月1日とされており、県税事務所が送付する納税通知书により5月31日までに納付することとなっている。

賦課期日後に自動車の購入・登録等により納税義務が発生した場合には、その発生した翌月から、月割をもつて自動車税が課される。

また、賦課期日後に自動車の売却・廃車等により納税義務が消滅した場合には、その消滅した月まで、月割をもつて自動車税が課される。

【税額】

自動車税の税額は、以下のとおりである。

① 乗用車

区分	税率(年額)	
	自家用	営業用
1リットル超	1リットル以下	29,500円
1.5リットル超	1.5リットル以下	34,500円
2リットル超	2リットル以下	39,500円
2.5リットル超	2.5リットル以下	45,000円
3リットル超	3リットル以下	51,000円
3.5リットル超	3.5リットル以下	58,000円
4リットル超	4リットル以下	66,500円
4.5リットル超	4.5リットル以下	76,500円
4.5リットル超	6リットル以下	88,000円
6リットル超	111,000円	40,700円

(県資料より作成)

② トラック

区分		税率(年額)	
最大積載量	自家用	営業用	自家用
	1トン以下	8,000円	6,500円
	1トン超	2トン以下	11,500円
	2トン超	3トン以下	16,000円
	3トン超	4トン以下	20,500円
	4トン超	5トン以下	25,500円
	5トン超	6トン以下	30,000円
	6トン超	7トン以下	35,000円
	7トン超	8トン以下	40,500円
8トン超		46,800円～	34,200円～

(県資料より作成)

③ 貨物兼乗用車

区分		税率(年額)	
総排気量	自家用	営業用	自家用
	1リットル以下	5,200円	3,700円
	1リットル超	1.5リットル以下	6,300円
1.5リットル超		8,000円	6,300円

(県資料より作成)

④ バス

区分		税率(年額)	
乗車定員	一般乗合車	営業用	自家用
	30人以下	12,000円	26,500円
	30人超	40人以下	32,000円
	40人超	50人以下	38,000円
	50人超	60人以下	44,000円
	60人超	70人以下	50,500円
	70人超	80人以下	57,000円
	80人超	90人以下	64,000円
	90人超	100人以下	71,000円
100人超		78,000円	101,000円

(県資料より作成)

【自動車の非課税】

① 非課税団体

国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合（一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合）、財産区及び地方開発事業団に対しては、自動車税を課すことはできない。

② 用途非課税

日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので道府県の条例で定めるものに対しては、自動車税を課すことはできない。

- ・ 救急自動車
- ・ 巡回診療又は患者輸送の用に供する自動車
- ・ 血液事業の用に供する自動車
- ・ 救護資材の運搬の用に供する自動車

【自動車税の課税免除】

以下の場合には、自動車の課税を免除することができます。

- ・ 商品であつて使用しない自動車
- ・ 消防専用自動車及び救急専用自動車
- ・ 私立学校が有する自動車のうち、もっぱら教育練習の用に供する自動車

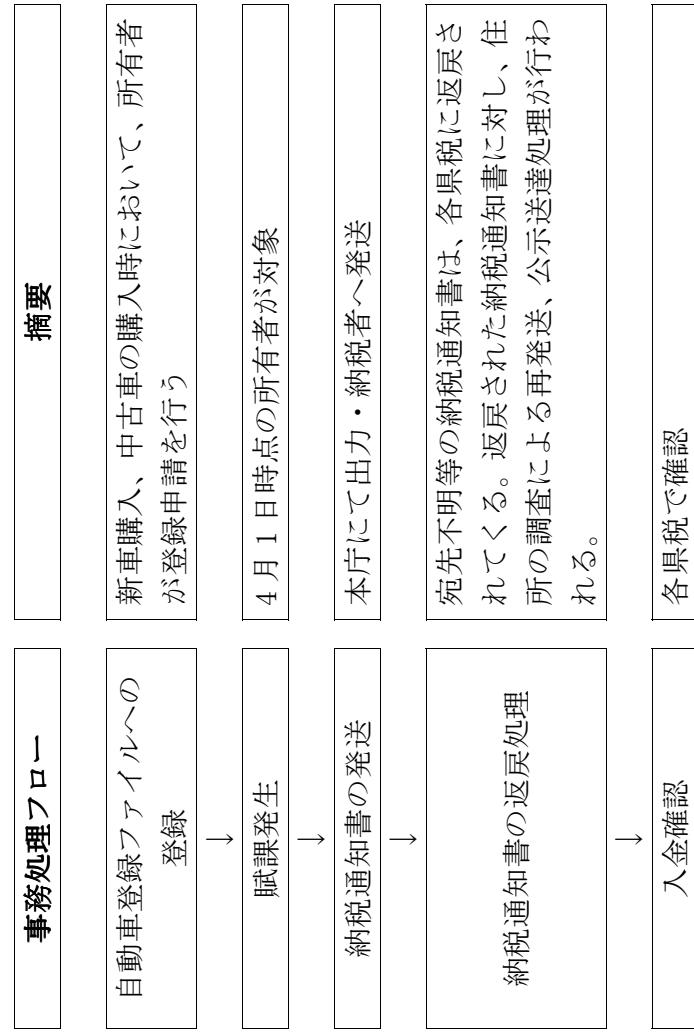
【自動車税の減免】

知事は、天災その他の特別の事情により著しく資力を喪失して課税困難なため自動車税の減免の必要があると認める者その他特別の事情がある者については、これを減免することができる。

- ・ 災害による減免
- ・ 公安委員会が指定した自動車教習所が所有する自動車に対する減免
- ・ 生活交通路線を運行する一般乗合バスに対する自動車税の減免
- ・ 身体障害者等に対する自動車税及び自動車取得税の減免
- ・ 公益法人等が所有する自動車に係る自動車税の減免
- ・ 通学用又は乳幼児送迎用の自動車に係る自動車税の減免
- ・ 商品中古自動車に係る自動車税の減免

(2) 課税

自動車税の課税事務処理フローは以下のとおりである。



(3) 徴収

① 徴収状況等の推移

(単位：千円、%)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定済額	現年課税分	66,163,796	65,041,337	64,781,116
	滞納繰越分	5,732,765	4,967,313	4,077,932
	合計	71,896,562	70,008,650	68,859,049
収入済額	現年課税分	64,284,571	63,554,185	63,551,283
	滞納繰越分	1,804,253	1,542,898	1,240,150
	合計	66,088,825	65,097,084	64,791,433
不納欠損額	現年課税分	119	28	90
	滞納繰越分	791,539	791,339	713,149
	合計	791,659	791,368	713,240
収入未済額	現年課税分	1,881	1,489,873	1,231,675
	滞納繰越分	3,137	2,633,357	2,124,966
	合計	5,018	4,123,231	3,356,642
収入歩合	現年課税分	97.16	97.71	98.10
	滞納繰越分	31.47	31.06	30.41
合計		91.92	92.98	94.09

(2) 年課税分の徴収状況の推移

(単位：千円、件)

		H17年度	H18年度	H19年度
調定額	件数	2,018,348	1,948,750	1,921,331
(現年課税分) ①	税額	66,163,797	65,041,337	64,781,116
納期内収入額	件数	1,350,841	1,282,289	1,293,133
②	税額	42,454,492	41,038,959	41,850,223
滞納額	件数	667,507	666,461	628,198
③=①-②	税額	23,709,305	24,002,378	22,930,893
③のうち整理済額	件数	613,744	623,841	592,757
④	税額	21,830,079	22,515,227	21,701,060
還付未済額	件数	27	3	4
⑤	税額	2,237	2,751	1,933
不納欠損額	件数	5	1	3
⑥	税額	120	29	90
整理未済額	件数	53,785	42,622	35,442
③-④+⑤-⑥	税額	1,881,343	1,489,873	1,231,676

(県資料より作成)

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

① 自動車税納税通知書の返戻処理について
 課税の公平性を担保するためには、全ての納税義務者に対して網羅的に
 納税通知書を送付する必要がある。県税においては、「自動車税納税通知
 書返戻件数等調査表」を作成し、税務課への返戻処理状況の報告を行って
 いる。

具体的には、甲県税において、同調査表（平成19年度）の状況は次の
 とおりであった。

(調査表の概要)

ア 課税件数（年度当初）	211,227 件
イ 当初返戻件数	2,917 件
ウ B のうち再発送した件数	2,418 件
エ C のうち返戻された件数	275 件
オ 再送達件数（C-D）	2,143 件
カ 公示送達件数	275 件

県税では、次の手順により納税通知書の送付漏れが生じないよう返戻処

理を行っている。

(返戻処理の流れ)

- A バーコード読み取りによる返戻入力
納税通知書が返戻となつた場合は、納税通知書のバーコードを読み取つて、税務電算システムに「返戻」の入力を行つてている。
- B 税務電算システムによる返戻分の抽出
税務電算システムに「返戻」と入力されたものは、税務電算システムによって、データの抽出・分類、市町村に対する住民票照会文書（市町村毎）の出力までの業務を自動的に行つている。
- C 住民票照会文書による照会・回答
住民票照会文書を市町村に対して照会し、市町村から転居先の回答を得る。
- D 転居先判明分の納税通知書の再発送
転居先が判明したものは、税務電算システムに「返戻解除」を入力し、納期限を変更のうえ、納税通知書を再発送している。
再発送した納税通知書が返戻となつた場合は、再度、上記の業務を繰り返して、納税通知書を発送している。
- E 県税窓口における納税通知書の直渡し
転居先の調査中に、納税義務者が、直接、県税事務所の窓口での納付を希望した場合には、直渡しにより納税通知書を送達する。
- F 転居先不明分のリスト作成
上記までの調査等を行つても転居先が不明のものは、税務電算システムにより、「未納」かつ「返戻」のものを抽出したうえで、公示送達予定リストを出力する。
- G リスト出力内容の確認
出力したリストにより、課税保留予定のものがないか等の確認を行ふ。課税保留予定のものは、公示送達予定から削除する。
- H 公示送達書の出力及び掲示
上記の公示送達予定リストによる確認後、再度、税務電算システムにより、公示送達書を出力して、掲示（公示送達）する。

(意見)

納税通知書の返戻処理については、税務システムを活用して、返戻分の転居先調査、再送付、最終的な公示送達の処理を行つてている。
また、公示送達予定リストに、「未納」かつ「返戻」状態のものを表示させ、担当者が確認し、担当者を縦轄する立場にある上長が確認を行つてている。
これらにより、納税通知書の送達漏れが生じないよう処理されている。
しかし、返戻処理については前述のA～Hのとおり、個別に漏れなく処理

されているとはいえ、効率性の観点から、返戻処理の進捗状況の確認が省略されている。

一覧表等の作成による進捗状況の確認方法が考えられるが、進捗状況確認の必要性も併せて検討が望まれる。

② 自動車税の徴収状況について

(意見)

平成19年度における自動車税の徴収状況把握するために「滞納処分停止決議書」及び同決議書に添付されている「一人別滞納整理票」の閲覧を実施し、担当者への質問を行った。

限られた人員で、大量の徴収業務を行っている現状から、効率的な業務の実施が不可欠であるが、滞納処分ができるものを徴収上有利なことから優先して取り組んでおり、処分する財産がないもの等の滞納処分の停止については、一定期間着手できない状況が生じてしまい、適時・適切な業務が行われていないと思われる点が認められた。

結果として、早い段階から徴収できないと考えられた自動車税の催告を継げてしまつた事案や、あるいは着手できていなかつた期間に徴収できる可能性があつたのではないかと懸念される事案等、処分事案優先の効率的徴収業務を実施する反面、処分停止事案の徴収業務については効率的とは言えないものがあつた。

法律で定められた期限内に納付を行つている納税者の立場からすると、課税の公平性から、徴収の公平性についても十分に留意して業務に当たる必要がある。

10. 税務システム

(1) 概要

税務システムは、県税事務を総合的に電算処理するものであり、県税事務の基本的インフラである。現在の県税事務のシステム依存は、システムに何らかの障害が発生した場合には、県税事務自体が停止すると言つても過言でないほど高度な状況である。

今後、県税事務の信頼性を保ちつつ効率性を追求していくためには、さらなるシステム化の検討及び設計並びに保守が行われていく必要がある。

今回の監査においては、単なる税務システムの保守・運用管理業務にとどまることなく、税務システムを通じた県庁全体のITガバナンスについても記述を行っていく。

① 税務電算化の歩み

税務事務の電算化の歩みは次のとおりである。

昭和47年度	自動車税 分配テープを利用した課税事務の電算処理を開始（委託処理）
昭和52年度	法人二税 自治省報告のための統計事務の電算処理を開始。委託処理）
昭和53年度	自動車税 収納消込処理を電算化（委託処理）
昭和57年度	法人二税 調定原票・プレプリント申告書の作成を電算化（委託処理）
	自動車税 委託処理を自己処理、決算事務を電算化
昭和60年度	法人二税 課税台帳の電算出力を開始（委託処理）
昭和62年度	自動車税 カナオンラインシステムを稼働 継続検査用納税証明書・納付書等の出力を開始
昭和63年度	法人二税 利子割還付事務と利子割精算金事務を電算化（委託処理） トータルオンラインシステムの一部稼働（自動車税サブ・収納サブ）
平成元年度	トータルオンラインシステムの一部稼働（法人二税サブ）
平成2年度	トータルオンラインシステムが全面稼働 (個人事業税サブ・不動産取得税サブ・間税四税サブ・鉛色税サブ)
② 税務トータルオンラインシステムの改修	
平成5年 4月	口座振替システム開発開始
平成5年 11月	口座振替システム稼働
平成6年 4月	自動車税一括納付対応
平成9年 12月	自動車税9桁化対応
平成10年 4月	軽油引取税事務所集中化対応・郵便番号7桁化対応
平成10年 12月	郵便番号バーコード化・Windows対応
平成11年 10月	漢字氏名検索機能追加
平成12年 1月	自動車税納税証明書自動発行機稼働
平成12年 10月	滞納者管理（名寄せ）機能追加
平成13年 4月	新決算システム開発開始

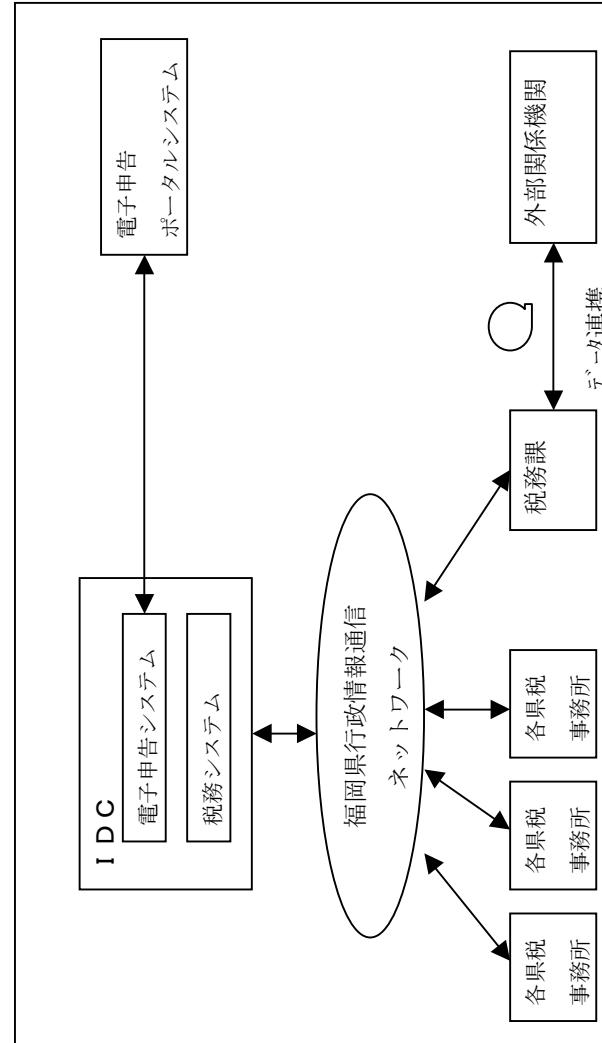
平成14年 4月 収納事務の集中化に伴う新決算システム稼働
 平成15年 7月 電子県庁推進計画に基づく税務システムの再構築開始
 平成16年 4月 法人事業税の外形標準課税機能追加
 平成16年 県税事務所再編に対応する機能追加
 平成17年 4月 税務システム運用開始

③ 税務システムの改修

平成17年10月 産業廃棄物税の追加に伴う機能追加
 平成17年11月 税制改正等による機能追加
 (法人事業税分割基準改正・自動車税一括保留処理対応)
 平成18年 1月 eLTAXとの連携機能追加
 平成18年 3月 税制改正等による機能追加
 (県域を超える転出入に係る自動車税の月割計算廃止)
 平成18年 6月 税制改正等による機能追加
 (県たばこ税の手持ち品課税)
 平成19年 3月 税制改正等による機能追加
 (個人県民税の払込方法変更・徴収取扱費変更)
 (不申告加算金加重分対応) (狩猟税免許区分変更)
 (森林環境税対応) (国税データレイアウト変更)
 平成21年 3月 税制改正等による機能追加
 (地方法人特別脱創設に伴う機能追加)

(2) 概要

税務システムの概要是、以下のようになっている。



用語解説

- ・ 福岡県行政情報ネットワーク
県庁内部のネットワーク基盤として、本庁と各出先機関をつなぐネットワーク。福岡県が構築した福岡ギガビットハイウェイ（高速・大容量の光ファイバーによる県内情報通信幹線）を活用。
- ・ IDC
インターネット・データ・センターの略。他社のインターネット開運の設備や業務処理のインフラ部分を請け負って、運用・保守を代行する事業。24時間365日にわたるサーバーや回線の監視体制を持ち、高度のセキュリティ管理と最適なシステム運用管理を行う。
- ・ 税務システム
県税の賦課徴収に係る事務処理を効率的に行うためのシステム。機能の面から次のように分類される。
 - 共通管理サブシステム
 - 収納管理・滞納管理サブシステム
 - 課税サブシステム
- ・ 電子申告システム
地方税電子化協議会が開発・運用を行っている全国共通のシステムで、納税者からインターネットを通して申告された電子データを各県税事務所端末で審査する機能を持つ。
なお、審査済の電子申告データは、税務システムとデータ連携を行う。
- ・ 電子申告ポータルシステム
地方税電子化協議会が運営する地方税のインターネットでの申告・届出の受付を行うシステム。地方税の電子申告・届出情報等の受付を一元的に行い、ネットワークを介して、各関係公共団体へ提供を行う。
- ・ 外部関係機関
磁気テープとの媒体を介して、税務システムとのデータ連携を行っている機関。国、市町村、指定金融機関等がある。

税務システムは、下記の4つの機能により構成されている。

共通管理サブシステム	プログラム実行管理、データベース管理、通信制御管理、他のシステムとの連携機能、EUC管理、運用管理、共通閲数等からなり、新システムが稼働するための基盤機能を提供
宛名管理サブシステム	複数の税目で管理されている納税者等を名寄せして一元管理。徴収率向上や事務処理の効率化を実現。
課税サブシステム	法人事業税、法人・個人県民税、自動車税他、全ての県税課税業務について、税目等に基づいた課税・更正、課税情報照会業務、各種統計処理等を税目単位に行う。
収納管理・滞納管理サブシステム	課税機能によつて認定された税金の収納・徴収業務を、税目に關係なく一元的に管理を行う。滞納者に対する督促・催告・処分、決算等も行う。

(3) 税務システムに関するシステム関係者

関係者	主な役割
企画・地域振興部情報政策課	税務システムを含めた電子県庁関連システムの見直しの検討
総務部システム管理課	県庁全体のシステム開発、管理の方針の決定、監視、指導 一人一台パソコンの導入 IDCとの契約
総務部税務課電算係	税務事務の電算処理システムの維持管理及び運用に関すること。
運用委託業者	税務課電算係の依頼を受けて開発、保守、運用の補助を行う外部委託業者
入力委託業者	入力を専門に行う外部委託業者

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

① ITガバナンスについて

ITガバナンスとは、組織におけるITが確實に組織目標をサポートできるよう、ITに関する企画・導入・運営及び活用を行うに当たって、全ての活動、成果及び関係者を通じて統制し、目指すべき姿へと導くためのプロセスの構築である。

県庁においても、経営戦略（「組織戦略」又は「行政戦略」と情報戦略）と情報戦略を整合させ、情報化投資を適切に管理し、情報化体制、ITリスクのコントロールの仕組みを確立する概念としてITガバナンスを意識した、管理体制の構築が有効である。

ア. 平成17年度システム導入の成果の検証について

平成17年度に電子県庁構想をもとに、オープンシステム化、ダウソサイジング化、アウトソーシング化を進めていったが、その結果について、導入の効果、効率性についての評価及び分析が行われていなかつた。

そこで、移行前と移行後の効果について、資料の作成を依頼した結果、下記のとおりであった。

■ 県税務システム投資額

	(単位：千円)	
	H15年度	H16年度
システム開発費	268,097	271,603
総投資額		539,700
内 ソフトウェア		334,950
内 機器購入費		204,750

(県資料より作成)

■ システム運用費の比較

	旧システム		新システム		
	H15	H16	H17	H18	H19
システム運用保守委託	54,137	54,522	47,374	48,921	48,921
機器保守料	176,026	176,026	36,721	35,866	35,866
機器賃借料※			40,950	40,950	40,950
ソフトウェア償却※	-	-	66,990	66,990	66,990
オペレータ費用	10,455	10,529	6,257	6,257	6,257
その他IDC費用	-	-	16,992	18,648	18,648
計	240,618	241,077	215,284	217,632	217,632
償却前費用合計	240,618	241,077	148,294	150,642	150,642

(県資料より作成)

※ 「機器賃借料」及び「ソフトウェア償却費」は投資額を5年間の法定耐用年数で除したものを計上している。なお、旧システムについては、既に償却が終了しているため、減価償却費を計上していない。

これを見ると、システム運用費については、平成17年度のメインフレームシステムからオープンシステムへの移行、ダウンサイジング化及びアウトソーシング化により、かなりのコスト減となっている。

また、人員の削減効果をみてみると、新システム運用開始と同時に県税事務所の再編を実施し、組織及び業務の見直し並びに電算化による効率化が行われた結果、平成16年度に69億円(794名(臨時職員1名含む))であった税務課の総人件費は、平成19年度には、64

億円（733名）となつた。

電算化による主な省力効果としては、県税事務所で行っていた統計業務が挙げられるということである。

（意見）

システムの導入がその効果を発揮するためには、その達成すべき目標とそれを評価する指標の設定及びその結果の評価及び検討が重要である。平成17年度のシステム移行は、平成13年度策定の「福岡県電子県庁推進計画」に基づいて行われたものである。移行計画時には、その具体的な目標及び効果について、相当の検討を行ったが、移行後は特に評価及び検討を行っていないことであった。今回の監査において、移行の効果により提出された省力化されたものとして県側から提出されたものが「県税事務所の統計業務」のみという点からみても、システム投資後の効果の評価及び検討に対する意識の薄さが伺える。今後、効果的なシステム投資を行っていくためには、明確な目標と評価指標の設定、そしてその達成状況を評価及び検討ができるマネジメントサイクルの構築を行うことが必要である。

また、税務組織の総人件費については、マンパワーが必要な県税の賦課・徴収業務であることから 64 億円と大きいが、単純な税務処理、入力、検証といった領域については、更なるシステム化を行い、アウトソーシングを進めることができることが求められる。

イ. 情報処理規程について

現在、福岡県全体として情報システムに関連する規程及び基準等としては、以下のようなものが策定され、公表されている。

- ・ 福岡県情報処理規程（福岡県訓令第10号）
制定 平成11年8月2日、改正 平成15年4月4日
- ・ 福岡県電子計算機管理運用基準
制定 平成11年8月2日、改正 平成19年11月1日
- ・ 福岡県情報セキュリティ対策基準
制定 平成15年4月4日
- ・ 福岡県行政情報通信ネットワーク管理運用要領
制定 平成20年9月22日
- ・ 福岡県情報システム標準（FITS）
平成17年10月より現在まで作成中

また、税務課内では、税務システムのマニュアルとして「税務システム運用・保守管理マニュアル」を策定して運用している。

このうち、「福岡県情報システム標準」（以下、「FITS」とする。）に

については、県庁の情報処理システム管理に関する全般的な基準であり、外部コンサルティングもを利用して策定された完成度の高いものである。

しかし、当該基準が策定されて3年も経っているにも関わらず、当該基準の位置づけは、未だ「参考」に過ぎず、福岡県情報処理規程（以下、「情報処理規程」という。）第12条に定める「情報資産の適切な管理並びに情報システムの適正かつ効率的な開発及び維持管理を図るために必要な標準を定め」というところの「必要な標準」とは、正式には結びつけていない。これは、現在、当該基準が大規模システムにて適用できるのか試行している段階であり、その検証中であるとの説明がなされた。

県の方針としては、平成20年度中には、FITSを情報処理規程で言うところの第12条の「標準」として結びつけ、施行したいことである。

今回、税務システムにおいて、税務システムの新規プログラム開発及び保守作業について、その開発及び保守手順が、基準に従つて適正に行われているか監査を行おうとしたが、FITSに定められている開発標準のよるな、寄るべき基準が税務課内に存在しなかつた。そのため、開発・保守案件ごとに整備されているドキュメントは異なつており、また、管理者の管理ポイントも統一されていなかつた。

税務課内の他のシステム管轄領域については、前記「税務システム運用・保守管理マニュアル」にて、ほぼ規定化されている状況ではあるが、その規定の内容には統制上不足していると思われる点や、お互いの規定の相互の整合性が十分に取られていないもの、現在の税務課内の体制からは、実行することが実質上困難と思われる項目もあつた。

（意見）

今回の監査においては、まず、税務課内の開発・保守手順による規定が存在しないことは、その業務に従事する者たちの寄るべき基準がなく、当該業務を評価、管理できないこととなるため、早急に整備されるべきであろう。また、「税務システム運用・保守管理マニュアル」についても、規程の十分性、整合性とともに、その実行可能性についても検討を行うべきである。

FITSの取扱いについても、策定されて3年も経っているにも関わらず、未だ正式な基準としての位置づけが与えられていない点は、かえって税務システムを始めとした県庁全体のシステム管理体制の整備を阻らせている要因になつてゐる可能性がある。

ウ. 福岡県行政改革大綱と整合性について

(概要)

現在の福岡県の組織目標の一つとして、「福岡県行政改革大綱」がある。「福岡県行政改革大綱」においては、「少數精銳体制の確立（2）事務事業の総点検」として、以下の4項目が挙げられている。

- ・ トータルコスト総点検
- ・ アウトソーシング等の一層推進
- ・ 内部事務の見直し
- ・ 現業務の見直し

また、福岡県行政改革大綱「少數精銳体制の確立（3）情報システム開発運用への共通化技術標準の適用等」によると「・開発・運用に要する人員及びコストを大幅に削減するため、情報システムの共通部分を標準化し重複投資を排除することを目的とした共通化技術標準を、各種情報システムの更新又は新規開発の際に適用して開発を行うとともに、ハードウェア・ソフトウェアを一元化する。」となつており、平成23年度までに開発に着手となつている。

これは、「EA (Enterprise Architecture)」と言われる、米国の連邦政府が推奨している、業務・システムの効率的な調達・運用手法で、日本でも、電子政府の実現のための有力な手法とされている。「EA」は、業務・システムの全体最適化と表現されているシステム導入の概念によつているものと考えられる。

(EA の手法)

組織内のシステム導入に関する要素を下記の4つに分類し、現行体系(As Is Model)の見直しを行い、類似性の高い同一業務の共通化、相互乗り入れが可能なシステム基盤の共通化、個別管理センターから共同センター運営化といった視点からあるべき姿 (To Be Model) を示し、業務効率の向上、ITコストの削減効果を目指すものである。

(EA プロセスとドキュメント)

業務体系	Business Architecture	業務説明書 機能情報関連図 業務流れ図 業務体系整理図
データ体系	Data Architecture	実体関連図 データ定義表
適用処理体系	Application Architecture	情報システム関連図

技術体系	Technology Architecture	情報システム機能構成図
		ネットワーク構成図 ソフトウェア構成図 ハードウェア構成図

(意見)

現在の事務・業務の見直しの観点から見た税務システムの課題は、多く存在するが、その中でも、特に、各市町村自治体において、不動産取得税の課税を行うため利用する固定資産台帳のデータ形式が一致していないこと、個人事業税の課税のために、所得税の確定申告書を税務署でコピーし、税務システムに手入力することといった他の関係機関からのデータの受け渡し部分については非常に非効率であり、民間企業では、まず考えられない事例であろう。

税務システムのEAについては、事務処理上、国税及び市町村との連携は不可避的な要素である。

すでに市町村との共同システム化を進めている京都府のような事例にならい、県内だけではなく、EAの概念をより大きくとらえて考え、県内市町村のシステム導入に対しても、主導権を發揮することが、業務の効率化、行政コストの低減につながるものと考えられる。

エ. 税務システムの成熟度について

(概要)

現在、税務システムとその入力、参照、出力といった業務処理は、システムを中心として定義付けされている。しかし、その業務の処理の順守性については、入力担当者個人に委ねられ、入力担当者による不正、誤謬をプロセスの中で発見することは困難である。

たとえば、一般職員が入力したデータは、現在のシステムでは、何ら管理者による確認、承認を得ることもなく、常にデータとして登録され、その登録結果が事後的に管理者の確認、承認を得る形となっている。このため、不正または誤った情報の登録があつたとしても、登録時点においては、それを発見できない可能性が高いシステムとなっている。

(意見)

ITガバナンスの成熟度を測るモデルとして、一般的に広く知られている指標としてCobitの「ITガバナンスの成熟度モデル（IT Governance Maturity

Model) というものがある。

(一般成熟度モデル)

Level	ステータス	状況
0	不在	識別可能なプロセスが完全に欠落している。企業は、対処すべき問題が存在することすら認識していない。
1	初期 / その場対応	企業は、対応が必要な問題の存在について認識している。ただし、標準化されたプロセスは存在せず、対応は、個人的に、または場合に応じて場当たり的に行われている。総合的な管理方法は体系统化ていない。
2	再現性はあるが直感的	同じ仕事に携わる複数の要員において同等の手続きが行われる段階にまで、プロセスが進歩している。標準的な手続きに関する正式な研修や周知は行われておらず、実行責任は個人に委ねられている。個人の知識への依存度が高くそのため、誤りが発生しやすい。
3	定義済み	手続きは標準化及び文書化されており、研修により周知されている。ただし、このプロセスに従うかどうかの判断は個人に委ねられ、プロセスからの逸脱はほとんど発見されない。手続き自体は、既存の実践方法を正式化しただけのものであり、最適化されてはない。
4	管理され、測定可能	マネジメント層は、手続きの順守の状況をモニタリング及び測定でき、プロセスが効果的に機能していないと判断された場合に対処できる。プロセスは常に改善され、優れた実践方法（手法）が提供される。自動化やツールの活用は、限定的または断片的に行われている。
5	最適化	継続的改善、及び他社との比較による成熟度モデル化の結果、プロセスが優れた実践方法（手法）のレベルにまで最適化されている。ITは統合され、ワークフローが自動化されている。これにより、品質と有効性を向上させるツールが提供され、企業の迅速な環境適応に貢献している。

(Cobit4.1 より引用及び一部修正)

税務システムの状況を、上記の IT ガバナンスの成熟度モデルに当てはめるとすると、レベル 3 の「定義済み」の段階であると判断される。

今後の税務システムに求められる方向性としては、管理者が手続きの順守の状況をモニタリング及び測定でき、プロセスが効果的に機能していないと判断された場合には対処できるようなシステム構築が望まれる。成熟度モデルで言うところのレベル 4 をを目指すべきである。

それには例えば、以下のようなシステム上機能の追加が考えられる。

- データ入力者におけるデータの仮登録と決裁者による決裁処理により、本データとして登録される仕組み。
- データ修正時にデータ修正者のみによって、データが修正されるようなことが無いよう、修正仮登録のデータと決裁者による決裁処理により、修正本データとして登録される仕組み。
- 異例操作時の警告情報発信の自動化

このようなシステム機能の追加により、税務事務の効率性・有効性を高めつつ、リスク管理が可能となり、システムの投資効果の実現も期待されるものと考えられる。

才. 電子申告・電子納税について

(概要)

地方税の電子化については、平成20年9月1日時点、法人二税（法人県民税、法人事業税）が対応している。システム概要としては、利用者が都道府県・政令市等で構成する「地方税電子化協議会」が運営する eLTAX（地方税ポータルシステム）に接続し申告を行い、その申告情報が福岡県のeLTAX審査システムに配信され、県税事務所にて審査したのち、税務システムに取り込まれる。

福岡県においても、納税者の利便性の向上・申告受付業務の効率化、納税事務コストの削減を図るために、eLTAXの利用率向上を目標としているところである。

税務課より入手した資料によると、平成20年9月1日時点でのeLTAXによる法人二税の電子申告利用率は、全国平均が12.70%であるのに対し、福岡県は15.13%であり、中位以上の利用率であることが確認できた。

(意見)

電子申告は、初期の情報登録を利用者自身に行わせること及び自動化処理により、県税事務の効率化が図られるものと期待される。福岡県のeLTAXの利用率は、全国平均を上回っているものの、他都道府県においては、20%を超えている県もある。今後、更に eLTAX の普及を推進されることが事務処理の効率化及びコスト削減の観点から望まれる。

また、平成21年度予算にて先送りとなつた、納税機会の拡大を図るための電子納税制度の利用についても早期に導入することが望まれる。

才. 外部監査の導入について

(概要)

現在、税務システム及びその運用管理に係る外部によるモニタリン

グについては、システム管理課による年次の自己点検及び数年に一度の内部監査に限られている。また、後述するが、そのフォローアップ体制も、十分とはいえない。

一方、税務課内では、「税務システム運用・保守マニュアル」において自己点検についてはいくつかの規程で規定はされているが、実際には、人員的制約のため行えていない。また、外部監査については、特に規定されていない。

(意見)

IT の導入効果、リスク分析等 IT ガバナンスの状況を適切に把握するためには、自己監査（自己点検）はもちろん必要であるが、第三者的視点を持つ者による外部監査を受けることが有効である。特に、現在のように、システム管理体制を構築、導入しているような状況であったり、または「行政改革大綱」といった方針のもと現状業務及びシステムに対して変化が求められるような状況であれば、その重要性はより一層高いものとなるであろう。

外部監査については、県庁内では、システム管理課が行うことが考えられるが、人員的に実施が困難な場合、または、税務システムだけの問題ではなく、県庁全体として評価が必要になるような場合は、外部の独立した監査人の導入が有効と考えられる。

② IT 全般統制に対する検出事項

IT 全般統制は、業務処理統制（ここでは、「県税業務」）が有効に機能する環境を保証するためのシステム管理全般にかかる統制活動を意味しており、通常、複数の業務処理統制（例えば、「法人県民税」、「法人事業税」等の複数の税目ごとの業務処理）に共通して関係するシステム管理方針と手続きをいう。

県税事務は、事務処理の大部分を税務システムをはじめとした、情報システムへ高度に依存して行われており、県税の業務処理の有効性を確保する前提として、税務システムにまつわるリスクを適切にコントロールすることが重要である。また、税務システム自体についても、その規模、データ数、個人情報の保持といった点からシステムの信頼性確保は必須であると考えられる。

今回評価した IT 全般統制の領域は下記のとおりである。

- A. システムの開発・保守業務
 - a. 開発環境と本番環境の分離について
 - b. システム開発・保守の管理について
- B. システムの運用管理

- a. オペレーション管理
- b. データ修正・マスター変更管理
- c. 障害対応
- C. システムの安全性の確保
 - a. セキュリティポリシー
 - b. ユーザー管理
 - c. アクセスログのモニタリング
 - d. キャッシュ管理
- D. 外部委託の管理
- E. 危機管理
 - a. 危機管理計画とバッカアップ体制

A. システム開発・保守業務

a. 開発環境と本番環境の分離について

(概要)

税務課電算係内の組織には、新規開発、または、開発期間が数か月に及ぶシステム改修を行う開発担当者と、日常のオペレーションと小規模なシステム変更（「システム保守」という。）を行う運用担当者が存在する。

税務システムの環境は、現場で実際の県税データを処理する本番環境と主としてプログラム開発、テストを行う開発環境とに分離されており、開発環境でのプログラムの開発・改修が、本番環境へ影響を与えることはない。また、開発専門の担当者（主として外部委託先）については、本番環境へのアクセス権はなく開発環境のみでの作業となっている。

しかし、システム保守を行う運用担当者については、内規上、移行担当者であるライブラリアンを定めているが、他の運用担当者においても、税務課電算係のほか、外部委託先も含めた全員が、本番環境及び開発環境の両方にアクセス可能な状況となっている。そして、小規模なプログラム改修等については、運用担当者（主に外部委託先）が自ら開発環境でプログラムの開発・改修を行い、本番環境へのプログラムの移行及び実行をしていることである。

また、承認されたプログラム以外の本番環境への移行が行われていないか確認するための、アクセスログの監視及び、プログラムの台帳との定期的な照合等のモニタリングも行われていない。

(意見)

本番環境へのアクセス制限は、開発・保守担当者による不正なプログラムの組み込みを排し、受入承認が行われた正当なプログラムのみが本番環境へ移行されるための予防的統制である。

税務システムの場合、開発担当者については、本番環境へのアクセスが制限されているが、システム保守を行う運用担当者については、ライブラリアンは定められてはいるが、他の運用担当者の本番環境へのアクセス制限が実質的に行えない状況であり、管理体制の構築が望まれる。

また、管理者は定期的にプログラム移行を行いうライブラリアンが、承認されたプログラム以外の移行を行っていないか確認するため、アクセスログの監視、本番プログラムのプログラム台帳との照合を行うことが望まれる。

b. システム開発・保守の管理について

(概要)

まず、第一にシステム開発・保守について具体的な手順を示した正式な規定が存在していない。

福岡県としてのプログラムの開発標準としては、「福岡県情報システム標準（FITS）」が平成17年に企画振興部高度情報政策課（現総務部システム管理課）より、策定されている。

税務課においても、まだ、正式なシステム開発手順は規定されておらず、いくつかの開発、保守案件について、開発ドキュメント類を閲覧したが、一定規模の開発においては、統一はされているものの、小規模のシステム改修等においては統一されておらず、それぞれの担当者によってバラバラのドキュメントが添付されている状況であった。

(意見)

システム開発・変更管理は、承認された正当なプログラムのみが本番環境に移行されることを確保することによってシステムの信頼性を保つ重要な統制である。プログラムの開発及び保守に係る手順、ドキュメントの様式、及び設計時、テスト受入時、本番移行時等の重要な場面での統制を明確に定め運用される必要がある。

B. システムの運用管理

a. オペレーション管理

(概要)

オペレーションについては、IDCに処理依頼して行うオペレーションと、運用担当部署において、IDCサーバーに接続し直接処理を行うオペレーシヨンの2種類がある。

IDCに依頼して行うオペレーションは、主として週次、月次等の定型的なもの及び大量出力のためIDCの出力機器を利用して行うもの等である。その場合の指示は、運用担当部署から情報主管課を通して行われ、税務システムに対し第三者的存在である情報主管課がることにより、一定の牽

制が働いているものと考えられる。

一方、運用担当部署において、税務システムサーバーに対して直接処理を行う場合（以下、「臨時ジョブ」という。）については、税務課の規定上、オペレーション指示書及びその承認が必要となっている。ただし、税務システムサーバーへのアクセス権は、運用担当部署及び運用委託業者の全員に対して付与されており、ジョブ実行のモニタリングは行われているものの、承認外のオペレーションが行われる可能性もある。

また、オペレーションの実行管理について、管理台帳を整備し、処理状態及び処理完了確認を行っているが、当該台帳に対して、運用責任者の查閱は十分に行われておらず、また、異例のものに対するフォローアップ（原因追究）についても、事後に検証されている状況である。

また、IDCから異常終了があつた場合の通知及びその対応は口頭で行われ、その内容、原因、対応等についての記録が残されていない。

（意見）

不正または承認外のオペレーションが行えないよう、臨時ジョブを実行する場合の承認申請の徹底のほか、オペレーション実行者の制限、アクセスログの監視及びオペレーション実行結果の監視を行うべきである。また、オペレーションの台帳については、未処理ジョブ、臨時ジョブの発生の有無の把握、その対応について、原因追究がされ、管理者の査閲を受けること、また管理台帳とオペレーションログの照合作業について、部内の自己点検等が求められる。（当該事項については、監査後改善が行われている。）

b. データ修正・マスタ変更管理

（概要）

データ修正及びマスタ変更については、各係より業務依頼が作成され、運用責任者が承認後、データベース管理ソフト（以下「DBMS」という。）によって行われる。ただし、DBMS のアクセス権限についても、税務課電算係及び運用委託業者全員に与えられており、アクセスログの監視も行われていない。そのため、承認外の修正・変更が行われるリスクがある。

（意見）

不正または承認外のデータ修正・変更が行えないよう、DBMS へのアクセス権限の見直し及びアクセスログの監視を行うべきである。

c. 障害対応について

（概要）

障害が発生した場合の対応は、税務課電算係のみで対応可能な案件と、税務課電算係のみで対応できず、運用委託業者へ依頼するものがある。

マニュアルによると、障害が発生した場合には、連絡票にて受付を行い、対応を管理することとなっている。

しかし、現状は、対応した案件について、必ずしも連絡票を起票していけるか確認できず、また、運用委託業者への依頼については、障害票を発行することとなつていて、運用委託業者の作業内容について、委託先からの月次作業報告書に頼つており、税務課電算係側で障害対応の進捗及び完了を総合的に管理できていない状況である。

また、マニュアル上、障害の対応結果分析、リスク分析及びリスク対策活動を行うこととなつていてが、行えていない。

(意見)

障害管理については、まずその障害の受付から対応結果の確認まで管理できる仕組みを構築すべきである。運用委託業者への障害対応の依頼についても、税務課電算係側で把握し、その報告内容を検証できる仕組みが必要である。例えば、障害管理台帳の設置、連絡票及び障害票の連番管理といったことが考えられる。

また、障害管理は、その報告及び結果を分析することにより、次の障害の予防、業務の改善、効率化につながる。今後、マニュアルに記載されているとおり、対応結果分析、リスク分析及びリスク対策活動を行うことが望まれる。

C. システムの安全性の確保

a. セキュリティポリシー

(概要)

福岡県の情報セキュリティに関する規程の体系としては、情報セキュリティ基本方針・情報セキュリティ対策基準のほか、個別システムごとのガイドラインを定める形となつていてある。

税務システムにおけるガイドラインとしては、「税務システム運用・保守管理マニュアル」の中に、「セキュリティ管理」「セキュリティ実施手順」が制定されている。

税務システムの上記マニュアルには、情報セキュリティマネジメント(情報セキュリティ計画書の作成、実施、点検、是正処置)、セキュリティ教育等が定められているが、現状、税務課内において体系的なものとしては行われていない。

県庁の内部監査としては、企画振興部高度情報政策課（現総務部システム管理課）による内部監査が数年に一度行われる。今回その直近の報告書（平成20年3月）を開覧した。状況としては、平成17年度の内部監査結果からは改善がみられるというものであった。

また、自己点検については、セキュリティチーム（システム管理課）によるチェックシート式のものが毎年、100を超える県庁全体のシステムを対象に行われ、報告書が作成されているが、そのうち指摘事項のフォローアップが行われるのは、主に小規模で個人情報を扱う十数件のシステムにとどまっており、税務システムについては、当該自己点検のフォローアップは、数年に一度のシステム監査にて行つていく方針とのことである。

（意見）

税務課内において、情報セキュリティのガイドラインは十分に制定されないと判断されるが、運用が不十分である。職員の情報セキュリティ意識は、継続的なマネジメントサイクルと定期的な研修により、浸透されていくものと期待される。今後、適切な運用を行っていくべきである。

また、システム管理課が行う内部監査及び自己点検については、数年に一度の内部監査が行われるまで、前回のフォローアップが行われていない状況は、監査部門の体制による問題もあるが、フォローアップを行わない監査、点検については疑問がある。少なくとも、対応策、改善案等の提出、その後捲報告は行わせるべきである。

b. ユーザー管理

税務システムへのアクセスについては、職員向けの「電子県庁推進計画（平成13年度から平成17年度まで）」で整備された全県庁ベースでの「一人一台パソコン体制」のユーザー管理である「行政コミュニケーションシステム（職員電子認証システム）」を基盤としてアクセスする方法と、外部委託業者など上記認証システムの対象外であるため直接税務システムにアクセスする方法の2つある。

ログオンに利用される認証方法及びその管理体制については、セキュリティ管理上明らかにはしないが、一定レベルの高度さは保っていると判断された。

税務システム内の処理権限の設定については、個別に外部委託業者に對し業務依頼をかけ、データベースをSQLと言われるデータベース言語にて更新する方式で行われる。このような方法によるデータベースの変更是、データベース管理システム（DBMS）のアクセス権限に依拠することとなるが、上記のとおり、DBMSの権限については、税務課電算係及び運用委託業者全員に実質管理者権限が与えられており、また、DBMSのアクセスログの管理は行われていない。

ユーザーの変更是、主に県庁内の定期異動時に行われるとのことである。異動時には、ユーザーの権限も行わされているとのことであった。その後は、逐次異動があつた場合に、上記の方法にて変更が行われる。しかし、監査

時点において、県税の実際職員数（運用委託業者、臨時職員を含む。）と税務システムの「利用者管理台帳」及び、「一人一台パソコンの管理台帳」である「ネットワーク管理番号管理表」との登録者数の照合を行ったところ、退職者について処理漏れが生じていた。

（意見）

県庁全体の電子認証システムである行政コミュニケーションシステムについては、県庁内における人事異動とユーザー管理を一元的に行える点で効率的であると判断される。一方で税務システムのユーザー変更が、税務システムのアプリケーション内で行うことができるが、その都度、外部委託業者にて業務依頼をかけて行わられる点は、たとえ一人のユーザー異動であっても、税務システム内の権限表を一括して書き換えるような形となり、その検証も一人のユーザーの変更の証跡の確認だけでは、不十分となる可能性がある。また、データベース更新者を定め、不正や許可のない操作が行われていなければ、アクセスログの監視を定期的に行うべきである。

なお、今後のシステム構築の方向としては、システム内の処理権限の変更・削除等、恒常に発生することが予想されるシステム管理業務については、県庁の職員に特別のシステム、データベース知識がなくとも操作ができるよう、税務システム内の画面処理から行うことができ、追跡、検証できるよう設計されることが、業務改善、外部委託業者への依存からの脱却によるコスト削減につながるものと考えられる。

c. アクセスログのモニタリング

（概要）

アクセスログの採取については、平成17年度の新税務システム導入時に設定されているが、その管理について「税務システム運用・保守管理マニュアル」上、特に規定されていない。また、電子申告システムについては、アクセスログ等を採取していない。アクセスログ等の解析については、外部委託業者を含め特に行われていないことである。

（意見）

アクセスログ等の採取は、適切なアクセス権限者により、適切な操作が行われているかの確認のほか、不正アクセス、改ざん、操作ミス等の追跡のための意義もある。

アクセスログ等の採取の設定については、特に規定もなく当初システム導入時に外部委託業者が作成したマニュアルが存在するのみである。また、そ

の後導入された電子申告システムについては、ログ等の採取が行われていない状況から、その設定等にても外部委託業者への依存が強いものと推測される。

アクセスログの監視、分析についても、特に定期的には行われておらず、障害発生時の原因究明のため隨時に検証しているのみである。外部委託業者への依存が高い状況であれば、アクセスログ等の監視体制を確立し、牽制機能を働かせるべきである。

アクセスログの管理体制を明確化すべきである。

d. キャパシティ管理

(概要)

キャパシティ管理については、キャパシティのモニタリングは行っているとのことではあるが、その管理における証跡は残されていないかった。現状は、17年度のシステム移行の際に、安全領域を確保したディスク容量等の設置を行ったため、キャパシティ管理を定期的に実施していないとのことであった。しかし、監査時点において、キャパシティのモニタリング資料を探取したところ、高値である指標が示されているものがあった。

(意見)

キャパシティ管理とは、税務システムのリソース（資源）が、将来にわたり継続的かつ効率的に利用できるよう、監視並びに分析・予測を行うプロセスである。当初、安全領域を確保していたとしても、予測しない事象等により、システムリソースが占有されてしまう可能性もある。月次報告資料に含める等、管理者によるモニタリングを行うべきである。

D. 外部委託の管理

(概要)

税務システム及びその運用においては、運用委託業者をはじめ、様々な外部委託業者が関わっている。これらについては、情報処理（入力）業務が入札による選定のほか、随意契約となっている。これは、システムの開発、保守、運用管理業務は、ある程度の既存のシステムについての知識を有しているものが行うことが効率的であるという考え方に基づいていることである。契約書については、全ての契約につき確認できた。運用委託業者については、特にそのキャリア等についても定めており、一定水準の品質を保つようしている。守秘義務及び個人情報の取扱いについては、契約書内にて定めているが、外部委託業者の個人ごとに誓約書の入手等は行っていない。運用委託業者については、月次でミーティングが行われている。

運用委託業者については、税務課内に常駐する形で業務を行っている。当該作業場所は、通常の税務課内の事務スペースは、同じ個所である。税務課内では、システム担当者（税務課電算係）の業務スペースは、以前は、他の税務課内の事務スペースと物理的に分離されていたが、現在は区分されておらず、同スペース内にて業務を行っている。

また、上述に度々記載のとおり、税務システムの各種管理者権限、IDCへの遠隔操作ソフトによるアクセス権は、基本的にすべて、税務課の税務課電算係担当者と同じであり、外部委託業者について、特別の制限はされていない。また、上記のとおり、アクセスログの監視も行われていない。この他、IDCとの契約については、システム管理課が主幹となっており、契約書およびSLAの締結、並びに処理マニュアル等の交付が行われている。

（意見）

税務システム及びその運用については、外部委託業者への依存度が高い。特に開発・保守等の部分については、県庁側のシステム担当者側が、ノウハウを蓄積し、継承することが困難であることから、制限されたアクセス権の設定、開発環境と運用環境の分離、開発・保守手順の構築、アクセスログの監視、及びセキュリティ監査の実施等の外部委託先管理体制を適切に構築することが特に重要であると考えられる。

E. 危機管理

a. 危機管理計画とバックアップ体制

（概要）

税務システムは、二重化構成（「クラスタ構成」という。）を採用しており、システム障害が発生した場合でも、二重化されたもう一方のシステムにより処理が継続される。またディスクについては、RAIDと言われる分散記憶の方法を採用し障害耐性を強めている。

バックアップについては、当初監査時には、バックアップ対象、サイクル、媒体等を示した資料は作成されていなかったが、その後明確にされ資料が提出された。

それによると、バックアップデータについては、同一のデータセンター内において、分散保管はされているが、遠隔地保管はされていない。また、電子申告（eLTAX）システムについては、サーバー接続されている磁気テープにバックアップがとられているのみであり、他の税務システムのような、センター内での分散保管は行われていない。「運用・保守管理マニュアル」には、システム導入後、バックアップの定期的復元テストの実施が規定されているが、現在のところバッ

クアップテープからのリカバリーテストは、各部からの依頼に基づく日次データをもとにした小規模なりカバリーのほか、システム全体の復旧を対象とした大規模なものは行われていないことであった。
また、現在のところシステムの復旧に対する具体的手順は定められていない状況である。

(意見)

個別のテーブル毎の小規模なりカバリーテストは行われているものの、システム全体のリカバリーテストも行えていない状況では、大規模な障害時ににおけるシステム復元について、その実行可能性が不明であるといえる。

また、データは、分散保管を含めてデータセンター内のみで保管されており、遠隔地保管はされていない。データセンターの設備上の信頼性は、非常に高いものとは見受けられるが、県の税務データの一箇所のみの保管については、相当のリスク分析を行った結果としても、バックアップ媒体の定期的な本庁への持ち帰り保管等が行われることを検討すべきである。

さらに、電子申告（eLTAX）審査システムについても、分散保管を行うことが望ましい。

11. 徴税費分析

(1) 徵税費の推移

徴税費の分析は、効率性の評価の指標となる。効率性とは、効果を上げながら、いかに費用を下げるかということである。いいかえれば、費用が削減されたとしても、効果は下がらないようにしなければならない。県税にとっての効果とは税収の確保であり、費用は徴税費となる。費用削減のみ実行しても、税収額の低下を招いたのでは、効率性が向上したとはいえない。単に職員数のみを減らして費用を削減したとしても、一方で削減に見合った業務の効率化が進んでいなければ、組織としての活力と能力が失われ、結果として確実な税収確保に支障が出る恐れがある。

上記のこととを考慮に入れ徴税費分析を行う。

福岡県における、平成15年度から平成19年度の税収額とそれに対する徴税費の推移は、以下のとおりである。

		区分		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
税収入(千円)		予算額	(イ)	458,662,576	484,057,257	500,790,709	512,345,755	617,491,719
		調定額	(ロ)	480,705,068	509,756,245	521,725,285	562,236,149	638,466,202
		収入額	(ハ)	458,688,532	488,087,721	500,867,508	542,597,645	617,506,354
人件費	諸手当	職員給		3,628,013	3,590,156	3,327,614	3,292,414	3,319,611
		超過勤務手当		102,162	135,057	128,908	108,243	102,559
		税務特別手当		113,028	111,307	106,607	108,044	77,024
		その他の手当		1,953,938	1,956,654	1,825,476	1,829,123	1,854,977
		小計		2,169,128	2,293,018	2,060,991	2,045,410	2,034,560
費用	その他の人件費			1,158,387	1,152,890	1,082,846	1,068,361	1,073,794
		計(A)		6,955,528	6,946,064	6,471,451	6,406,185	6,427,965
	旅費	(B)		35,831	34,387	27,498	28,994	29,879
		需用費		136,307	140,613	140,769	122,780	115,525
		通信運搬費		253,374	232,375	227,133	230,735	226,699
徴税費(千円)	備品費			1,381	17,158	10,431	1,619	1,433
	その他			778,924	988,624	727,799	585,200	594,500
		計(C)		1,169,986	1,378,770	1,106,132	940,334	938,157
		納税通知書の数分		126,706	135,093	136,271	144,732	6,617,716
	徴収取扱費	県民税		5,115,192	4,996,760	5,142,736	5,675,898	1,516,230
徴収取扱費等	振込金額分			101,182	95,529	125,797	99,648	106,128
	その他			5,343,080	5,227,382	5,404,804	5,920,278	8,240,074
		小計		316,461	347,355	339,862	374,642	396,644
		納稅行動総合補助金		5,659,541	5,574,737	5,744,666	6,294,920	8,636,718
		特別地方消費税		3,952	3,609	1,500	1,500	1,500
徴収取扱費等 特別徴収義務者に対する交付金等	ゴルフ場利用税			0	0	0	0	0
		軽油引取税		1,075,301	1,076,841	1,071,364	1,037,779	1,030,284
		小計		1,103,365	1,099,496	1,091,444	1,056,765	1,047,750
	その他			20,050	20,050	31,383	32,739	33,485
		計(D)		6,786,908	6,697,892	6,868,993	7,385,924	9,719,453
徴収入に対する徴税費の割合(%)	合計(A)+(B)+(C)+(D)	(二)		14,948,253	15,057,113	14,474,074	14,761,437	17,115,454
		対予算額	(二)/(イ)	3,26	3,11	2,89	2,72	2,77
		対調定額	(二)/(ロ)	3,11	2,95	2,77	2,63	2,68
		対収入額	(二)/(ハ)	3,26	3,08	2,89	2,72	2,77
		吏員		803	793	737	733	733
徴税吏員等の数(人)	嘱託・雇人・傭人			0	0	0	0	0
		臨時職員		(27)	(1)	(41)	0	0
		計	(ホ)	803	793	737	733	733
	徴税吏員1人当たり徴税額(千円)	(ハ) / (ホ)		571,219	615,495	679,603	740,242	842,437
	徴税吏員1人当たり徴税費(千円)	(A)+(B)/(ホ)		8,707	8,803	8,818	8,779	8,810
事務所数	物性費(含徴収取扱費等)	(C)+(D)/(ホ)		9,909	10,185	10,821	11,359	14,540
	計	(二) / (ホ)		18,616	18,988	19,639	20,138	23,350
	移務事務のみを所管する事務所数			14	14	12	12	12
事務所数	移務事務を併せて所管する事務所数			0	0	0	0	0
	計			14	14	12	12	12

(県資料より作成)

平成18年度までの徴税費総額は、150億円前後で推移していた。平成19年度は171億円と20億円増加している。これは個人県民税に対する徴収取扱費が増加したことによる。徴収取扱費の県民税分とは、個人県民税について市町村民税と併せて賦課徴収しているため、市町村に対する個人県民税の賦課徴収事務費用の補償として交付されるものである。徴収取扱費が増加した原因は、平成19年度の税源移譲に伴い、個人県民税が大幅に増加したことによるものである。

平成19年度は個人県民税の徴収取扱費で82億円が交付されているが、個人県民税の不納欠損額が4億円、滞納繰越額が89億円に達していることを鑑みると、滞納整理の必要性が益々増加している。今後は市町村との連携の中で、実効性のある滞納整理等に努め、収入未済額の縮減を図ることが望まれる。

税収入(対収入額)に対する徴税費の割合は、平成15年度の3.26%から平成19年度は2.77%と減少傾向となっている。この数値は、税金100円を徴収するのに平成19年度は2.77円の費用が必要になつていていることを意味している。徴税費の割合は減少傾向となつていていることから、費用を抑制しながら税収増が図られていると認められ、その努力は評価できるものである。

徴税吏員1人当たりの徴税額は、平成15年度の5.7億円から平成19年度は8.4億円と増加傾向となつてている。これは、県税職員の削減努力と収入未済額の縮減効果、さらに個人県民税の税源移譲による増加も要因であると考えられる。

県税職員の削減は人件費の減少となるが、行き過ぎた削減は逆に効率性を損なう恐れがあるため、総合的なバランスを考慮して職員の削減については、慎重に行なうことが望まれる。

徴税吏員1人当たりの徴税費は、平成15年度の18百万円から平成19年度は23百万円と増加傾向となつてているが、職員数の削減により、相対的に1人当たりの費用が増加したことと、個人県民税の徴税取扱費の増加が原因と考えられる。

次に、単純に比較することはできないが、参考として他の都道府県との比較を行うこととする。

ここでは、福岡県と徴収規模が同等と考えられる類似府県10府県の中から、代表的な3府県(埼玉県、千葉県、京都府)を選定する。さらに、徴収規模等から比較の対象とは成り得ないが、比率等について参考とすべき点があると考え、徴収規模が全都道府県中最大である東京都も併せて比較の対象とする。

区分	福岡県	京都府	埼玉県	千葉県	東京都
税収入(千円)	542,597,645	289,170,185	682,425,367	759,070,518	4,923,639,464
徴税費(千円)	14,761,437	9,268,369	19,559,212	18,863,883	83,822,365
人件費(千円) (人件費内訳)	6,406,185	4,286,695	6,439,822	5,641,945	31,400,056
給料	3,292,414	2,088,825	3,171,970	2,815,137	15,412,304
職員手当	2,045,410	1,540,239	2,084,279	1,816,211	11,398,540
(手当内訳)					
超過勤務手当	108,243	81,519	106,751	78,779	582,958

税務特別手当	108,044	105,186	109,052	121,826	667,882
その他手当	1,829,123	1,353,534	1,868,476	1,615,606	10,147,700
その他人件費	1,068,361	657,631	1,183,573	1,010,597	4,589,212
旅費(千円)	28,994	14,484	20,440	21,809	78,371
需用費(千円)	940,334	933,849	1,264,282	1,125,560	20,329,322
(需用費内訳)					
需用費	122,780	83,328	133,542	158,809	946,330
通信運搬費	230,735	124,978	346,118	451,418	1,498,156
備品費	1,619	1,931	12,296	4,752	4,977
事務所施設費	37,750	171,291	–	–	5,146,575
その他	547,450	552,321	772,326	510,581	12,733,284
徴収取扱費等(千円)	7,385,924	4,033,341	11,834,668	12,074,569	32,014,616
(内訳)					
個人住民税徴収取扱費	5,920,278	3,482,939	10,359,259	9,770,233	27,898,309
地方消費税徴収取扱費	374,642	119,068	218,231	1,022,734	2,747,092
納税貯蓄組合補助金	1,500	1,719	–	–	47,750
特別徴収義務者交付金等	1,056,765	377,310	1,257,178	1,186,071	1,269,493
その他	32,739	52,305	–	95,531	51,972
	総額	2.72	3.21	2.87	2.49
					1.70
税収入に対する徴税費の割合(%)	人件費	1.18	1.48	0.94	0.74
					0.64
	その他	1.54	1.73	1.93	1.75
税務職員数(人)	733	430	775	721	1.06
職員1人当り	税収入	740,242	672,489	880,549	4,120
(千円)	徴税費	20,138	21,554	25,238	1,195,058
					20,345

(注) 平成18年度のデータをもとに作成
(東京都ホームページより作成)

税収入に対する徴税費の割合では、徴税規模が突出している東京都が1.70%と最も低く、福岡県は2.72%であり、千葉県、埼玉県とほぼ同じ水準である。
人件費の割合は1.18%と京都府以外の都県に比べて高く、その他の割合が1.54%と東京都に次いで低い水準になっている。他県の詳細は不明であり推測

であるが、需用費と徴収板費等の割合が低いことが原因と思われる。

需用費の金額が他県に比べ低くなっているのは、システム・情報通信関連の費用を比較的低く抑えていることが原因と考えられる。また、徴収板費の金額が他府県（京都府を除く。）に比べ低くなっているのは、県民税、地方消費税の徴収板費が低いことが原因と考えられる。すなわち、労働分配率が高く、人口密集、企業密集等の地域経済の密集性の違いが原因と考えられる。

職員1人当たりの税収入は、福岡県は7.4億円と京都府を除き他県に比べて低いが、職員1人当たりの徴税費は20百万円と東京都と同じ水準になつている。

また、徴税費の構成割合を比較すると以下のようにになる。

対徴税費構成割合

区分	福岡県	京都府	埼玉県	千葉県	東京都
徴税費	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
人件費	4.40%	4.25%	32.92%	29.91%	37.46%
旅費	0.20%	0.16%	0.10%	0.12%	0.09%
需用費	6.37%	10.08%	6.46%	5.97%	2.25%
徴収板費等	50.04%	43.52%	6.51%	6.01%	38.19%

（東京都ホームページより作成）

福岡県は人件費の構成割合が43.40%と京都府と同様に、他県に比べて高くなっているのが特徴であるが、一般的には税収が大きくなれば、人件費の占める割合が低くなる傾向がある。徴収板費等の割合は、埼玉県、千葉県がそれぞれ60.51%、64.01%と高くなっているのが特徴的であるが、福岡県は中間に位置している。需用費の割合は、東京都は事務所施設費の影響により24.25%と高くなっているが、福岡県は税収規模からいえば低い方である。